

42976

教科書文庫

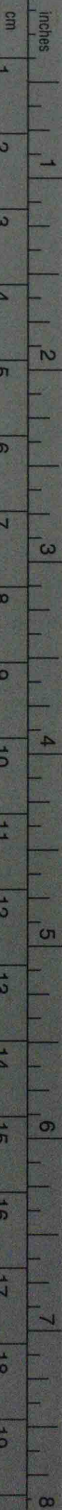
4
210
41-1909
20000 66154

Kodak Gray Scale



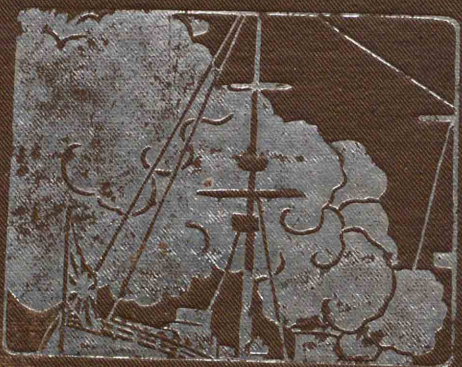
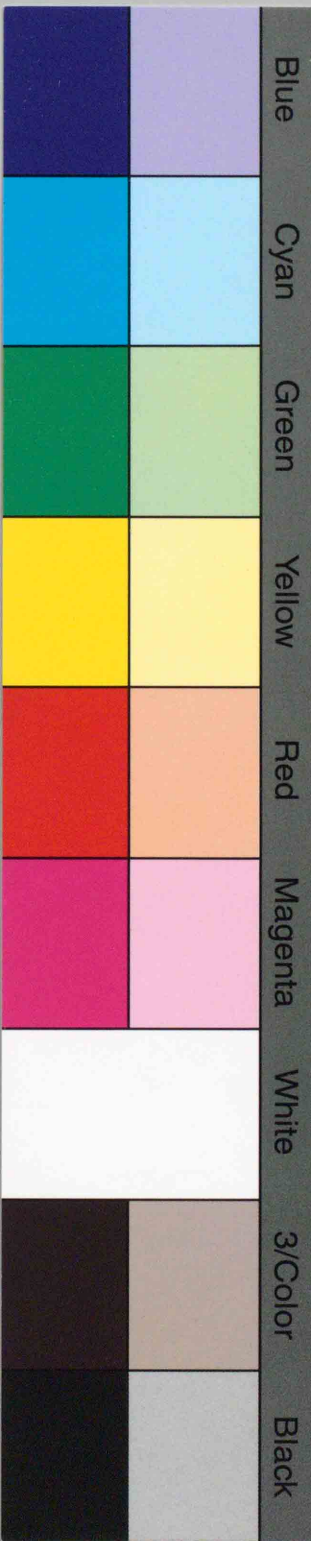
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書
41-
20000



教科書文庫
4
210
41-1909
2000066154

資 樣 室

4a

210

明42

日九十二月六年二十四治明

濟定檢省部文

書科教科史歷校學中



資料室

書科教科史歷

広島大学図書

2000066154



東京

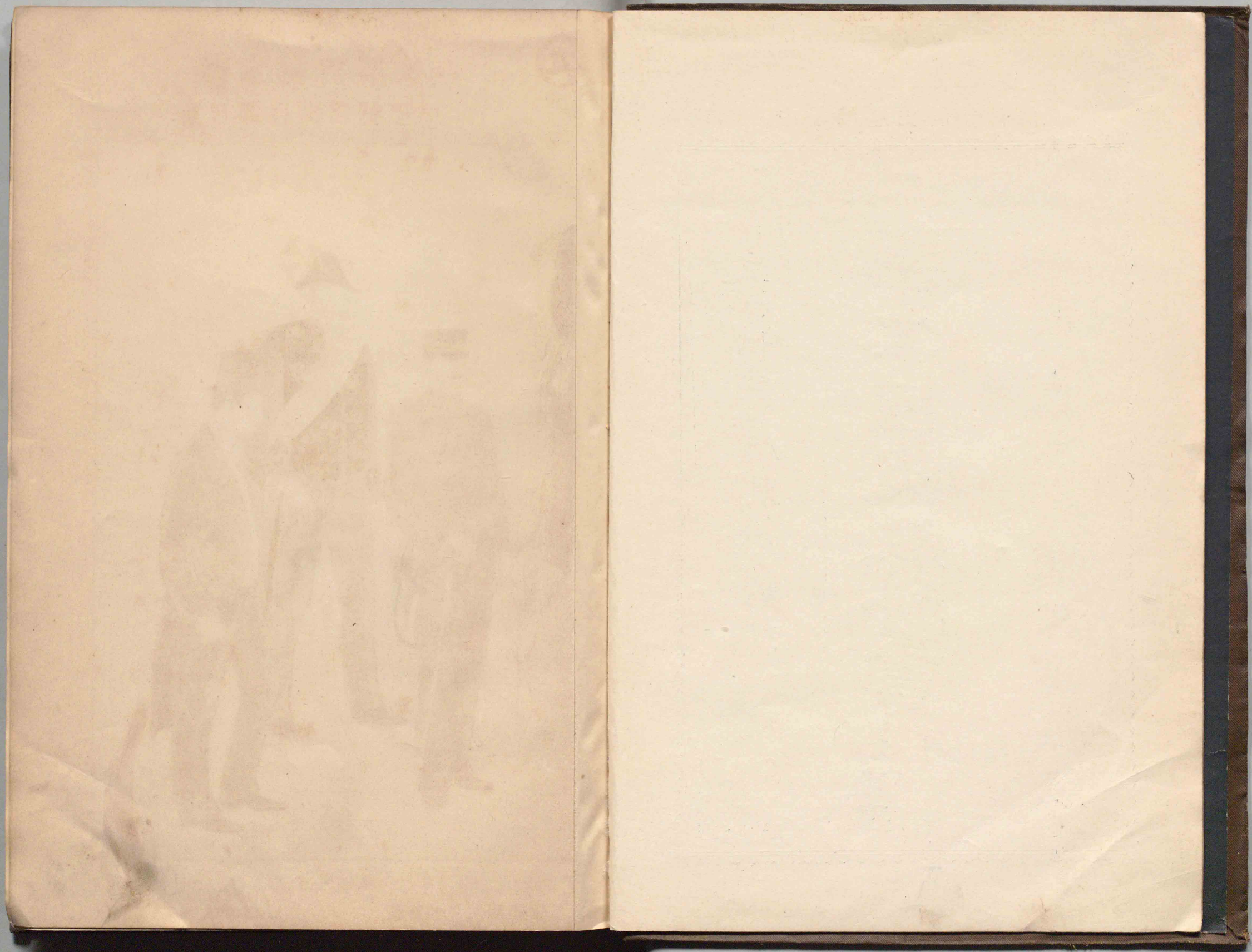
博文館藏版

中等國史教科書

第五學年用

文學博士原秀四郎編







裝正將大軍海

裝正將大軍陸

服禮大官文

裝略兵騎軍陸

裝略尉大兵步軍陸

服禮常通官文

中等國史教科書 第五學年用

凡 例

- 一、本書は既刊の初級用(第一、二學年用)と共に、中等國史教科書の一部を成すものにして、其篇章の組織は文部省訓令中學校教授要目に準據し、高級用(第五學年用)に供せらるべきものなり。
- 一、本書を分ちて、首篇本篇附録の三篇となす。首篇は教授要目の各時代事蹟の概括と題する部分を集成せるものにして、其時代分割法は該要目の第一、二學年用第五學年用のものを參酌して立案せり。
- 一、本篇は本書の主要部にして、之を第一部第二部に分ち、第一部に於ては維新以前に於ける各時代の制度文物及びその變遷並に

對外關係事蹟の概要を敘述し、第二部に於ては維新以後に於ける事蹟を列記す其初級用(第一、二學年用)に對する關係は、第一部の記事は大概初級用の記事の要點を敷衍再敘せるものにして、第二部は其本來の目的初級用に連續して完全なる國史の一體を成すに在り。

一、附録は地圖及び參照諸表より成り、亦初級用と相待ちて、互に其用を完うするを目的とす。

一、卷頭繪畫も亦初級用に連續して、明治時代服裝の人物畫となし、新に構成せるものなり。卷中挿入の繪畫も亦本文の説明を資くると共に、初級用と連續して互に參照し得るものを採録せり。而してその數量を多くして學生の趣味を喚起せんと勉めたること、初級用と同じ。又その材料の制度文物及び對外事蹟並に近世

現代の事蹟に關するもの多きは、高級用の性質上自から然るなり。

一、本書紙數に制限ある爲め、勉めて首篇の記事を簡明にし、本篇の各章目も多く節略に従へり。而して附録に於ては、之に反し、必要なる事實は網羅して遺さざらむことを期せり。首篇の講讀には初級用の教科書を參照して、重要なる事實を復讀し、本篇の講讀には附録の地圖年表及び中等國史地圖、中等國史畫譜等の圖畫參照表を利用すれば、能く相互の足らざる點を補ひ得可し。

一、本書所載名辭には或は右傍に正音正訓を附記し、或は左傍に別音別訓又は發音のまゝなる稱へ方を附記して參考となす。

一、本書の編纂に關して、初級用と同じく、文科大学教授三上參次先生の懇篤なる注意を受けたり。茲に明記して感謝の意を表す。

一、又挿入繪畫は例によりて大智勝觀君の揮毫に成り、校正には多く中村長君を煩はせり。併せ記して之を謝す。

明治四十一年七月

原 秀 四 郎 識

中等國史教科書第五學年用

目 次

首篇	總說	一
第 一 章	國體	一
第 二 章	歷代事蹟の概括	三
本 篇	各 說	一〇
太 古	第 一 部	維新以前の事蹟
第 一 章	建國の體制	一〇
上 古	第 二 章	大化以前に於ける支那及韓土との關係
			一三

第三章	氏族部民の制	一九
第四章	祭祀 教法	二二
中古		
第五章	大化以前に於ける支那及び韓土との關係 文化の發達	二五
第六章	奈良朝制度の概略	三一
第七章	平安時代に於ける制度文物の變遷	四〇
中古の續き		
第八章	莊園の起源 寺院の勢力 武門の興起	四八
近古		
第九章	鎌倉幕府の制度 朝廷と幕府との關係	

近世		
第十章	室町幕府の制度	五六
第十一章	明朝鮮との交通 倭寇	七〇
第十二章	織豊二氏時代の制度	七六
第十三章	歐洲人の來航 天主教の傳播 通商貿易 外征及び冒險の氣象	七九
第十四章	江戸幕府の諸制度	八七
第十五章	邊境の事情	九九
第十六章	洋學	一〇七
第十七章	維新の原因及び其事蹟の概括	一一一

本篇 各説 第二部 維新以後の事蹟……………一七八

現代 (明治時代)

第一章	明治新政 新設官制……………	一一八
第二章	版籍奉還 廢藩置縣……………	一一四
第三章	外交 大使派遣 歐米文物制度の採用……………	一二八
第四章	朝鮮との關係 征韓論 佐賀の亂 臺灣征討 北海道樺太千島……………	一三四
第五章	熊本及萩の暴動 鹿兒島の亂……………	一四〇
第六章	琉球・小笠原島の處分朝鮮との修好及び事變 天津條約……………	一四三

第七章 民選議院論 元老院 地方官會議

府縣會	國會開設の請願 政黨 新聞紙 國會開設の準備……………	一四八
第八章	憲法 皇室典範 帝國議會……………	一五三
第九章	諸制度の發達 學術の進歩……………	一五六
第十章	交通機關の擴張 殖産工業貿易の振興……………	一六六
第十一章	明治二十七八年役……………	一七三
第十二章	三十三年事變 三十七八年役……………	一七八
第十三章	條約改正 日英同盟……………	一八六
第十四章	世界に於ける我國の地位……………	一九〇

附 録

- 一 日本歴史記事要目
- 二 明治略年表
- 三 公武諸制度一覽表
- 四 内外對照名辭略表
- 五 現代版圖及版圖沿革地圖

目 次終

中等國史教科書 第五學年用

文學博士 原 秀 四 郎 編

首 篇 總 說

第 壹 章 國 體

國體 地理 物産

我大日本帝國は、亞細亞の東方海上に在る數多の群島より成り、地勢嶮峻にして國內に山岳多く平地は狹少なり。されども地味は頗る肥沃なるのみならず、氣候も亦概ね中和にして、寒暖その度に適せば、植物よく繁茂し、禽獸蟲魚禾穀菜蔬等も種々のもの生長し、また種々のもの培養せらる。中にも米は建國以來國民の常食にして、またよく風土に適應し、

國民

皇室

文明

産額も多く、國民は生をこれに托して、よくこの國土に安處せり。且つ國民の氣質は快活にして思慮に富み、極めて温和なる社會を作り、幾千年前の太古より、この群島の要部に、萬世一系の皇室を戴きて定住せり。而して歴代の天皇よく國民を慈しみ給ひ、國民はまた克く皇室に忠に、自國を愛し、西方の沿海、北方の離島に數度外寇の侵入せしことありたりと雖も、忽ち之を撃ち攘ひ、又ある時代には大臣・大連・攝政關白・將軍などいへる權臣の國政を擅にせる時代もありしかど、皇室の尊嚴は今に至りて少しも變ることなく、國民の能力は常に外來の文化を巧に使用し、古くは韓半島の文明中頃は支那の文明、近くは歐羅巴の文明など、入り來るものは皆取つて以て自國文明の發達改良の助となし、益々よく之

を活用する長所を有せり。かゝる皇室を戴き、かゝる國民の保てる國家は、洵に古今東西に比類なしと云ふも敢へて不當にあらざるべし。

第貳章 歷代事蹟の概括

國政の
變遷の
史上の時
代
太古
神代

今茲に再び我國史を述べんとするに當り、先づ史上の時代を六大時期に分ち、其主要なる事蹟を概括して汎論となし、之を首篇に置き、以下順次に各時代の制度文物の概要、その變遷及び對外關係事蹟の一斑を列敘し、特に近世開國後の事蹟を細敘して、現代文明の由來を明にし、國運の發展は皇統の隆榮に伴ひ、眞に天壤と無窮なる所以を述べんとす。
太古天照大神は瓊々杵尊を豐葦原瑞穗國に降されんとて、

之に告げて「豊葦原瑞穗國は我子孫の治むべき地なり、皇孫
 行きて知ろしめせ、天日嗣の隆んらんこと天壤と窮りな
 かるべし。」と宣へり。瓊々杵尊即ち諸大族の祖神を従へて筑
 紫に降臨し、高千穗宮に坐し給ふ。其後神武天皇樞原奠都の
 盛典を舉げ給ふまでを建國の初期とす。これを神代と云ひ、
 又之を高千穗朝と云ふことあり。即ち筑紫偏安時代なり。
 神武天皇の後國內平安なり。崇神天皇の時四道將軍の派遣
 あり。景行天皇の朝には蝦夷熊襲を征服し給ふ。當時中域の
 大部分殆んど統一したれば、成務天皇は山河を堺し國縣を
 分ち賜へり。尋で應神天皇の時に韓土の内附するあり、其文
 物を輸入し、歸化人及び其子孫を用ゐて、我國の文明を進む
 る資となせり。この上古の時代には皇子王孫の末流たる名

高千穗宮

建國の初

期

筑紫偏安

上古

大化以前

國土擴張

氏族蔓延

氏族制度
の弊

中古
奈良朝
平安朝

族及び筑紫降臨、大和平定其他の鴻業に勳功ありし諸神の
 後裔、蔓延して數多の氏族となり、中央地方の要職を占めて
 皇室の政を補くれば、この時代を王政時代中の氏族制度の
 時代と云ふべし。この時代には歴代の皇都は多く大和にあ
 り、時として河内又は攝津・山城・近江等に遷せり。而して氏族
 制度の弊漸く生じて權臣跋扈し、韓土の諸邦は叛服常なく
 漸く離畔せんとするに當り、天智天皇出で、蘇我氏を倒し、
 大化の新政を斷行して豪族の跋扈を制し、又韓半島を放棄
 して大に内治の整頓を謀り給ふ。

中古時代には、外に唐朝と交通して其文物制度を輸入し、奈
 良京・平安京に中央集權の政府を完備し、國郡制度を以て地
 方を治むることとし、又蝦夷隼人の地方に人民を移植し、中

藤原時代

域の全部を統一せり。尋て藤原氏專權時代に及ぶ頃、唐朝の戰亂に遭ふてその交通杜絶し、國內にも制度の變遷あり、文化も亦自國特有のもの發達せり。その後宋朝の商船私に來通するものあれど、文物の輸入は遣唐使當時の如く盛んならず。而して國內の制度益頽敗し、院政時代に及びては、莊園の益盛行すると共に、大名小名興起し、就中源平二氏遞次に隆興して、遂に武家執政の世と爲り行けり。

院政時代

近古

鎌倉時代

南北朝

室町時代

源頼朝鎌倉に幕府を立て守護地頭を置いて全國を統治せしが、朝廷幕府の關係圓滑ならず。北條氏倒れて建武中興ありしも、南北朝の亂發して足利氏隆興し、室町幕府を立て、また武家政治を起し、守護を以て全國を統治せり。この間鎌倉幕府開設の前後より北方の蝦夷島南方の鬼界島其他に

倭寇

近世

天文慶長年間

南蠻船

渡航し、或は遠征するものありしが、その中頃元寇を擊攘してより後、邦人の勇悍なるものますます、外に出で、大陸なる支那、韓國の沿岸地方に進發せり。之を倭寇と稱し、特に足利氏時代に盛んなり。而して足利幕府及西南諸國の守護は、別に明及朝鮮と盛んに通商貿易を行ひ、五山の僧侶多くその事に與り、かねてその文化を傳來せり。
足利氏の季世は、戰亂甚しく、國內分裂して紛擾を極めしが、織田・豊臣二氏出づるに及び漸次統一の運に向へり。この間ポルトガル・イスパニアの船舶南洋を経て我國に來るもの多く、イギリス人・オランダ人も亦來り、爲めに我文化を更新せしこと多し。但し之と共に天主教も傳來して、弊害起りしを以て、徳川氏に及び鎖國令を出して斷然之を禁遏し、宗教

徳川時代

鎖國

開國

を一掃せん爲め通商貿易にも制限を附し、支那人・オランダ人のみの來航をゆるせり。先是邦人は前紀以來ますます外征冒險の志氣を鼓舞して、功業を立つるもの少なからざりしも、こゝに至りて頓挫せり。而して國內に在つては織田氏以來諸將の戦功に應じて大小の領地を分賜すること行はれしが、徳川氏に至つてこの大名分封制度ますます完備し、天下よく治まり泰平永續せり。而して鎖國令の結果邦人は全く外に出でず、海外の事情を知るもの少なく、たゞ洋學の再興によつて、略その一端を知るものゝ生ぜしのみ。その後蝦夷島・樺太島の經略と共にロシア人と接すること多く、尋でアメリカ合衆國使節の來朝を受け、その忠言により鎖國政策を廢して、開國主義を執るに至れり。

現代
王政復古

東亞及び
印度地方
の平和

開國後現代に及びて汎く世界の諸國と交はり、鎌倉幕府以後引續ける武家執政の政體を廢して王政を復古し、全國を府縣に分ちて之を統治せり。其後西歐諸國の制度を參酌して、中央政府の組織其他の制度を完成し、文物も亦駸々として進み、國運の發達も亦著しく、清露二國と戦うて之に勝ち、臺灣全島及び樺太島南半等の地を得て之を版圖に加え、また滿・韓經營に従事す。而して國民の海外諸國に移住するものこの期に及びて益々多く、又英國と同盟を結びて相共に東亞及び印度地方の平和を擔保せんとす。今後國運の發達期して待ち得べきものあらむ。

以上我國國政變遷の大要なり。

本編 各説

第壹部 維新以前の事蹟

太古

第壹章 建國の體制

建國の初期に於ける社會の狀態を考ふるに、古史の所傳によれば、天神・國神・土蜘蛛等の名稱あると共に、都鄙の文化に優劣あり、風俗も差異ありしに似たり。中にも筑紫に坐せる皇室は天神の嫡流にして、出雲なる大國主命の一派・大和なる饒速日命の一派も相次ぎて皆之に歸し、其他國神の屬、土蜘蛛の類も草の風に靡く如く皇威に伏し、爾後世を逐うて

建國の體制
社會の狀態
皇室

天神の一派

橿原宮の政

祭政一致

筑紫降臨の元勳と大和の元勳との

蝦夷・熊襲の異屬も亦馴服せり。この天神の一派は特に文化に達し、武勇に長じ、祖先を尊び、正嫡を重んずる風あり、その族制よく整ひ、官職を世襲し、上下諧和し、組織強固なるを以て、好く大業を成就せるなり。

神武天皇すでに天神の嫡流として、天祖の威靈に頼り、國內統一の大業を成就して、天位を橿原宮に正し、神器を正殿に奉安して朝政を聽き、又皇祖天神を鳥見山に祀り給ふ。當時未だ神宮、皇居の別あらず、萬機の政を爲すには必ず祖宗の祭祀を行ひ、政官即祭官なり。筑紫降臨の元勳たる天兒屋根命及び太玉命の後なる、天種子命及び天富命は、或は大和乎定に、或は東國拓殖に功を立て、其後裔たる中臣氏・忌部氏繁盛して、其本宗は各其祖先の職を世襲して、祭政を掌れり。又

諸神の苗裔

天忍日命の後なる道臣命は大伴部を率ゐ、天津久米命の後なる大久米命は久米部を率ゐて、東征の軍將たり。於是また宮門護衛のことを掌る。これ即ち後世の大伴氏・久米氏の祖なり。又東征の時に歸順したる饒速日命の子可美眞手命は内物部を率ゐて、殿内に宿衛す。その後裔は物部氏にして、この三氏は世々武事を掌れり。その他有功の臣僚歸順の酋長を以て國造縣主となし、その苗裔をして各中央地方の政を行はしむ。

官職世襲

而してこれ等文武内外の諸官は皆世襲にして、各食邑部民を私有せり。また皇室は皇祖天神の嫡流なると共に、三種の神器を傳へ、其授受の神勅を遵奉して、萬世この國土に君臨し、之に隨從せる諸家の祖神も、高天原以來皇室と親密の關

祖先崇拜

係を有し、姻縁を連ねし尊貴の家系を有す。かくて皇室は皇祖天神を祀りて祖先崇拜の義を示し給ひ、諸氏族は皇室を本宗として常に之を奉戴し、またよく其祖先を祀りて祖先が皇祖に仕へし職を以て忠を皇室に盡さんとす。かゝれば建國の基礎強固にして、皇統一系萬世に亘り、臣民忠勇の美風千古變ぜず。國運の發展窮りなき所以なり。

上古

第貳章 大化以前に於ける支那

韓土との關係

支那韓

我國と支那及び韓土との交通は、早くより開けしならんと

土との
關係

前漢時代

後漢時代

曹魏時代

韓土と交
通の初期

は、歴史の事實また地理の關係より容易く推測さるゝことなり。由來文事に長ずる支那人は、其古代の歴史に早く我日本人を倭人と呼びて其關係を記載し、前漢の時代には其韓土に於ける領地なる樂浪郡の海上に倭人在りと云ひ、後漢時代には韓土を経て倭人の小國主の來通するを云ひ、三國の魏の時代には其使者韓土なる帶方郡より三韓の諸邑を過ぎて倭國に入れりと云ひて、着々その交通の事蹟を記述すれども、我太古史・上古史には支那と交通せる記事乏しく相當せる年記を推定し難し。韓土に於ては新羅・加羅の勃興するに當り、倭人來りて王侯宰相と爲れりととの古傳説を有し、我國史の一部にも素戔鳴尊の韓國に往來し、稻氷命の新羅に入り、其他新羅王子天日槍の來朝、田道間守の常世國に

任那日本
府

歸化人

遣はさるゝ古傳舊事を載録せり。其後新羅益強大にして加羅の諸小邦の國勢危急なるに際し、援を我國に求むるあり。韓土との關係初めて國史上に分明なり。我朝韓半島經營の動機は、崇神・垂仁二朝の間に、諸加羅の請を容れて新羅を制せんとするに初まり、將軍を派遣して加羅に鎮せしめ、其後神功皇后は師を興して新羅を屈服せしめ、又百濟の投降を納れ、任那日本府を建て、其政治を統監し、爾後或は貢賦を徵收して我國の歲入に加へ、或は人物を招致して我文明を裨補せしめたり。時に韓土は高麗・百濟及新羅鼎立して、支那人の移住地たる帶方・樂浪の諸郡既に亡びたれば、其流民韓人と同じく我國に來投するもの多く、其顯貴なるものは弓月君、又は阿知使主の如く多數の一族部

海外航路

民を従へ來るものあり。共に我國文運の進歩に與かりて功あり。當時我國官吏軍隊の韓土に駐在するもの多けれども、必ずしも拓地移民の意味を有せず。却つて韓漢二種の歸化し來るを優遇して、其尊貴なるものには土地を與へ、官職を授けて、我國民と伍せしめたり。後に蕃別と云はるゝ諸氏は即ち其裔なり。雄略天皇の時には工藝の獎勵と共に歸化種を優待し、又遠く使を派して支那の江南地方より工人を招き、直接にその文物の輸入を計畫せらる。當時の航路は尙韓土を過ぎて達せり。

而して韓土の三國は反服常なく、新羅は毎々我をして征伐に勞せしめ、高麗の勢威亦強盛なり。我國內にては繼體天皇以後諸氏族の大姓權を擅にして内政や、弊れ、對韓政策も

日本府衰弱

儒教の來

佛教の來

聖德太子の治績

亦當を失へること少からずして、任那日本府の威權漸く衰へ、任那百濟は漸次に新羅に壓せらる。されど大陸の文化の韓土を経て入來するもの益多く、制度技藝の外風教道德の感化も又大なり。先是應神天皇の朝に阿直岐王仁等百濟より前後入朝して漢文學を講じ、儒教の思想や、行はれ、稚郎子皇子は御兄仁德天皇の爲め天位を避け給ふことあり。其後佛教の百濟を経て入來するに及び、初めは舊來の思想習慣と衝突すること甚しく、爲めに朝廷權臣の軋轢を起し、その榮枯の原因となりしが、後聖德太子出で、佛教の興隆を謀り給ふに及び、社會萬般の事物皆之に伴うて面目を改むるに至れり。太子は韓土との關係日に非なる時に遇ひ給へるが、直接支那と交通の道を開かん爲め、遣隋使を派遣せら

外交の辭令

國號

れ、學生僧侶を隨行せしめ其文物を視察せしめらる。佛教興隆美術發達及び憲法曆國史の修撰等は皆太子が敢爲なる外交政策に培はれて、内治の精華となれるなり。

當時隋に與へし國書には、日出處天子致書、日沒處天子、或は東天皇敬白、西皇帝等の文字を用ゐたり。又我國には古くより大八洲、大日本、豐秋津洲、豐葦原中津國、豐葦原千五百秋瑞穗國、浦安國、細戈千足國、玉垣内國等の諸名稱あり。後に孝徳天皇の時我國號に日本の二字を用ゐたり。この天皇の時大化新政の大改革を行ひ、隋唐の制度に準據して我國の政治を行はる。聖徳太子以來支那の文化入來するもの益多く、大化新政の立案も蓋し留學生の力によるもの多し。

第參章 氏族部民の制

氏族部民の制
 氏の嫡流
 氏の祖神
 氏の職
 品部

大化以前には官吏の職制など云ふことなく、氏族部民の關係によりて、政治及び社會の組織を整へたり。すべて同一の祖先より出でし多人數の團體を氏と云ふ。氏の中にて其嫡流に當る家の長はまた自から氏の長として氏全體を支配せり。氏の最初の祖先は即ち氏神にして、顯榮なる氏々の祖神は多くは皇統より分れ出で、また筑紫降臨大和平定等の元勳の諸神より出でしものも多し。氏には各一定の職掌あり、之を世襲して上は皇室に仕へ、下は部民を支配し、上下の分定まつて秩序よく行はれたり。

又氏に屬して其世業に服する部民を品部と云ふ。中臣氏あ

百八十部

姓

臣連伴造

りて中臣部あり、久米氏ありて久米部あるが如し。又中臣部齋部は世々祭祀を掌り、物部・久米部・大伴部は軍事を掌り、土師部・玉作部は土器玉類を作ることを掌る如く、一職あれば一部を立て、其族類多く之を總稱して、百八十部又は八十伴緒といへり。各食邑ありて之を私有す。朝廷またその氏の長に臣連直首等の姓を賜ひて、家格の尊卑を標示せらる。中臣連・大伴連・物部連・齋部首・久米直等史上に名あり。姓も亦世襲にして、或は之を概稱して臣連伴造國造と云ひ、又單に伴造とも云ふことあり。その内臣連の二姓尤も尊く、皇統に出でしものは多く臣姓を得て、建國元勳の神裔たる連姓の名家と共に往々朝政を輔けたり。

されど未だ常任の執政官あらず、成務天皇の時武内宿禰棟

大臣大連

有力なる氏族

名代の民

御縣屯倉

梁臣として大臣の權を得、雄略天皇の世に大伴室屋大連に任ぜられてより後、大臣大連相並びて朝政を執り、武内宿禰の子孫たる平群・紀・葛城・蘇我等の諸氏と中臣・齋部・物部・大伴諸氏とより祭官政官を出すこと多し。その他臣連二姓の名家より出で、或は朝政を聽き、或は軍職につき、或は地方の總督に任ぜられしものも少なからず。阿倍氏・吉備氏・上毛野氏・尾張氏・出雲氏の如きは其著しきものなり。

諸氏の部民の他に、朝廷亦名代の民子代の民と云ふものを設けて、天皇皇后又は皇子の御名を後世に傳へらる。日本武尊・雄略天皇の御名に因みて、建部・長谷部を置かるゝが如きこれなり。當時皇室の御料地として御縣・屯倉等あり。繼體天皇以後諸氏族の事によりて私領を上りて屯倉とする例多

亂氏姓の混

味樞岡の探湯

大化の新

新姓八等

新撰姓氏錄

し。而して時勢の變遷と共に、氏族の制も亦變遷あり。諸氏の益繁殖するに従ひ、本末を混淆し、尊卑を顛倒するが如き弊生ぜり。よりにて允恭天皇は、味樞岡の探湯によりて、嚴に之を匡正せらる。

其後氏族政治の弊害漸く甚しく、終に大化新政の大變革あり、新官制を建てられ、族制と職官との別を明にす。されど天武天皇の時に更に眞人朝臣宿禰等の八等の姓を設けられ、又嵯峨天皇の時に新撰姓氏錄を撰まれ、皇別神別蕃別の三類別によりて諸家の出自を明にせらるゝことあり、家格を尊び族制を重んずる風は永くのこれり。

第四章 祭祀 教法

祭祀

靈峙

神器

祖神

上代に於ては政治及び社會萬般の事皆氏族制度と關係あり。祭祀を行ひ祖先を崇拜するは、血統を重んじ家格を尊ぶと同じく、皆氏族制度の精神を維持し、其の團結を強固ならしむる所以なり。神武天皇の大和を平定し給ふ時、靈峙を鳥見山に建て、皇祖天神を祭り、以て報本反始の大孝を申べ給ひ、又樞原宮の正殿に天祖の威靈を寄せ給ひし寶鏡以下三種の神器を安置し、祭政一致の政を爲して建國の基礎。治民の精神の永く渝らざるを示し給ふ。
又臣下たる諸氏族の皇別は素より皇室を本宗と仰ぎ、神別も亦姻戚其他の關係によりて皇室と親密の關係あり、蕃別も亦祖先以來皇室に托命寄生の恩遇を荷へれば、皆よく皇室を奉戴し、又その政に倣ひて自家の祖神を祭り、其部民を

天社國社

神宮

神祇官

官國幣社

教法

愛撫し、その世職を紹述し以て祖先に孝に皇室に忠ならんことを期す。其精神を形式に寓するもの即ち祭祀なり。而して皇室は獨り其祖宗を尊崇するのみならず、又諸氏族の祖神をも敬重し給ひ、崇神天皇の時には天社國社を立て給ふ。この天皇の時神器を別殿に奉安し、垂仁天皇の時に之を伊勢に齋き祀り給ふ。其後大化の新政ありて政治組織を一變し、専ら支那の制度を模倣する時代に及びても、なほ神祇官を太政官の上列し、宮中に八神殿を設け、伊勢の神宮を尊崇し給ふこと論なく、官幣社、國幣社の制を定めて、諸氏族の祖神を敬重すること前代の如く、以て世道人心を維持することを計られ、永く後世の風となれり。

太古人心純樸にして萬事私意に率らず、一に神教を請けて

太古盟神探湯
禊

新穀兵器

之を決する風あり。疑事訴訟は太古に問ひて判じ、或は盟神探湯して決す。又禊あり、禊あり、禍害を去り、罪科を贖ひ、福德を求め、汗穢を除くにも用ゆ。盟誓禁厭等の事亦皆神に依り、その他新穀は必ず先づ神に捧げ、兵器を神庫に納むる等、農事軍事も亦神意によれり。故に特に教法と稱すべきものなしといへども國民の道德はよく維持せられたり。

中古

第五章 大化以後に於ける支那及び

韓土との關係 文化の發達

支那及

韓土にては前紀の末に至り、新羅の勢益猖獗にして、任那日

び韓土との關係
新羅の興起

本府も終に廢止し、其後形勢ますます我國に不利なり。この頃支那にては隋朝に代りて新に唐朝興り、新羅は其援兵を得て頻りに百濟を犯し、我國の入援軍は却つて利を失ひ、齊明天皇の御世に百濟終に滅亡せり。その遺民の來投するもの多く、之を國內所々に安置す。尋で高麗も亦滅亡して唐朝の有に歸せしが、其後新羅は韓土の南方を統一し、高麗の遺種は渤海國を建てたる靺鞨の一部に合せり。要するに韓土服屬以來人物技藝を輸入して、我國文明の進歩を助け、國力を増進せしめたる功多かりしと雖ども、其土は小國分立せるため、互の紛争より、延ひて我國に對する叛服常なく、殆んど之が鎮撫に苦しむ有様なりしが、その後我國にては隋唐交通より大化革新などの大事業起り、爾來我國の政策は内

渤海の建國

韓地放棄

治の整頓を專とし、且つ支那大陸の文化は南道航路によりて直接に輸入することとなり、全く韓地を放棄することとなせり。

遣唐使

先是推古天皇の御世聖德太子攝政の時に、小野妹子を隨に遣はされて直接交通の道を開きしが、其後唐起るに及び舒明天皇の時に犬上御田鍬を唐に遣はさる。これ遣唐使の初なり。尋で齊明天智二朝の間に韓土に於ける對抗の事蹟ありしも、彼我の國交は尙厚く、時々遣唐使の派遣あり。凡遣唐使に任せらるゝ大官は、學識器量共に秀で、粟田真人、藤原清河、大伴古麿、吉備眞備の如き特に名あり。眞備は阿倍仲麿と共に留學生として唐に入りしが、後に學成りて歸朝し、遣唐副使としてまた入唐せり。眞備は經書、歴史、天文、地理、兵學、陰

吉備眞備

文化の發達

佛教興隆

律令國史地誌

漢文書牘

陽術・音韻學等通ぜざるなく、稱徳天皇の寵遇を受け、仕官して正二位右大臣に進み、大に文教の興隆を助けたり。當時我國運隆盛にして、人才も輩出し、且つ唐朝文化爛熟の時期に際會したれば、遣唐使の來往によりて其制度文物を傳來するのみならず、僧侶も亦遣唐使に隨行して入唐し、佛教各宗派の經義を學びて歸り、盛に人民を勸化し、或は新一派一宗を開きしものも少なからず、道昭・行基・空海・最澄の如き其著しきものなり、かくて國內にては佛教の興隆・美術の勃興と共に律令の撰定・國史地誌の編修等あり。主として漢風の文學行はれ、大學國學にても之を教授すること盛んにして、平安朝に入りては日用の書牘にも漢文を用ゆるに至れり。又外には遣唐使及び留學生・學問僧の發遣絶へざれ

大食波斯の名
林邑崑崙の樂

渤海の盛運

日本道

ば、我國人はこの交際行はるゝ間に新羅人・唐人の外・安南・吐蕃・大食・波斯等の諸國人民の存在するを知り、唐朝の工藝文物と共に西方文化の影響を蒙れる物品をも輸入し、林邑・崑崙などの音樂をも傳來せり。木棉の種子を天竺人のもち來れるもこの頃なり。其後遣唐使の派遣やゝ衰へ、仁明天皇の時遣はされしを最後として、數世その舉なく、後に宇多天皇の朝に再興せられんとせしも、菅原道眞の議によりて廢せり。尋で支那は五代の大亂となり、交通暫く絶へたり。韓土方面は渤海の國運やゝ振ひ、盛に唐と交通して其制度文物を輸入し、五京・十五府・六十二州を設け、其東京龍原府は東南海に臨めるを以て、之を日本道とし、使船この地を發して、北方より我國に來聘すること多く、唐と交通する道とな

倭寇	元の興起	宋	金	女真	刀伊	鐵利	遼	高麗再興	新羅滅亡
----	------	---	---	----	----	----	---	------	------

りしことあり。當時新羅の使者も亦時々來りしが、其國書禮を失ふもの多きを以て我國は之と絶ち、また其入寇を撃退せり。其後我國の藤原時代の初め頃、新羅衰亡し高麗之に代りて興り、渤海も亦衰へて契丹、遼の爲めに滅ぼさる。その一隅に鐵利といへる一部屬あり。我國一條天皇の御世に高麗と共に入寇せる刀伊も亦北方の異屬なり。高麗人は北方の異屬を指斥して野人と云へり。其後この地方より女真勃興して國を金と號し、遼を滅し、支那の中原に入り、宋に迫りしが、後に蒙古に滅ぼさる。蒙古は即ち元にして、我國の鎌倉時代に當りて、高麗は之を導きて入寇せり。我國は之を撃攘して後、西國の人民は却つて倭寇となつて、支那韓土の海岸を侵掠し、平和の交際暫く絶へたり。

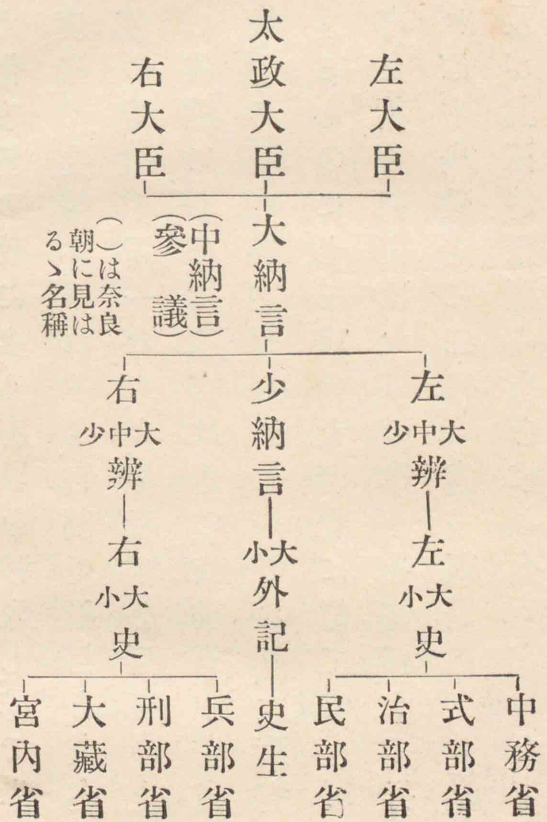
唐制との關係	制度の概略	大寶の律令	中央政府	神祇官	太政官
--------	-------	-------	------	-----	-----

第六章 奈良朝制度の概略

大化改新の政に多く唐風を移入し、尋で律令の撰定あり、制度漸く完備す。されども、官制の細目と其名稱とは必しも唐朝の規定と同一ならず。神祇官を百官の上に置くは、我國風の特點にして、太政官は唐の尙書省、中書省、門下省の制を酌して、新に制定せられしものなり。大藏省も亦古名稱を存するものにして、唐の大府寺に似て尙重職とせられしなり。]

奈良朝の制度は大寶の律令を修訂して行はる。大寶令によれば中央政府に二官八省一臺等あり。神祇官は全國の官社及び其田地祭祀の事を掌り、太政官は天下の政務を統へ、萬機の中樞たり。八省は其管轄なり。其官制を略示すれば、左の

如し。



太政大臣
左右大臣

太政大臣は一人に師範とし、四海に儀表となり、其人なければ則ち闕く、故にまた則闕官の名あり、左右大臣は衆務を總



聖德太子

藤原不比等

北條時宗

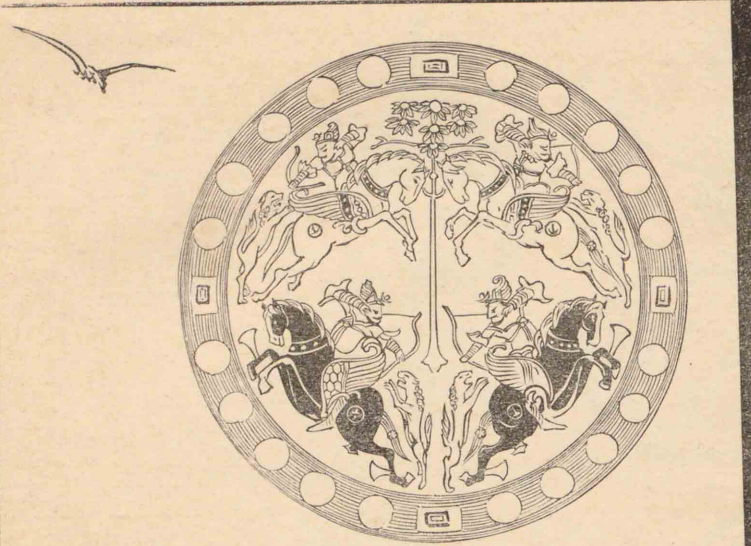
織田信長

德川家康

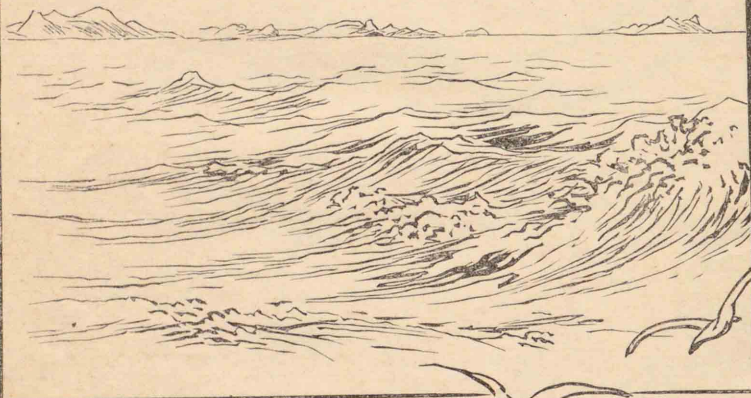
德川吉定

中等國史教科書第五學年用第壹圖

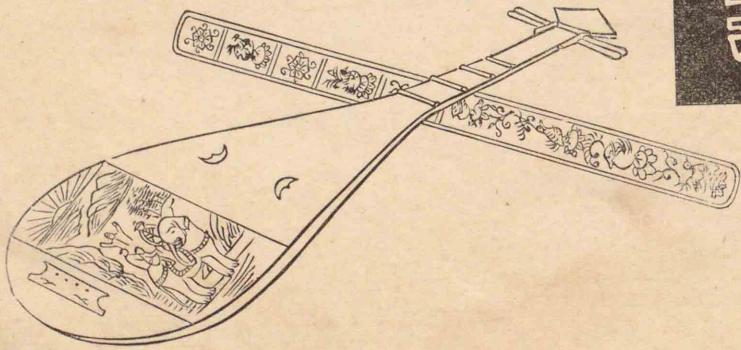
好太王碑文一節
法隆寺四天王旗織紋



對馬海峽



正法隆院寺御藏琵琶尺

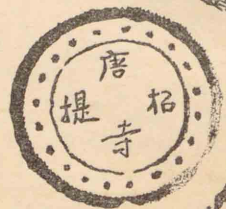
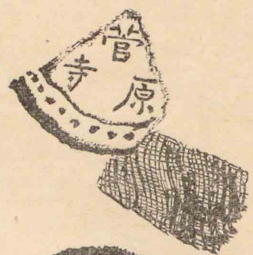


倭
吹
未
叩
羊
來
渡
海
破
百
殘
斤
羅
叩
為
臣
民

中等國史教科書第五學年用第五圖

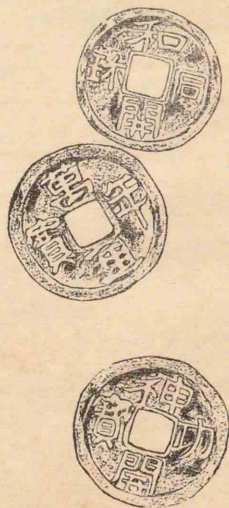
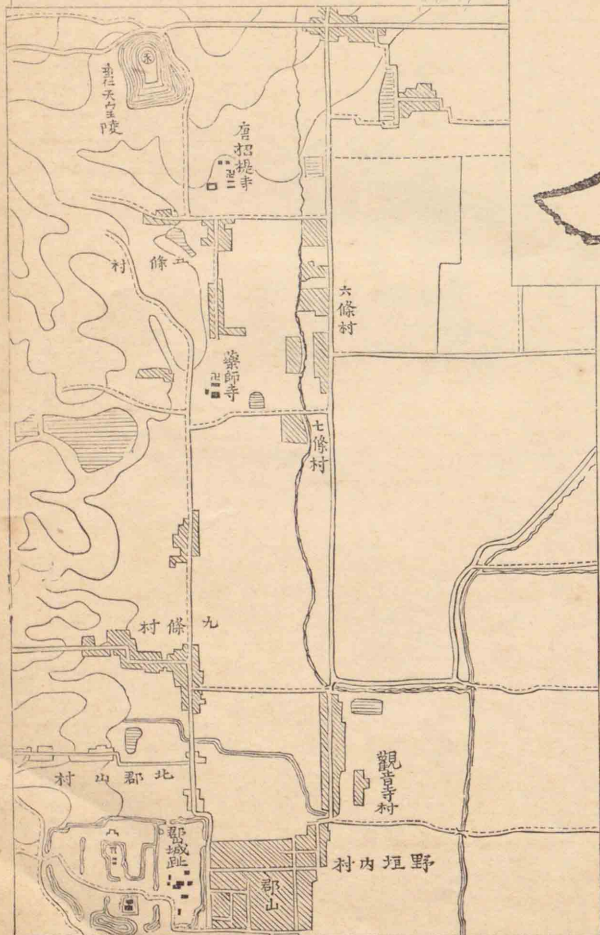
屋瓦搦本

假面



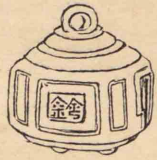
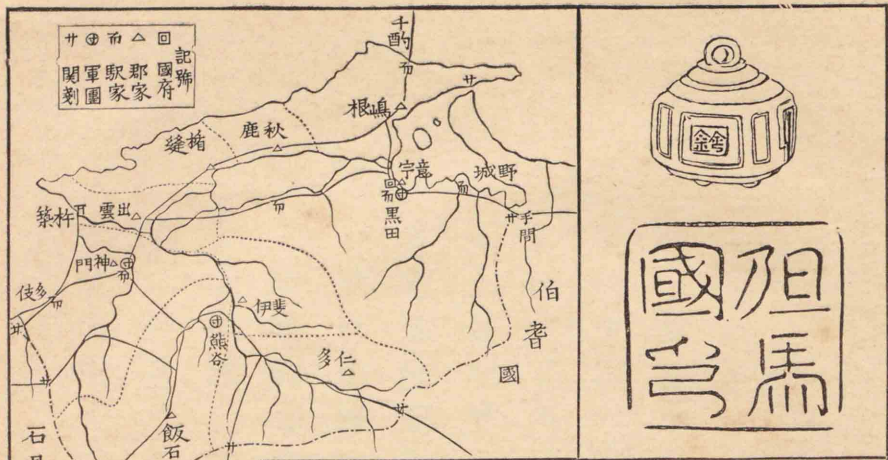
錢貨

奈良京趾の一部

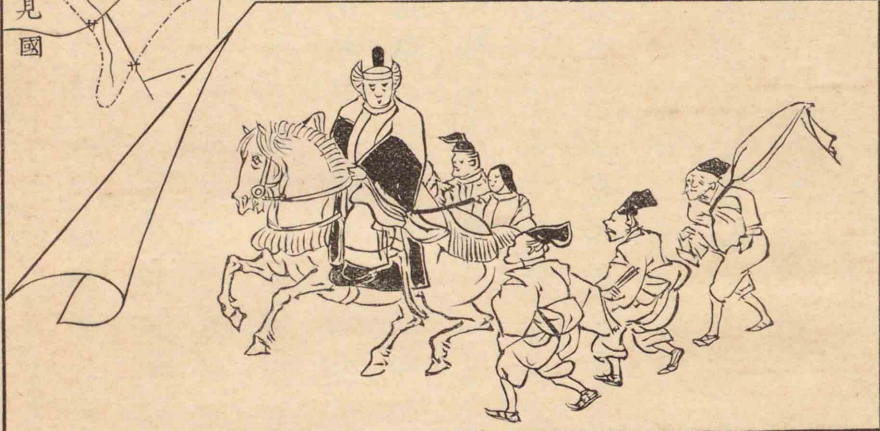


中等國史教科書第五學年用第參圖

出驛國圖印



馬廂國



國司巡行

墾田賣券

拓殖局長解 中堂地賣買墾田立券草
 神田津駁 上院東紀寺田 此田名立券之田
 限南京故開墾田限此物之屋田
 付價錢捌貫 天正勝發三歲次年并其地作科
 一年二貝米四斛
 右墾田買得處之元典券三論蒙
 以前墾田賣買人依法或立券者如件仍
 具錄此中之以解



證人 王寺少授 同姓
 石印石村
 市代万呂
 筆取 王寺少授
 稅長石印 果安麻呂

中等國史教科書第五學年用第四圖

大少納言

辨官

八省

理し、庶事を總判し、彈正臺を監察す。大納言は庶事に參議し、上下の事を傳達す。少納言は小事を處分し、詔勅・官印・傳符・驛鈴を掌り、辨官は左右に分れて、八省の事務を管轄し、官内の糺判・文案の審査等を掌る。外記・史・史生は文書の勘造・繕寫等に任ず。又八省のうち、中務省は天皇に侍從し、詔勅を審按し、又上表を受け、國史を修むることを掌り、式部省は内外文官の考選・位記・勳績の校定及び學校の事を掌り、民部省は諸國の戶籍・道路・田畝及び租庸調の勘計を掌り、治部省は五位以上の婚姻・葬祭及び雅樂・山陵・僧尼並に外人接待の事を掌り、兵部・刑部二省の職掌はその名の如し、大藏省は上代大藏の職の變遷せるものにして、諸國調物の收納、錢貨の鑄造及び殿舎器具の製作・修繕の事を掌り、宮内省は大膳・御服等のこ

職寮司
彈正臺
五衛府
六衛府
地方官
京職
攝津職
太宰府
鎮守府

とを掌る。八省の下に職寮司等の分課あり。其要目は別表を見て知るべし。八省の外に彈正臺あり、風俗を肅清し、内外の非行を糾彈することを掌る。五衛府ありて宮城その他の守衛に任ず。後平安朝に及びて六衛府あり。また左右馬寮兵庫寮あり。其他後宮・東宮・親王家・公卿皆職員あり、令の明文によりて規定す。

又中央政府の外地方官としては、京都に左右京職あり、東西市司之に屬す。難波津の故京にも亦職あり、兼ねて津國の事を掌り、又公私の運輸の事を掌る。之を攝津職と云ふ。後に攝津國司となる。又太宰府ありて、九州三島のことを總管し、其職文武を兼ね、また外交のことを掌る。主神あり、大少工あり、又防人司あり、その制具はる。陸奥の鎮守府は令制定以後に

國司郡司
巡察使
觀察使
五畿七道
國郡
軍團
國府郡家
團
關割

置かれ、主として蝦夷の鎮撫を掌る。その他諸國みな國司あり、郡に郡司ありて之を治む。

又巡察使を權置し、五畿七道諸國の政治を視せしめらる。平安朝の初、參議八人を權置せしが、後之を止めて觀察使と號す。後世の五畿七道の區分は蓋し之に因る。令には國を大上中下の四等に分ち、郡を大上中下小の五等に分つ。國郡共に其名と數とは變遷あり、令の制は不明なるも、延喜式には十六國・二島・五百九十郡を載す。その他諸國に軍團あり、大抵三四郡を一區域とし、壯丁を徵發して之を收養す。國司郡司の治所を國府郡家と云ひ、軍團の所在地なる團と共に今日尙地名となりて存するものあり。諸國の境界及び京畿邊要の嶮隘には、關割を設けて、出入を監察し、京都と諸國の間は

驛傳

西船東馬

臨時官

四部官

官道によつて聯絡す。大化新政の時驛傳の設あり。大寶令にも之を襲用し、山陽道を大路とし、東海東山二道を中路とし、自餘を小路とす。驛家を建て驛馬傳馬又は渡船を配す。騎馬の法は爾後大に東國に行はる。西國は船によること少ならず。

以上中央及地方官制の大略なり。この外臨時權置の官職を使と云ふ。造宮使・巡察使・遣唐使・檢非違使等これなり。中には因循して常職となれるものあり。檢非違使の如きこれなり。又令の規定によれば、各官員は之を長官・次官・判官・主典の四級に分つ、之を四部官と云ふ。官廳によりて其所當の漢字を異にすれども其訓はみな同じ。長官は事務を總裁し、次官は之を補助し、判官は官内を糾判し文案を審査し、主典は庶事

官職の稱呼

等級

類別

位階

官職と位階

を記録し公文を讀むことを掌る。尙卷末の表を參考すべし。すべて官を呼ぶには、官省寮司の字を省くを通例とす。たとへば民部卿・大學頭・陸奥鎮守將軍・攝津守等の如し。また各官には勅任・奏任・判任・判補の四階級あり。又内官・外官・文官・武官、職事官・散官等の類別あり。

位階は聖德太子以後數次の變遷を経て、令制によれば、親王には一品以下四品、諸王以下諸臣には一位より初位(第九位)までを賜はる。三位以上には正位・從位の別あり。八位以上には正從の外上下の別あり。正三位・從八位下の如し。初位は大初位・少初位に分つ、また上下の別あり。而して官職と位階とは必ず相當し、若し位高く官卑き時は行と署し、之に反する時は守と署す。又他官を兼掌する時は兼の字を加ふ。正三位

兼官權官
攝官員外
外位
位階官職
世襲の風
蔭子蔭孫

官位勳功
あるもの
の殊遇

良民賤民

守右大臣兼行左近衛大將の如し。その他權官あり、攝官あり、員外官あり。また外位あり。而して時勢の變遷と共に、制度文物漸く變遷するに及び、祖父の被蔭によりて位階を與ふる制ありしより、因循して諸家各官職を世襲せんとする風起り、門閥の弊漸く甚し。當時官位を有するものゝ爲め、封戸の制を定め、また職田・位祿・位田等を賜ひ、又勳功あるものには功田・賜田を賜ふことあり。當時また一般人民に良賤の二種の別あり。良民は概ね有姓の民にして、口分田を給せられ、租庸調を課せらる。賤民は卑賤の雜業に従ひ、又は官私に使役せらるゝ奴婢の類にして、その一部分は口分田を給せらる。而して良賤の種別は極めて嚴にして、相紊るを得ず、その通婚を禁ぜしも、後其制

刑律

五刑

八虐

六議

贖銅

解官

漸く廢して行はれず。

大寶の制は、令によりて官職尊卑の品目を分ち、律によりて刑を正し罪を定む。律も亦多少隋唐のものに依據し、衛禁律・職制律・賊盜律等ありて、綱目具はり、官私一切の行爲を檢束す。刑に笞・杖・徒・流・死の五種あり。笞杖は數により徒は年期によりて各輕重五等に分ち、流は近・中・遠に、死は絞・斬に分ち、通じて二十等あり。罪の重きものを八虐とす、不義・不孝・大不敬・不道・惡逆・謀叛・謀大逆・謀反これなり。八虐は常赦に遇ふも免ぜず。六議に當るも減罪せず。六議とは議親・議故・議賢・議能・議功・議貴にして、皇室に縁故あり勳あるもの等は罪を減じ、又銅を納めて贖ふことを許す。又有官者の罪ある時は官を解くことを以て刑に代ゆ。但し公事に關して罪ある時は

刑寛に失す

官を解きて之を罰す。而して時勢の變遷と共に刑罰寛に失して、平安朝の半より後は、死罪の如きは殆んど之を行ひしことなし。

第七章 平安時代に於ける

制度文物の變遷

制度の變遷

格式

近江朝以後漸次に發達せる制度は、奈良朝に至つて略完備し、律令の明文に據りて實施せらる。されど時勢の變遷と共に、制度も亦變遷し、律令の外其追加補足として格式と云ふもの發布せられ、又令外官と云ふもの起る。早く既に文武天皇の頃にこの事あり、平安朝に入りては格式の發布多く、弘仁・貞觀・延喜の三代に、漸次既出の格式を編纂せらるゝこと

令外官

大臣
納言
參議

將軍

使

司

あり。藤原氏時代に及びては制度の變化更に甚し。令外官は、文官には文武天皇の朝に知太政官事あり、奈良朝の末に内大臣あり、藤原氏時代に准大臣(儀同三司)あり、その待遇大臣に次ぐ。中納言は早く奈良朝に置かれ、參議の名もその時代に見ゆ。平安朝には常職となる。又武官には、聖武天皇の時鎮守將軍を置かれ、桓武天皇は征夷大將軍を置かる。これより後藤原氏時代に及びて、諸國に檢非違使・押領使・追捕使・警固使を置かる。みな臨時設置の官なるも、因循して常職の如く、武門興起の歴史と關係あり。令外官にはこの外に鑄錢司・造寺司等あり。周防・長門・河内等の諸國に鑄錢司あり。京都に催鑄錢司あり。奈良朝平安朝の間に和同・開珎・萬年通寶・神功開寶等の錢貨を鑄たり。また造

僧官僧位

寺司には造薬師寺司造東大寺司造興福寺司等あり。位階の制は變ぜざるも官位相當の法は少變あり。また僧官僧位は奈良朝に僧正・僧都・律師等あり。大法師位・法師位等ありしが、平安朝には僧位に法印・大和尚位・法眼和尚位・法橋上人位等あり。

藏人所
檢非違使
廳

平安朝に於て中央政府官制の變遷の著しきは、嵯峨天皇が藏人所を設けて機密に參せしめ、淳和天皇より後に檢非違使廳常置せられて、檢察を掌りし二事とす。この二職の官員は、太政官・衛府より兼任せしめしが、後にこの二職の權力増大して、中務省・衛府・彈正臺・刑部省の權漸次に衰へたり。其他寮司の改廢少なからず。

攝政關白

其後藤原氏權を專にするに及び、攝政關白等の權置の職を

諸道専門
の家

世官世職
の弊

地方派遣
官

他の高官と共に、其本宗の子弟に專有するに至り、而も高位高官の者は多く實際の政務に與からず、別に諸道専門の家起り、菅原・日野・大江・清原・惟宗・坂上・三善・安倍・賀茂・和氣・丹波等の諸氏吏務を掌り、寮司の職員となり、又藤原氏の私第に入して公私の事を行ふ。これより後諸家に公卿・殿上人・地下等の品目分れ、世官世職の弊また起りて大化新政の精神全く亡び、大寶令の制度も亦實効を失ふに至れり。初め奈良朝に參議・巡察使の權置あり。平安朝には參議は一時諸道の觀察使となる。別に節度使・按察使の類も奈良朝よりの設置にして地方の文武政治を監督視察す。その他覆損使・檢稅使・問民苦使・班田使等あり。農事に關して派遣せらるる勅使又は臨時官なり。平安朝の初に國司の交替を審査す

勘解由使
諸國の使

る爲め、勘解由使を置かる。延喜式によれば、諸國より民部省に朝集使・貢調使・税帳使・大帳使を出して、政績の上申・租税の納入を爲さしむる例なり。

正税
雜稻
公廩

凡そ諸國の田租を分ちて正税・雜稻・公廩の三種とす。正税は國郡の費を辨じ、一部を儲蓄し、一部を官倉に送り、雜稻は修理等の地方費に供し、公廩は前年の正税の缺負未納を填め、儲蓄すべき分を割き、其剩餘を國司の諸員に分配す。於是京官は祿薄く地方官は利厚き狀ありて、國司就任を競望する弊生ぜり。後に文徳天皇の頃より年官年爵の制流行するに及び、主として公廩を割きて之に充て、准三宮(准后等)の名これより起る。蓋しその所給の額によりて云ふなり。

地方政治
の類廢

其後地方の政治も亦漸く頽廢して國司私を爲すもの多く、

年官年爵

軍團廢止

健兒

檢非違使
押領使

地方の亂
頻發
目代
在廳

任滿ちて歸らず、地方の豪族に連姻し、或は土著して豪族となり、私曲を行ふもの少からず。班田收授の法漸く廢れ、豪強の家土地を兼併する風甚しく、弱小の百姓は本土を離れて浪人となるもの多く、海陸に盜賊起れり。而して軍團の制は早く奈良朝の末に廢して、百姓の殷富強健なるものを兵士となし之を健兒と稱し、兵庫・鈴藏・國府等を守らしめしが、諸國の豪族は守衛の任を務めずして衛府其他の職名を帶び、國司に對捍し百姓を横壓するもの多く、諸國に檢非違使押領使を置き、その地方の豪族を任用してより武門武士漸く起れり。

其後地方の亂頻りに起り、國司多くは遙任となりて任國に下らず、大抵目代を遣はし、或は在廳人に委して政を行はし

寺社の横暴

武門政治の素

文物の變遷

官學

私學

むるに至り、益々武門武士興起の原因となれり。而して當時神佛尊崇の風盛んになると共に、大社大寺莊園の利を貪りて其勢力増大し、其横暴漸く長じ、院政時代に入りて其弊特に甚しく、僧兵起りて勅旨院宣に反抗するに至り、朝威頗る衰へたり。而して武門の棟梁たる源平二氏之が防禦の任に當りて、京都を守護してより、後に其勢力ますます、加はり、終に武門政治を開く素を爲せり。

奈良朝以後平安朝に及びて漢文學の流行既に久しく、書道も亦之に従つて重んぜられ、三筆の稱起る。大學にては主として漢文學を教授し、朝廷數次勸學田を寄附して學生を奨勵し、又朝臣僧侶の私學校を設立すること行はれ、其子弟を教育して仕官の便を計れり。従つて當時には漢文學の名家

時の名家

菅原氏
大江氏

國史地誌

和歌假名
文の盛行
古今和歌
集

源氏物語
枕草子

輩出す。僧空海・淡海三船・小野篁・都良香・大江音人・菅原是善・菅原道真・橘廣相等その尤なるものなり。菅原氏・大江氏の如きはその一族門下に才人を出すこと多きを以て知らる。又六國史の大部分及び諸國風土記の撰修増訂もこの時代に行はれたり。

平安朝の盛時は、漢文學隆盛の時代なりしが、藤原氏時代となりて、和歌は再び盛行し、特に古今和歌集の勅撰あり。奈良朝の萬葉集以後新に一體を開きしものと云はる。其撰者紀貫之を初め六歌仙と稱する名家出づ。爾後毎代勅撰和歌集と云ふこと行はる。假名文も亦盛んにして、紫式部・清少納言等の名媛出で、源氏物語・枕草子等の著あり。又四納言・三蹟とて和漢の文藝に長ずる才人輩出せり。

中古の續き

第八章 莊園の起源 寺院の勢力

武門の興起

莊園の起源
田莊園宅
墾田私有
院田

初め大化の改新に、諸氏族の田を收公せしも、尙田莊園宅の私有を許し、又山野藪澤の利は公私之を共にすべきを令す。持統天皇以後切りに農桑の勸課を努め、大寶令には空閑を開墾して私有することを許さる。元正天皇の朝には三世一身の制限を令せしも、聖武天皇の朝には復墾田の永世私有を許さる。當時班田收授の法行はれて、田制未だ紊れず。其後仁明天皇の時に太上皇の爲め院田を數ヶ國に置く。醍醐天

勅旨田賜田
口分田の制弛廢す
公驗を受く
庄司を置く
公領減少
百姓逃亡

皇の時には勅旨田・院田・寺田・神田・諸莊園等既に漸く増加す。これより後制度亦弛廢して口分田の檢校周到ならず、封戸・功田・賜田・寺田・神田の授與濫猥にして、墾田兼併の弊之に加はり、種々の口實を設けて、田莊園宅の増加を謀るもの多く、終に官の公驗を受けて、世襲の財産となす。於是地方には私田著しく増加して公田と相交はり、莊園の治は國司の命を受けず、その領主領家自から庄司を置きて之を治む。藤原氏權を專にするに及び其弊ますます、長じ、院宮・寺社・權門・勢家の莊園の利を貪るもの益多く、就中藤原氏を甚しとす。地方の豪族其威を藉りて公領を横奪し、口分田を侵掠するに至る。於是國衙の治日々に減少して課租公平ならず、撫恤周到ならず、百姓逃亡して私領に入り、或は盜賊と爲る者あり。醍

後冷泉天皇
皇禁令
後三條天皇
皇の申禁
白河天皇
以後順に
流行す

御厨
殿下の渡
り領
寺社の莊
園
寮司の公
田

寺院の
勢力
莊園の寄
進
才俊の士
の剃髮

醐天皇後冷泉天皇の時に勅して莊園の新立を禁じ、後三條天皇は嚴令を下して之を申禁せられしも尙止まず。白河上皇以後土木行幸の費多くして國用給せず、成功重任の名によりて財貨を募集する惡風復起り、莊園の弊亦長ぜり。されば上皇も莊園を有し、神宮にも御厨あり、藤原氏の關白が襲領する莊園は、殿下の渡り領と稱し、南都北嶺諸大寺の莊園と共に天下に遍滿し、其他の寺社權門も亦皆機を見て莊園を作り、諸道吏務の家は其寮司附屬の公田を私有するに至る。時運の赴くところ止むを得ざるなり。

平安朝以後皇族公卿武士の落飾して紫緋を著する風行はれ、寺院は歴代莊園の寄進を受け、其勢威頗る擴大す。而して世官世職の風漸く長じ、才俊の士時勢に平らかならざるも

學侶と衆
徒
南都北嶺
藤原の氏
寺

の僧侶となりて志を伸べんとすること多く、必ずしも教義を究めずして寺院に入るものあり。度牒の制既に廢して、檢束の途なければ、各寺には學匠の外に濫に僧となるもの多く、各寺又人を其莊園に募りて自ら護る。加之給養の豊足なるため、學匠の志氣も亦頽敗して往々教義の研讃を怠り、甚しきは流派黨伐權勢爭奪の弊を生じ、寺内の僧侶相和せず、學侶衆徒互に軋轢するものあり。又他寺に對して紛争を起し、屢官裁を煩はすに至る。就中南都北嶺を甚しとす。北嶺は王城を鎮護し、南都は藤原氏の氏寺たりとの故を以て、王公の尊信を受け、また之れを恃みて、神輿入洛、神木動坐を以て、朝廷に嗽訴し、公卿を脅迫し、或は勅使に對捍し、鎮護の祈禱を廢し、或は藤原氏の族に放氏の私刑を課し、公卿の免官國

山法師
奈良法師
寺法師
其他師
社師
寺

武門の
興起

譜第の郡
司
滿任の國

郡司の流徒を要請するに至る。之を山法師及び奈良法師と云ふ。其也三井寺を寺法師と云ひ、東大寺、高野山、石清水、多武峰、吉野、熊野等の寺社にも亦この弊あり。地方の寺社も亦莊園の利を貪り、勢力を有するもの少なからず。其互に相争ふや、兵を持し火を放ちて、暴虐甚しく、就中山門と寺門、南都と北嶺とは殆んど累代の仇敵となれる状あり。朝廷はたゞ武士に命じて纔かに一時を鎮壓せしむるのみ。武門武士の基礎は、遠く大化新政の後上代氏族の譜第郡司となつて地方に磐據するに兆す。又志を京都に得ざる者諸國々司に赴任し、任滿つる後其地に土着し、制度の弛廢に乗じ、或は土豪と連姻して一族の蔓衍を企て、或は寺社權門と結托して其莊園の増加を謀り、自からこれを管理して、その

住人苗字
大名小名
黨

一揆

里内裏
京都の類
廢
都鄙の動
搖

地に居り、其地の住人と稱し、其地名を以て、苗字とし、一族子弟を扶植し、家子、郎黨を參養し、其名田の多少に應じて大名小名の別あり。同族は毘連して某黨と稱し、弱小のものは比隣互に團結して某一揆と稱す。或は國司郡司の職掌を帶び、或は追捕使、押領使、檢非違使に任ぜられ、或は馬牧の別當となり、或は莊園の下司となりて、之を世職とし、之に附屬する領地收入をも傳領して、ますく、勢威を張れり。先是京都にては藤原氏時代に入りてより内裏屢災にかゝり一條天皇以後は終に之を復舊する能はず、天皇は外戚の第に御して里内裏の變例を開き、盜賊京都に滿ち放火頻りに行はれ、街衢も多く頽廢して、平安京當初の規模は轉變するに至れり。遠方の諸國も亦動搖して、擾亂絶へず。かくて武

武人の私闘

源平二氏の興起

人漸く用ゐられて、守衛鎮撫の任に當り、その勢力世を逐うて増加せり。就中源平藤三氏の族類尤も多し。武人漸く勢を得て都鄙に跋扈するに當り、互に土地財貨を争うて、私闘を事とし、終に平將門・平忠常等の亂あり。前九年役後三年役に源頼義・義家等私兵を以て戦ひ、漸く威信を坂東諸豪族の間に博せり。又其一流は父祖以來攝政關白家に昵近して、益々其聲望を揚げたり。又伊勢平氏たる平正盛は西國の叛亂を平げ、其子忠盛は特に白河法皇の寵遇を得て、漸く西國武人の心を獲、また其家名を顯はせり。僧兵の狂暴甚しきに及び、この源平二家主として京都を守護せり。尋で皇室相家の關係紊亂せる等の事により保元の亂あり。二氏も亦之に關係せしが、之より更に平治の亂となり、源氏は一

平氏の隆盛

源氏復興

敗地に塗れ、平清盛武門の出を以て太政大臣に上り、一門多く顯要の官職を帶び、天下の莊園五百餘所を占有して、藤原氏の榮華を再演する狀あり。尋で源頼朝伊豆に起りて、清盛の一族を亡ぼし、遂に之に代りて天下の權を掌握し、鎌倉に居りて幕府を開き武門政治の新例を成就せり。

近古

第九章 鎌倉幕府の制度 朝廷と

幕府との關係

朝廷と幕府との關係

源氏の系皇統に出づといへども、藤原氏專權の世を経て其家勢衰ふ。頼義・義家等前九年役後三年役の武功により東國

藤原氏と源氏

武人の心を得たりといへども、京都に在りては攝政家の門下たるに過ぎざる觀あり。賴光の兼家に於ける、賴信の道兼に於ける、義家の賴通に於ける、爲義の賴長に於けるは殆んど主従の如き關係あり。保元平治の亂を経て、平氏隆興し、藤原氏を壓迫するに及びて、武將政權を握るの備を作り、源氏之に代はり、鎌倉に據り幕府を開きしも、三代約三十年にして其祀絶ゆ。

公家と武家

侍所と莊司

大番

また平安朝に地方豪族の家を興すものは、大抵京都の權門勢家と結托して莊園の利を貪り、以て其一族子弟を扶植し、或はまた攝關家の侍所に恪勤し、其莊園の司となりて地方に下り、家を爲すものも少なからず。故に武家の公家に對する、初めより其門地聲望に大懸隔あり。また大番の制により

皇室に對する感情

源實朝の歌

承久の役と正中元弘の變

て地方武人の京都に入るもの、公家が煩瑣なる儀式典例に習熟して朝廷に出入するを見て、却つて之を羨望する情あり。自から衛府の一官國司の一職に甘んじて、到底之を競望すべからずとなす。その皇室に對する感情に至りては特に敬虔を極め、恰も神明に對するが如し。保元平治の亂、源平盛衰の際に於ける武人の行動よく之を證す。鎌倉の三代將軍實朝が後鳥羽上皇に和歌を上りて、
山はさけ海はあせなん世なりとも

君に二心我あらめやも

といへるは、寧ろ當時の武人一般の感情を述べたるものなり。故に承久の亂に、公卿を放流し天子の廢立を敢てし、其後にも屢將軍を易置し、或は皇統兩立、攝家分派等の事あるに

京都と關東

鎌倉幕府の制度

平氏は藤原氏を源氏に學ぶ

際し、よく機に應じて自家を衛る策を立てたるも、正中元弘の事あるに及びても、尙大に皇室に加ふる能はず、北條氏終にこの際に亡びたり。當時政令の權北條氏に歸し、幕府の威權甚大なりといへども、公家も亦莊園を有すること豊富にして、官爵位階は皆武家に過ぎ、京都の文學技藝は關東に勝り、その間往々氣節ある名臣を出し、諸國の武士またよく皇室の尊ぶべきを知るものあり。前に承久の役に破れし京都が後に建武の變に一旦關東に勝つ一因なり。

初め平家の勢威を得るや、官太政大臣に及び、天子の外戚となり、全國に莊園を置く。その爲すところ藤原氏に同じ。賴朝平家を亡ぼして、多くその莊園を收め、幕府を開く、その職制に政所マシドコロ侍所ムラドコロあるは、或は藤原氏莊園管理の制に倣ひ、或は平

家の武士統御法を學ぶに過ぎず。大江廣元、三善康信等の諸道吏務の才人其招きに應じて、行きて之を助け、機に應じて漸次職制を定め、守護地頭を以て全國を統治する制度を立て、漸く武家政治の緒を爲せり。

北條氏の制度は源氏の制度を襲用し、頗る簡易なり。征夷大將軍を藤原氏又は皇室より迎へて、暗に源氏の遺緒を守るを示し、以て名門の心を繋げども、たゞ空位に居らしむるのみ。而して時に廢立を行つて自家の勢威を擁護す。執權シケンはもと源氏幕府には政所の長官たる別當の一名なり。北條時代は大抵其本宗執權を世襲し、名は將軍を助け、實は政務を裁決す。藤原氏時代の攝關の如し。別に連署の職を設けて執權の副たらしめ、一族を以て之に補す。

幕府の職制

將軍

連署

政所

政所は頼朝創業の初め公文所と云ふ、後政所と改む。別當令案主・知家事あり。要之藤原氏莊園管理の制に則れるなり。北條氏は執權連署より政令を出すを以て、政所はたゞ形式を存するのみ。二階堂氏政所の執事として、主に財政を掌れり。又評定衆は泰時の置く所なり。政所に列席して政務を議決す。北條氏の一族・大江・清原・中原・三善及び二階堂・齋藤等の諸氏政務に關係深きもの其職を世襲し、三浦・千葉・安達・宇都宮の如き武將も亦時として之に列す。後に引付衆を設け諸家の子弟を之に任じ、庶務を行ひ簿書を理せしめ、また訴訟を聽かしむ。以て評定衆の候補とす。引付とは日常の法規等の簿書を云ふなり。後又引付右筆を置く。右筆とは書記の義なり。

評定衆

引付衆

右筆

問注所

問注所は主に土地財貨に關する訴訟を聽き、原告被告の辭を問注し、之を裁決す。頼朝の時三善康信其執事に任ぜられ子孫世職として政務にも參預す。

侍所

侍所は、平時には家人たる武士を監督し、軍陣には機務にも參す。長官を別當と云ふ。侍所の名も亦藤原氏の所設に基けるものにして、平家も亦之を置けり。頼朝の時和田義盛侍所の別當となり、梶原景時と共に範頼義經の軍を監す。北條氏に及びて執權之を兼掌し、文武の政を統ぶ。次官を所司と云ひ、其下に開闢寄人等あり。其後別に小侍所ありて、事務を分掌す。

戰時の軍監

奉行

三所の外各種の奉行人あり、大小の吏務を分掌す。恩澤奉行・安堵奉行・越訴奉行・倉奉行・境飯奉行・寺社奉行・作事奉行等こ

番衆

れなり。或は定職たり、或は權置たり。以上を武家政治の文職とす。また諸番の職あり。其中には平常の武事に任ずるものあり。また大番あり。京都大番の制に倣ひ、遠江以東の家人をして交番して營中の警衛に任せしむ。その他近習番・廂番等あり。又保檢斷奉行・地奉行・法會奉行等ありて警察の事を掌れり。

京都守護

六波羅探題

京都には、源氏の時京都守護あり。北條氏は承久役以後兩六波羅探題を置き、大番の制によりて諸國の家人を徵發し、大内守護等に任せしむ。また箒屋守護人あり。探題は一に奉行又管領とも云ふ。北條氏の一族之に任じ、府の南北方に分れ居り、畿内關西の政務を裁決す。評定衆・引付衆・奉行等之に屬し、又問注所・侍所あり。

鎮西奉行九州探題

長門探題

警固番

奥州總奉行

蝦夷代官

守護地頭

守護代

九州には源氏の時鎮西奉行あり。大友氏・武藤氏之を世襲し、武藤氏は太宰府の故址に居り、少貳の官名を以て氏名となす。元寇の難起るに及び、九州探題を博多に置く。評定衆・引付衆等あり、武藤氏等之に任ず。又長門探題・中國探題あり。九州探題と共に北條氏の一族之に任ず。別に警固番を置き、要地を守備せしむ。其他奥州總奉行あり、源氏以來葛西氏・伊澤氏之を世襲す。蝦夷代官あり、津輕の安藤氏の職なり。諸國には、源氏以來國衙に守護を置き、莊園其他公私の領地に地頭を補す。守護は平安朝の舊名によりて初めは追捕使と云ふ。大番役軍役の催促・謀反人殺害人の檢斷を主とし、一國の軍事警察を掌る。又守護使を以て田園を檢視し、租税を催徴す。但し守護不入の地に及ばずを得ず。又守護代あり。地

代官

鎌倉幕府
制度の源
流

公家武家
の莊園

頭はもと公家莊園の職名を襲用す。主に徴税を掌り兼ねて警察の職を行ひ、事あれば軍役に應ず。其他實檢使・巡檢使等あり。争鬭訴訟・檢田の事あるに際して派遣す。又總領地頭・代官(眼代)等あり。

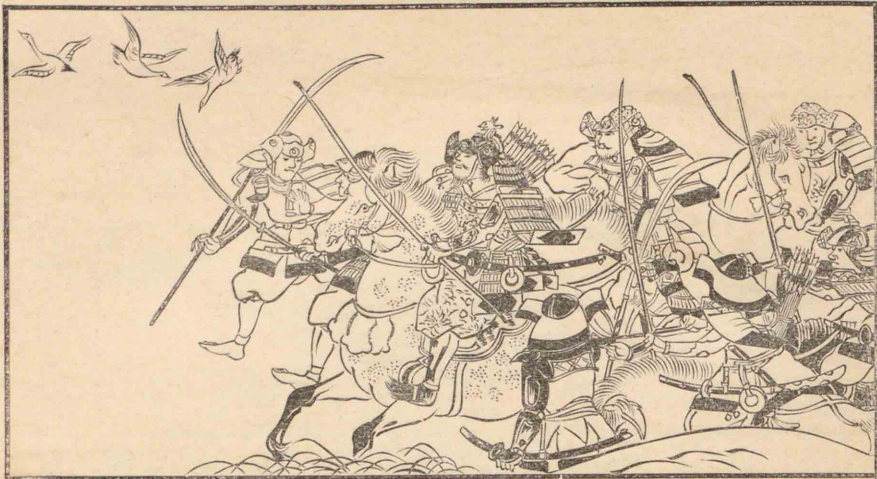
大寶の制廢して寮司の吏務は諸家の世襲となり、國郡の政亦衰へ、藤原氏其他の權門勢家多く莊園を有して私に之を治む。源氏興るに及び其形式を襲ひ、其名稱を用ゐて武家政治を創め、北條氏も亦之に依る。建武中興に及びても事毎に大寶の制院政の治に復するを得ず、多く武家の制度を採る。足利氏興るに及び、再び鎌倉幕府の制を襲用し、徳川氏も頗る之によれり。

北條氏には徳宗領あり。その他の武人みな地頭職を有し、承

中等國史教科書第五學年用第五圖



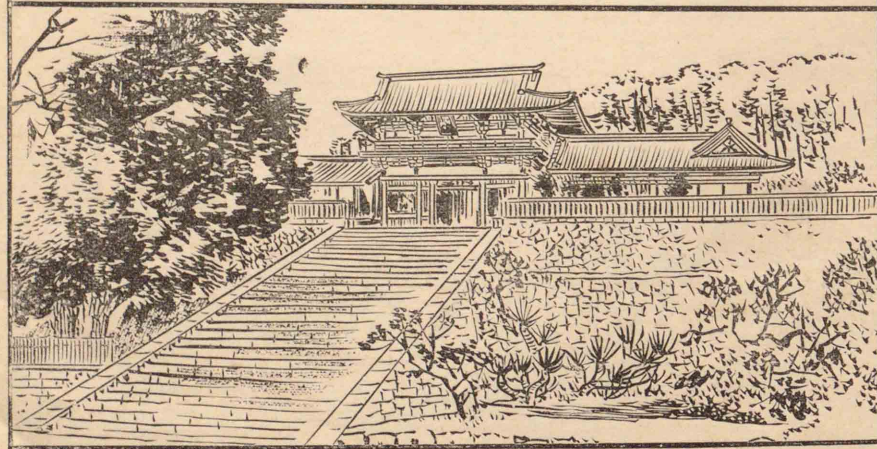
武人行軍の状



頼朝の袖判ある文書

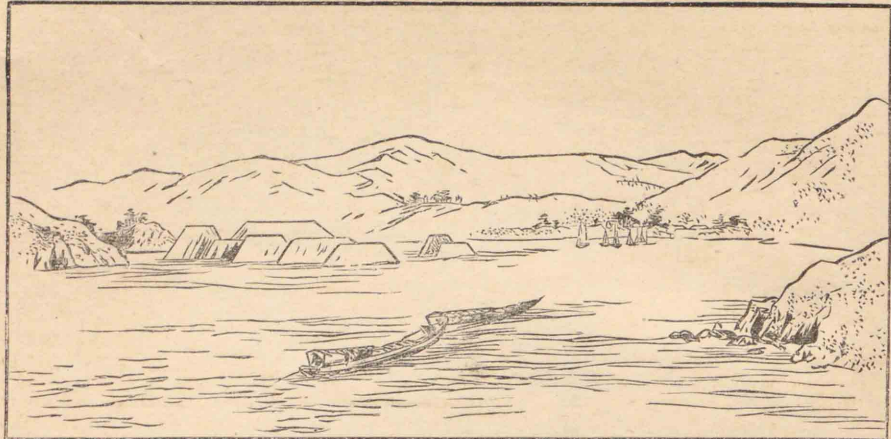
若狭國西津八幡を
 の水領とすあまがら
 ちりしめをやしと
 いして百餘とあしとせ
 ぬりししきなり侍
 頼朝六あまがら
 かのわいりりるる
 ちりしめをやしと
 ちりしめをやしと
 ちりしめをやしと
 四月四日
 五兵衛 頼朝

鶴岡八幡社頭の景

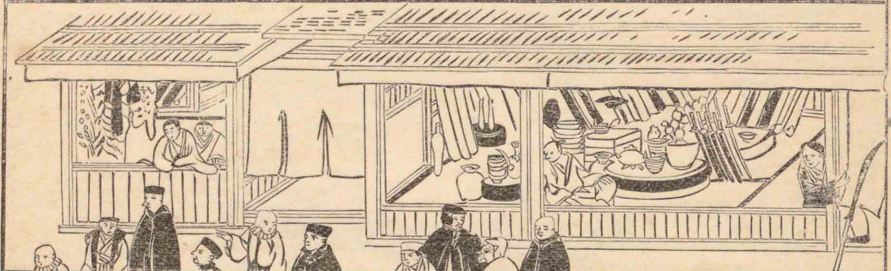


中等國史教科書第五學年用第六圖

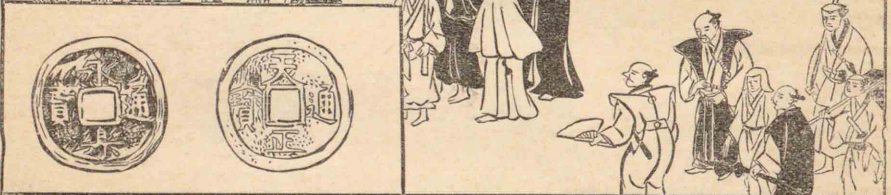
野島城趾遠景



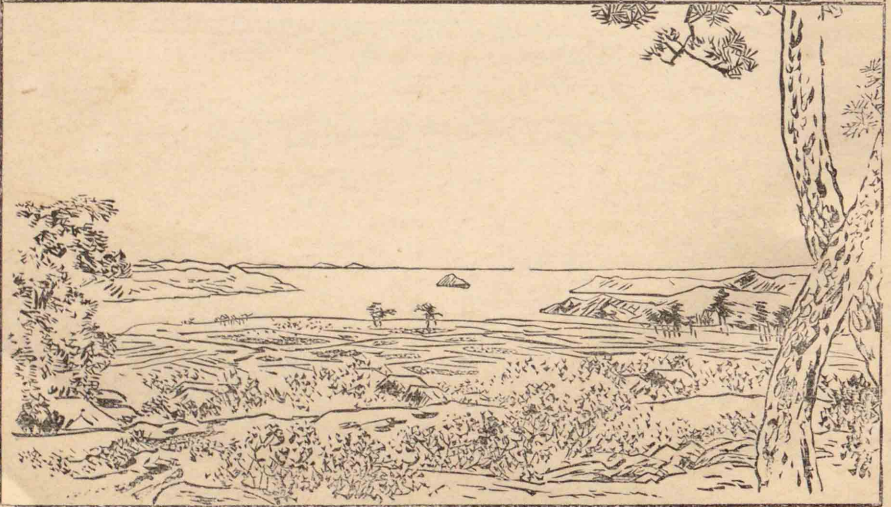
南蠻人通行



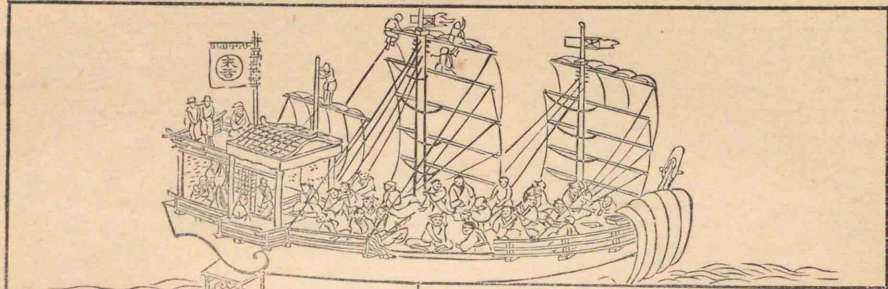
錢貨



名護屋城趾眺望

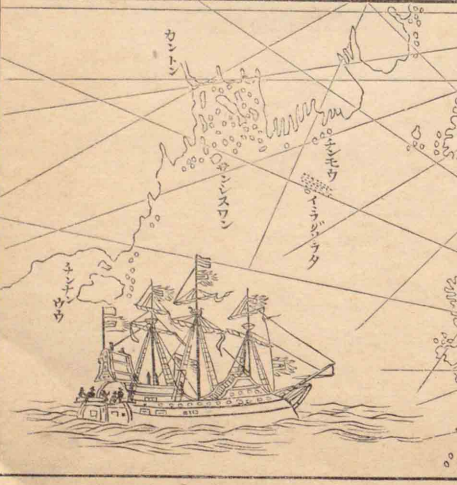
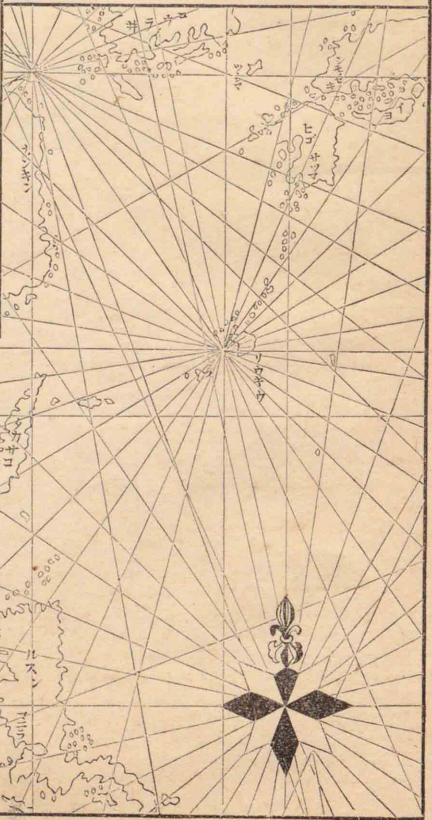


中等國史教科書第五學年用第七圖



自日本到
呂宋國舟也
右

正德六年正月十日



御朱印船匾額

御朱印狀

支倉六右衛門肖像

航海用圖

和蘭船

中等國史教科書第五學年用第八圖

中等國史教科書第五學年用第八圖

貞永式目

其效力

久の戦功により莊園の分配を受くるものは、地頭職の外、領家職の所得を割取するもの多く、新舊公武の間莊園の收入に就きて紛議少なからず。貞永元年泰時三善康連等と議し、御成敗式目ゴセイバイシキモク五十一條を作る。首に神佛を崇敬す可きことを擧げ、守護地頭の國司領家を妨ぐるを禁じ、地頭若し租税を私する時は其職を免ずること、鎌倉幕府は國司領家の事務に干涉せざること、武人領邑の相續訴訟裁判に關すること、及び犯罪に對する刑罰のこと等を列擧す。即ち鎌倉幕府の法律にして、爾後數次條項を追加し以て訴訟を審理す。而して賴朝以下政子在世の間の判決例は必ず之を改めざるを法とす。其後國衙の政漸く廢し、公家の威また衰へ、公武共に幕府の裁決を受くるを便とするに至り、式目の效力擴大せ

鎌倉幕府の刑罰

り。
鎌倉幕府の刑罰は主に貞永式目に規定せらる。又大寶律の刑罰を依用す。その要點は卷末の表によりて見るべし。

第十章 室町幕府の制度

室町幕府の制

度 執事管領

評定衆引付衆

政所

室町幕府の政治は概ね鎌倉幕府の制度を潤色して施設す。執事ありて將軍を助くること鎌倉の執權と同じ、後管領と改め、一族細川・斯波及び畠山の三氏相代りて之に任じ、三管領の稱あり。其下に評定衆あり、一族吉良・石橋・山名・一色の諸氏其斑首たり。尙其下に引付衆あり、一族の外攝津・二階堂・伊勢波多野・佐々木の諸氏之に列し、五番に分ちて參集し、以て庶政を評決す。又政所・問注所・侍所あり。政所の長官を執事と

問注

四職

所司代
檢斷所

云ひ、多くは財政を掌る、初め二階堂氏之に任ず。後伊勢氏世世之に任ぜらる。又執事代あり、齋藤氏・松田氏の家職なり。政所代は伊勢氏の被管・蜷川氏世襲す。
問注所は裁判を掌ること、鎌倉のと同じ。後に其權侍所に移り、問注所はただ記録を掌るのみ。町野・太田二氏之を世職とし、評定衆に列す。侍所は將士の進退幕府の警衛を掌り、又京都の警察と裁判のことを掌る。其長官を所司といふ。初め今川貞世等之に任ず。後山名・一色・京極・赤松諸氏の内より之に任ぜらる。之を四職と云ひ、また山城守護を兼ね、その家臣職務を代理するものを所司代と云ふ。後に檢斷所起りて之に代る。その他恩賞奉行・安堵奉行・寺奉行・社家奉行・唐船奉行・作事奉行・普請奉行等ありて諸種の吏務を分擔すること鎌倉

九州探題
關東管領

の制と似たり。この外九州探題あり、博多に居る。關東管領あり。鎌倉に居る。また奥州探題、羽州探題あり。鎌倉には執事、評定衆、政所、問注所、侍所を置くこと、京都と同じ。而して九州探題の威令は早く行はれず。關東管領は四傳して亡ぶ。

室町幕府
と鎌倉幕府

幕府の制度は、大抵三代義満に至つて定まる。其實務は多く北條氏の遺制に従ふ。而して尊氏の事を起すは源家の胄裔たるに藉ること多く、又事々に頼朝を則とせんことを言ふ。征夷大將軍に拜せられ、正二位權大納言に敘任するみなこれなり。義満に至つて頗る僭恣にして、儀衛を上皇に擬する等のことあり。從一位太政大臣の極官に昇る。又公方の號の冒稱起る。而して關東管領も亦之に倣ひ、頗る僭恣に、自ら公方と稱し、執事を管領と稱するに至る。

公方管領

守護

又諸國に守護あり。相伴衆、國持衆、准國持衆、外様大名衆、外様衆、御供衆等の名目により待遇を異にす。相伴衆、國持衆は管領侍所々司評定衆に任ぜらる。其下に守護代あり、國務を執り、別に地頭あること、鎌倉時代に似たり。たゞ守護の權力増大して領國を世襲し、地頭はその臣隸の如し。地頭はその初鎌倉時代には職名に對する所得を視ること、恰も財産の如く、之を分割して妻子に讓與し、寺社に寄進し、或は賣買する風なりしもの、是に至りて土地を傳領するもの多し。建武年中幕府創設の初に、政綱十七條を定め、建武式目と稱す。奢侈を禁じ、禮節を重んじ、賄賂を遏め、女謁を遠け、宰吏を選み、訴訟を察する等のことあり。而して實務は主として北條氏の貞永式目及び追加に準據し、別に追加を出して時宜

地頭

建武式目

式目追加

應仁以後諸家の法

武家禮式

に適せしむ。應仁以後には割據の諸家任意に法を設け、大内家壁書・武田信玄家法の如きあり、刑罰も殘酷のもの多し。武家の禮式は室町時代に大成せり。初め義滿小笠原今川伊勢三氏等に命じて諸禮式を定めしめしより、三氏の子孫その法を傳へ、徳川氏に至つて再び用ゐらる。

第十一章 明朝鮮との交通 倭寇

明朝鮮との交通

天龍寺船

足利氏の外國交通は、興國二年(曆應四年)に始まる。尊氏天龍寺を建つる時、僧疎石元に募縁せんとす。翌年より之を行ふ。後相次ぎて發遣す。是を天龍寺船と云ふ。於是弘安以後一旦斷絶せし通商また起り、諸侯寺社も之を試む。是より先きには商賈・僧徒の私に通ぜしのみ。而して我國の流民大陸の海

倭寇漸く烈し

明朝鮮と通ず

博多兵庫堺

義滿奇を好み明風を弄ぶ

岸を侵掠することこれより後漸く甚し。高麗の使者京都に入りて、其禁遏を請ひ、明の太祖の使者亦九州に来る。時に征西將軍宮太宰府にありて明使を引見し、書辭の無禮なるを以て之を斥く。其後大内義弘足利氏の爲めに九州を鎮し、朝鮮の來聘を京都に通ず。これより彼我通商交聘絶へず。明との通商も亦漸く盛にして、幕府は爲めに唐物奉行を置き、博多・兵庫・堺を商港とす。明人多く銅錢を輸し、我は主に刀劍を商品とす。従つて之が爲めに事端を生ずるに至る。義滿肥富某の策を納れ、應永八年信書方物を明に贈る。九年明使來り、書及び物を贈る。爾後往來頻繁なり。義滿奇を好み、明書の文例によりて答書に自から日本國王と稱し、明の正朔を用ゆ。又明使を北山第に饗し、明服を著け、明輿に乗り、明人をして

義持明と絶つ

應永二十六年の外寇

義教また明と通ず

昇がしむ。時人頗る之を誹譏す。この時明勘合符一百通を送り、十年一聘舟二隻人二百を限り、兵器を載すなからんことを請ひ、且つ海賊の禁遏を請ふ。義滿薨する時、明主恭獻王の諡を贈る。義持は一時明と絶つ、而して朝鮮との交通は衰へず。

應永二十六年蒙古朝鮮の船對馬を侵掠す。探題澁川義俊諸豪族の兵を合せ、撃ちて之を退く。當時諸豪族は封疆を争うて相和せず、而して一旦國難あるに及びては、忽ち協同して敵を撃退せり。

義教の時明との交聘また盛んなり。使者を遣り、封册を受く。其勘合符は大内氏保管し、朝鮮の貿易は宗氏之を管す。諸國の守護、寺社、商賈皆二氏によりて通商す。義政の時益々貿易

負易法一斑

大内氏

宗氏

を盛にして財政の缺乏を救濟す。寺社侯伯の私に交通するものも少なからず。我よりは硫黃、銅鑛、刀槍、扇子、漆器、紙等を輸出して、彼の藥種、生絲、布帛、衣服、書籍、古器及び銅錢等を輸入す。その利益常に十數倍あり。その法は名を交聘にかり、之を進貢船と稱し、商船をこれに附屬せしめ、類船と云ふ。其の船貨を官庫に入れて、返禮の幣物を得、貢獻外の私物には直錢、直銀を得。義政利を貪て、私物を増せば、明却つて其直を減ず。斯の如く彼我利を争ひ、その間往々事端を生じ、義晴の時には大内氏の使者宗設、幕府の使者瑞佐及び明の府吏を殺害することあり。

この頃西南諸國の侯伯、寺社、商賈の朝鮮と交通するもの益益多く、各船數隻を遣はす。宗氏は尤も盛に年に五十隻、その

一族は七隻を發す。明に赴くもの亦多く、物産兵器を載せて、其諸港に至り、時には貿易を行ひ、間を見て侵掠を行ふに至る。應仁以後特に甚しく、二國沿岸殆んど皆倭寇の害を受くるに至れり。

倭寇
日本府
遣唐使

上古任那日本府廢絶以來國民外征の意氣稍衰ふ。近江朝奈良朝前後には唐朝文物の傳來に急にして、數次遣唐使の派遣ありしも、平安朝の中頃に至りて廢す。其後宋船來航して貿易を營み、交通絶へず。源平興亡の際海戰に大船を交へ用ゆ。鎌倉時代に及びて國交斷絶したゞ商船の私に來り通ずるのみ。元寇擊攘より後、國民の勇氣頗る揚り、大陸の沿岸に進航するもの多く、往々事端を生じ侵掠を縱にす。之を倭寇と稱し、元・高麗共に之に苦む。而して南北分争の際海賊方を

元寇擊攘

倭寇漸く
盛なり

用ゆる風漸く盛んなり。海賊方とは當時の用語海軍の義なり。足利氏元及び明と交通するに及び、寺社諸侯商賈大船を装うて貿易を試み、高麗との貿易は特に盛大にして、西南諸國その利を占むるもの多し。この間國內戰敗の徒亡命して寇賊となるもの少なからず。元・明・高麗・朝鮮の國政弛廢して其奸民之に投じ、又我商船の利を求むるに急なるもの之に加はり、猥雜にして區別なく、足利氏之を禁ずる能はず。應仁以後に及びて特に甚しく瀬戸内海九州沿岸の諸侯陰に之を企て、或は彼の汚吏猾商之を煽動し無賴の徒妄に倭寇と稱するに至る。其勢猖獗を極め、北は朝鮮沿岸より南は安南海上に至るまで、處々侵掠せられ、市街を焚き、人民を屠り、暴惡を極む。豊臣氏起るに及び、嚴に海賊を禁じ、明亦兵備を嚴

倭寇猖獗

にして之に備へしより、其害衰ふ。時にポルトガル・イスパニヤの商舶已に支那海を経て來航するあり。國人之と接するに及び、益航海の法に習熟し、漸く南洋諸島に遠征せんとするもの多し。

近世

第十二章 織豊二氏時代の制度

織田氏の職制

織田氏は足利氏に代りて政令を出し、京都所司代・關東管領を任命せりといへども、たゞ前代の職名を襲用せるのみ。其他家老・奉行人・出頭人・武者・大將・足輕・大將の職名あるも、當時割據諸侯の間に行はれし通稱たるのみ。要之未だ職制を定むるに違あらざりしなり。

豊臣氏の職制

豊臣氏は五奉行を置きて政務を統べ、前田玄以は所司代として、兼ねて寺社の事を管し、長束正家は財政を掌り、淺野長政は公家に關することを掌り、兼ねて豊臣氏の内事を知る。増田長盛・石田三成は法令及び雜務を掌る。大事は五奉行會議して之を定め、公文には連署す。其後五大老を任じて大事を評決せしめ、又生駒親正・中村一氏・堀尾吉晴を中老として、大老奉行の間に置く。而して各將吏必しも一定の職なく、臨時事に任ずるのみ。其他奉行人・小姓・馬廻・番頭・使番等あるも多くは軍陣の職名より轉じて、假に事務に任ずるのみ。又鎌倉室町兩幕府の職制は大部分廢絶せり。織田氏は天正の初に、大判金を鑄造せしも、廣く行はれず。豊臣氏は天正十五年銀銅二種の天正通寶を鑄造し、翌十六年

幣制

其他諸職

三中老

五大老

五奉行

田制

後藤光次をして新に大判金オホバシ・小判金コバシを鑄造せしめ、また丁銀チヤウギンをも鑄造す。爾後屢金銀貨を鑄造す。當時諸國の金銀坑盛に産額増大す。於是この事あり、海内統一、朝鮮征伐の大業これによりて便を得。先是王朝末より幣制廢絶せしが、これより徳川時代に及び、其制復確立す。豊臣氏また全國の田圃を檢し、鎌倉以來の貫高ウラナゲの稱を改めて石高イシダカとなし、田一段三百六十歩の古制を改め、三百歩を一段とし、十段を一町とす、又一段を十分して一畝と稱す。後世之を「天正の石直イシナホ」或は「文祿の檢地」と稱す。

諸國豪族の盛衰興亡

應仁亂後百餘年間は諸國分裂して大小強弱相争ひ、盛衰一ならず。其初め鎌倉幕府と共に起れる、諸國の武家は、或は北條氏に滅せられ、或は南北朝の亂に衰亡し、足利氏の一族興

豊臣時代の大名

りて之に代り、守護となるもの多かりしも、應仁以後の大亂によりて、守護・守護代・地頭等多く亡びて、舊族名家の存するもの幾何もなく、新興の家勢力を得て國郡を領有するもの多し。豊臣氏天下を統一するの後織田氏の遺制を承けて大名を分封す。其部下の親信、黒田・淺野・加藤・福島・小西諸氏と丹羽・蒲生・前田等のもと織田氏の部將たりし諸氏、及び戰國新興の宇喜多・鍋島・上杉・徳川諸氏、舊來の豪族なる島津・毛利・佐竹・伊達・南部諸氏等其主なるものなり。徳川氏の時には又その親信譜代の大名を封ぜり。

第十三章

歐洲人の來航

天主教の傳播

通商貿易

外征及冒險の氣象

歐洲人の來航

葡萄牙人
鐵砲を傳ふ

西班牙人

諸侯伯港
を開く

葡萄牙人喜望峰を廻航して、印度洋に達せしより後、通商の法一變し、大船を建造して東洋に來るもの相望む。葡人は早く印度の臥亞を占領し、また支那の亞媽港(天川)に據有して根據となし、盛に貿易を行ふ。天文十二年(西曆一五三三年)葡人大隅の種子島に漂着し、鐵砲を傳ふ。國人其銳利なるを喜び、模造して流傳すること速かに、爲めに武器城砦戰術を一變す。西班牙人は天文十八年(西曆一五九九年)豊前に來る。其後呂宋を征服し、マニラに據有せしかば、又亦來りて貿易す。如是に西葡の船舶は南方より來るを以て、國人之を南蠻船と稱す。南蠻船は大友氏領なる豊後の神宮寺浦松浦氏領なる肥前の平戸等に來泊す。舊來の貿易港堺博多坊津は稍衰ふ。其後大村氏も其額地長崎を開きて互市場となす。

天主教の傳播

フランシスサビエ
ル
了西

大友フランシスコ

伊東義賢
千々石清
左衛門

南蠻寺

ポルトガル人の貿易と共に天主教(基督教の舊教主にエスイタ派・フランシスカン派等)も我國に入來せり。天文十八年(西曆一五九九年)エスイタ派の開祖ロヨラの弟子フランシスサビエル邦人了西とゴアより來り、薩摩に宣教し、更に平戸に移る。大友宗麟深く之を信じ、洗禮を受け教名をフランシスコ(府蘭)と號し、ローマ字の印を刻す。又其寺院の建立を補助す。其他島津・有馬・大村・大内諸氏も之を信じ、忽ちにして九州・中國に傳播す。大友・大村・有馬三氏は天正十年(西曆一五八二年)伊東・千々石等を羅馬に遣はして、法王グレゴリオ十三世に謁見せしめ、九年を経てかへる。織田信長も從來僧侶の暴横に困しみたれば新宗教の入るを拒まず。永祿年中京都に南蠻寺を建て、安土にも寺を立つるを許す。よつて其教大に行はれ、又宣教

豊臣氏天主教を禁す

徳川氏亦之を禁す

外征及ひ冒險の氣象

國勢振興 豊臣氏對外事蹟

師の輸入する火器其他の珍貨邦人に悦ばれ、僅々二十年にして信徒數十萬に至る。而して豊臣秀吉は稍其弊害あるを察し、天正十五年(西曆一五八七年)令して之を禁じ、宣教師に退去を命じ、南蠻寺を毀ち、信徒を追放す。されど尙衰へず、其後慶長年中和蘭人貿易の爲め來り、葡人と商權を争ひ、其宣教師は本國政府の野心の爲め來れるものなるを告げしかば、徳川家康は愈之を嚴禁せり。豊臣秀吉は海内を掃蕩して覇業を成就し、海寇を禁遏し、天主教徒を嚴罰す。而して國內漸く靜穩なるに従ひて工藝復興し、金銀の産出多く、國人また外國貿易の利を知り、遠航に熟し、外征冒險の風大に行はる。豊臣氏は朝鮮を征すること前後二回。また呂宋、高山國、臺灣の入貢を促がし、長崎を收め

諸侯伯の雄圖處士商賈の膽勇

て直轄地となす。先是永祿年中より京堺その他の商賈出て海外貿易に従事せるものあり。豊臣氏を経て徳川氏に及び益盛なり。其間外征冒險の舉も亦盛に行はる。松前の蠣崎氏は先是早く蝦夷を定め、天正中豊臣氏に謁して侯伯に列せしが、薩摩の島津氏は徳川氏に謁ひ慶長年中に琉球を征服す。又伊達政宗は慶長年中其臣支倉六右衛門を遣はし呂宋、新西班牙(メキシコ)を経て、ローマに至り、天主教の法王に謁せしむ。田中勝介も亦通商の爲め新西班牙に航す。又島原の松倉重政は天主教を嚴禁し、寛永年中其根據なる呂宋を取らんと請ひ、其他慶長寛永の間に山田長政は暹羅の内亂を平げて封侯となり、濱田彌兵衛は臺灣にオランダ人を懲らし勇名を博せり。

通商貿易
諸外人益
來る

先是西人葡人の外慶長年中に英人蘭人も亦來りて通商し、
徳川家康は英人ウイリアム・アダムス・蘭人ヤン・ヨーステン
を優待し、頗る海外の事情を知る。宗氏を諭して朝鮮との舊
交を復せしめ、又明に通ぜんとせしも明應ぜず。而して長崎
を直轄地としてます。貿易を擴張し、南禪寺の金地院等
に命じて自由に免狀を發せしむ。之を御朱印狀と云ひ、臺灣・
阿媽港・東京・安南・交趾・占城・呂宋・柬埔寨・暹羅・摩利加・太泥・渤泥・
瓜哇等に往來する船舶前後相望み、呂宋・暹羅には日本町を
建て、居留する者多く、島津・鍋島・加藤・大村・松浦・有馬等の諸
侯及び金地院等の寺院も貿易に従事せり。
徳川氏の初代は通商を獎勵すれども、天主教を嚴禁し、宣教
師信徒を追ふ。三代家光の時その禁令ます。嚴にして、爲

御朱印狀
御朱印船
の發航多
し

徳川氏の
對外事蹟

島原の亂

めに寛永十四年の島原亂起る。幕府諸侯の兵を發し、又和蘭
船をして砲撃を試みしむ。合圍數月にして十五年之を平ぐ。
而して天主教の禁令ます。嚴しく、踏繪の法を設け、宗門
改帳を作りて人民を檢束す。先是既に邦人の海外渡航を禁
ぜしが、於是鎖國令を發して外舶の來航を禁じ、但蘭人・清人
のみ長崎に來りて貿易するを許す。而して蘭人は早くよ
り出島に居住せしめ、清人は後に唐館を作りて居らしむ。黒
田・鍋島二氏をして交代して防戍の任に當り、長崎奉行をし
て舊に依りて事を視せしめ、商品の調査を嚴にし、洋書の輸
入を禁ず。其貿易は初め白絲・割符商人に行はしめしが、後元
祿年中に長崎會所をして之を行はしむ。金銀の濫出を妨ぐ
爲め、蘭人には銅・樟腦、清人には倭物及び諸色と稱する水産

長崎の貿
易

長崎會所

船數制限
密貿易嚴
禁
蘭人との
貿易品

清人との
貿易品

清蘭二館
の學者

朝鮮との
貿易

竹島（松
島）

物・樟腦・椎茸の類を給す。又貿易船數を限り、清船八十隻、蘭船五隻とし、正徳中には清船三十隻、蘭船二隻とし、寛政中には蘭船一隻とす。嚴に密貿易を禁ず。蘭人は主に白絲織物、砂糖、藥種、玻璃器及び器械を輸入し、八代將軍以後は宗教以外の書籍の輸入も許さる。清人の商品は織物、磁器の類及び砂糖、香木、象牙、藥品の類を主とし、古書、畫器具の類あり。新版の書籍も來り、二國の館員商賈のやゝ文筆あるものは、尤も我國の學者に款待せらる。蘭館のシーボルト、清人江芸閣の如き其尤なるものなり。

朝鮮との貿易は宗氏之に任じ、慶長中商館を釜山の豆毛浦に設けしが、寛文中に草梁にうつす實に今の釜山居留地なり。又日本海上に鬱陵島あり、邦人之を竹島タケシマと稱す。徳川氏の

新竹島
琉球

初に鳥取藩民來往して巨利を博せしが、後中止す。而して其後往々密貿易を營むものあり。幕府之を嚴禁し、濱田藩士爲めに咎を引きて自裁せることあり。後明治の世、邦人またその地に至るもの多く、之を松島マツシマと稱す。その地と隱岐との間にある小島を新に竹島タケシマと名づけ、島根縣に屬せしむ。琉球は島津氏の領有する所なりしも、その國主明清とも交聘し、やゝ半屬の狀あり。明治の世、之を沖繩縣となす。

第十四章 江戸幕府の諸制度

江戸幕府の諸
制度
幕府の職
制

徳川氏の制度は家光に至つて完備す。家康の織豊二氏に隨從する間、其家法は割據諸侯の通制を用ゆ。其隆興するに及び、やゝ制度を擴張す。初め老臣を家老と云ふ。於是大老あり、

大老老中
若年寄

三奉行
用部屋
側用人
目付
寺社奉行
町奉行
勘定奉行

老中あり、若年寄あり。大老は門地聲望兼備のものを擧げ、常任にあらず。老中は皇室公卿諸侯に對する等の大事を視る、之を執政と云ふ。若年寄は家光の時老中を助けしめん爲めに置き、參政とも云ふ。主に旗本家人の事を掌る。若年寄以上はみな譜代諸侯を以て任ず。其下に寺社奉行、勘定奉行、町奉行あり、之を三奉行と云ふ。初め老中は將軍の面前に會議す。のちに御用部屋ありて之に列す。その後更に側用人の制起り、將軍と老中の間に傳達し、稍專恣なるもの生ず。又大目付あり、目付あり、老中若年寄に屬し、諸侯及び旗下の士を監察する等の事を掌る。重大なる訴訟は三奉行評定所に會して審判す。寺社奉行は主に寺社の事を掌り、町奉行は江戸の市政を掌り、警察裁判の事も掌る。勘定奉行は公事方、勝手方に

番衆

天領御料所

郡代代官

城代城番所
司代奉

關所

町年寄

名主
庄屋

社會の階級

分れ、財政及び幕府領地の民政を掌る。其他奏者番、大番、書院番等あり。旗下の士之に任ず。幕府の領地は、全國に散在すれども特に關八州に多し。之を天領又は御料所と云ふ。郡代、代官あつて之を治め、代官は租入を掌り、郡代は民政をも掌る。關八州は後に勘定奉行の直轄となる。大阪、京都、駿府、伏見、奈良、堺、長崎、山田、日光、佐渡には城代、城番、所司代、奉行等ありて之を治む。後また浦賀、箱館、金川等に奉行を置く。箱根、房川、福島、荒井等の要地には關所ありて特に婦女、鐵砲の出入を檢察す。又江戸其他の市街には人民中より、町年寄、名主を置かしめ、村落には庄屋、名主、組頭等を設け、五人組の法を立て自治を計らしむ。徳川時代には、上下の階級頗る嚴明に區別せらる。京都には

親王家
公卿
將軍の一
族

諸侯の資
格

幕臣
藩臣

平民

皇室の外四親王家あり。公卿に五攝家・九清華以下百數十家あり。江戸には將軍の一族に三家・三卿家門あり。諸侯は其封土の大小によりて大名・交代寄合(準大名)等に分れ、大名に國主・城主・領主等の別あり。幕府代々の將軍自署(花押)又は朱印の狀を與へて其領地の所有權を保證す。官位は徳川氏を経て朝廷より受くれども、素より實務と關係なく、皆家格に應じて一定す。服制・鹵簿及び江戸の居館の體裁も亦家格によりて異なる。又親藩・譜代・外様の別もありて幕府の待遇もこととなり、江戸城中祇候の室をも異にし、大廊下・大廣間・溜間・帝鑑間・柳間・雁間詰等の名目あり。幕府の臣下に旗本・家人の別あり、諸侯の臣下は士と足輕(徒士・小人等)とに分る。農工商の平民は百姓・町人と云ふ。單に名を稱し、特典によりて苗字帶

方外

賤民

元和の令

公事方定
書

公家法度

刀を許さる。神官・僧侶・醫師・儒者を方外とす。足輕・家人は平民よりも轉入することあり。武人の食祿を失へるものを浪人と云ひ、武藝を鍛煉するため諸國を巡行するものを武者修行と云ふ。賤民には穢多・非人あり。徳川氏は、家康が發したる公家法度・武家法度及び諸大寺の法度を法令の基礎とし、累代之を遵奉し、武家法度の如きは時々改修せりといへども、その大旨は變更することなし。一般の刑律は八代吉宗の時家康以來の先例を集成し、公事方定書百個條をつくる。十一代家齊の時また之を修正す。刑名は卷末の表を参考すべし。公家法度は、朝廷公卿に對して發せるものにして、十七條より成り、天皇の學問・親王朝臣の位次・公卿の服制・僧侶の敍官

等のことを規定す。徳川氏已に土地兵馬金穀の實權を握れば、公家は政治の實際に關係せず。其權威亦衰へてたゞ公事節會の大禮に列するのみにて、その官職はみな虚器に屬せり。平常參朝して事を視るは關白・傳奏・議奏等の少數の人のみ。其他諸道専門の故家はみなその職を世襲して僅かにその形式を傳ふるのみ。

武家法度

武家法度は、諸侯に對して發し、十三條より成り、城郭新築の禁、其修繕の制、參觀交代及び相續結婚官位敍任服制等に關する規定を明記す。諸侯は徳川氏に對する關係の親疎により、又封土の大小によりて、種々の資格に分つ。而して其領域は犬牙錯綜す。豊臣氏の勳舊其他の諸侯關原・大阪二役後封土を易置せられ、又相續法其他によりて家名斷絶するもの

諸侯の榮枯

藩政

土木兵役
天災

兵制
軍賦

出征

多く、強藩は漸次衰亡するものあり。八代將軍以後は相續の規定もやゝ寛に、封土の易置少なし。諸侯は武家法度に觸れざる限り、領内に於て專制の權を有す。多くは範を幕府に取り國に國家老・江戸邸に留守居を置きて之を治む。皆參觀交代の制を奉じ、在府・入部の時期一定す。從つて士卒にも定府勤番の別生ぜり。

凡そ朝廷・幕府・親藩に土木其他の大役あるときは幕府之を諸侯に課し、出兵は素より諸侯の義務なり。又天災地異等の變故ある時は、幕府金穀を諸侯に給す。軍賦の法は元和の初に定め、萬石に騎士十名・銃二十挺・弓十張・槍三十本等を大略の率とす。出征には將軍全軍の將となり、老中は大名の兵を統べ、若年寄は旗本の兵を督し、大目付・目付は軍監の職に當

新式の陸海軍

る。其他大番頭・先手弓・鐵砲組頭等は皆その部下を率ゐて出陣する定めなり。後諸外國と交際するに及び、洋風の歩兵・砲兵・騎兵及び軍艦・運送船を設け、歩兵奉行・軍艦奉行等ありて之を統率す、

寺院

諸宗本山法度

王朝の末に僧兵の跋扈あり。戰國時代に一揆の暴動あり。徳川氏の時も各寺の學侶行人の類健訟止まざる弊あり。而して徳川氏は朱印地を定めて寺院の領邑を一定し、又諸宗本山法度を發して、その行爲を拘束せり。その法文は各宗派に應じて少差あるも、大略學藝を勵まし、修行年限を一定し、本山と末寺の關係を明にし、僧官敍任及び住持入院等のことは、先づ幕府の認可を受けて、のち朝廷に奏請せしむ。犯す時は毫も假借せざることを、澤庵の紫衣一件の如し。

宗派

門跡

幣制

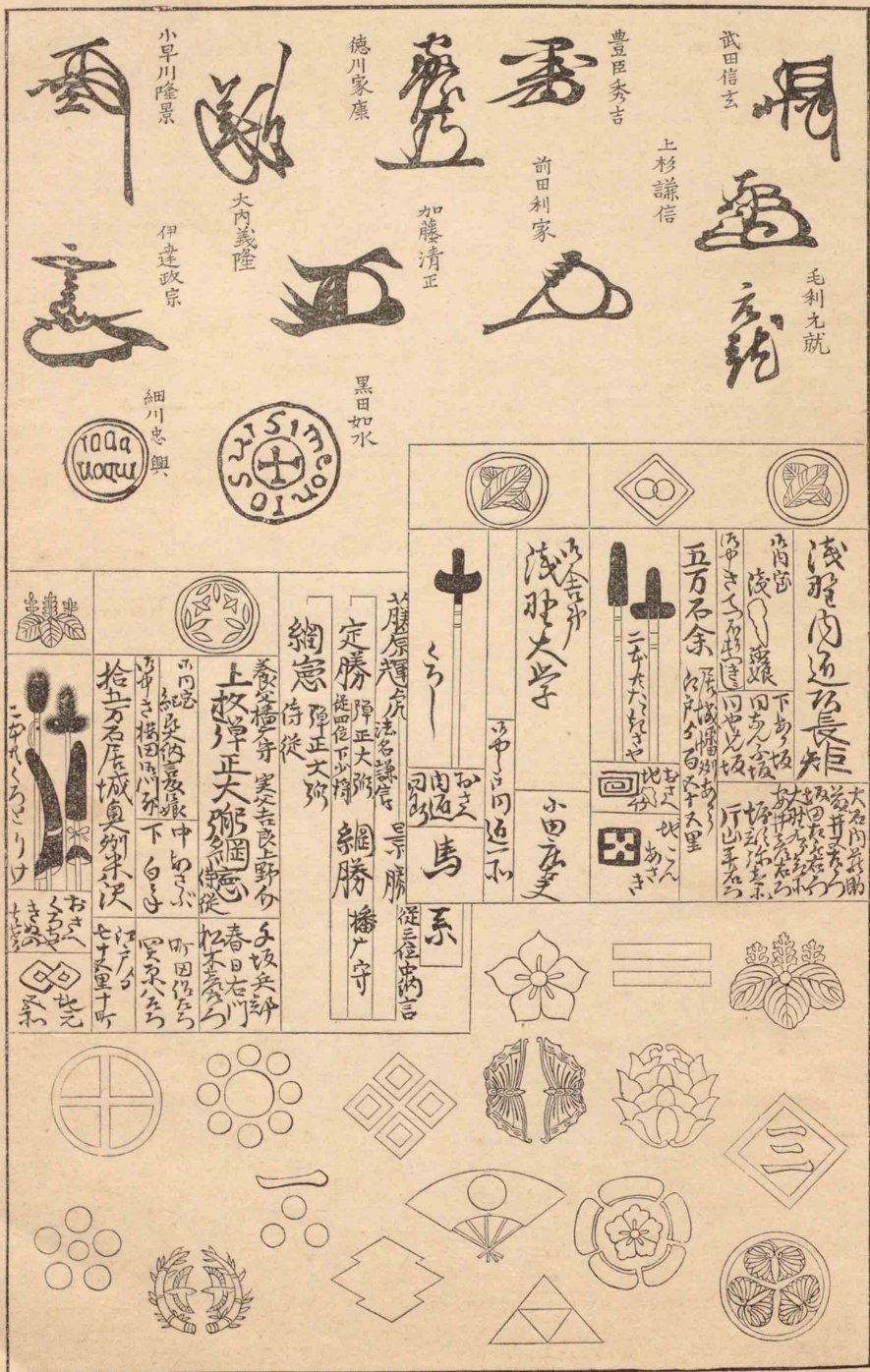
判金

徳川時代には天台宗・眞言宗・淨土宗・臨濟宗・曹洞宗・法華宗・時宗・眞宗あり。又普化宗・修驗道等あり。當時切支丹宗門の禁あつて、人民必ず佛教徒たらざる可からざるを以て、各寺院は供給豊富なりしも、僧侶研學の風は頗る衰へたり。又後光明天皇(將軍家綱)の時支那より黃檗宗入來して、少しく行はれたり。當時また皇族若しくは公卿の子女にして家を嗣がざるもの、他に適かざるものは削髮して、由緒ある寺院に入る風あり。門跡・准門跡・比丘尼御所と云ふものは是なり。徳川氏の幣制は初め豊臣氏の制による。金銀銅の三貨あり。家康の鑄たる判金を慶長金と云ふ。家光は銅の寛永通寶を鑄、家綱は方廣寺大佛を毀ちて銅の文錢を鑄る。綱吉の元字金は勘定奉行萩原重秀の議によりて改鑄し、金質は慶長金

其他の金貨
銅錢
南鐐
其他の銀貨
金座銀座
錢座
金銀比價
藩札
田制年貢

に劣る。家宣乾字金を鑄て、その形を小にし其質を復舊す。吉宗の時享保金の鑄造あり、品質尤も優良なり。家齊の時小判金二分金二朱金一朱金等あり、品位劣る。銅錢の寛永通寶は數次數種の鑄造あり。天保中には天保通寶、文久中には文久通寶鑄らる。その他鐵錢行はれ、支那の古銅錢眞鍮錢も亦混用せらる。銀貨も數次の鑄造あり。家治の時に南鐐銀を鑄造す。其他丁銀、豆板銀等あり。各種の貨幣は金座銀座錢座を設けて之を鑄る。又大判金一枚は小判金十枚に當れども儀式の外は用ゐず。而して金銀價の比率當を得ざるものありて外國貿易に大損害を蒙りたり。諸藩にはその藩内限り藩札（紙幣）を發行するを許す。金札銀札錢札米札等の別あり。田制は六尺平方を一步とし、三百歩を一段とす。地租を年貢

九圖



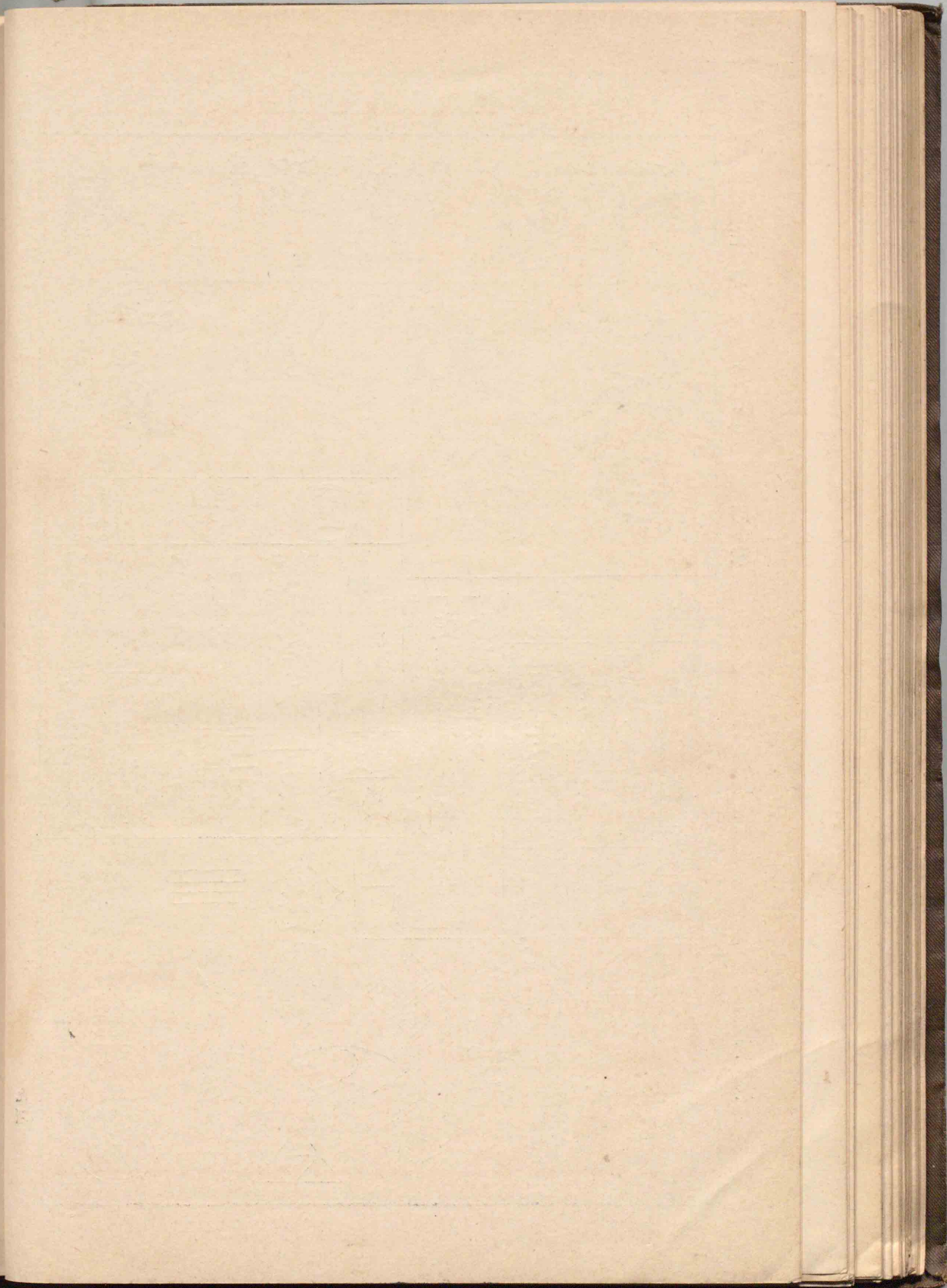
花押

署名

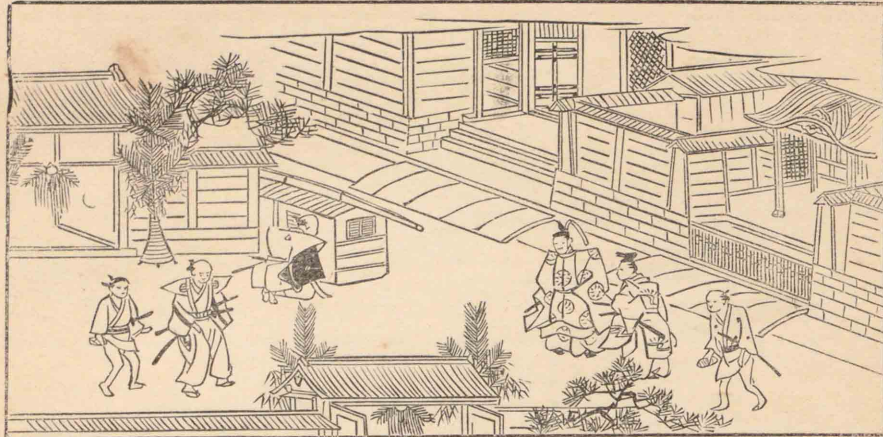
印章

武鑑一節

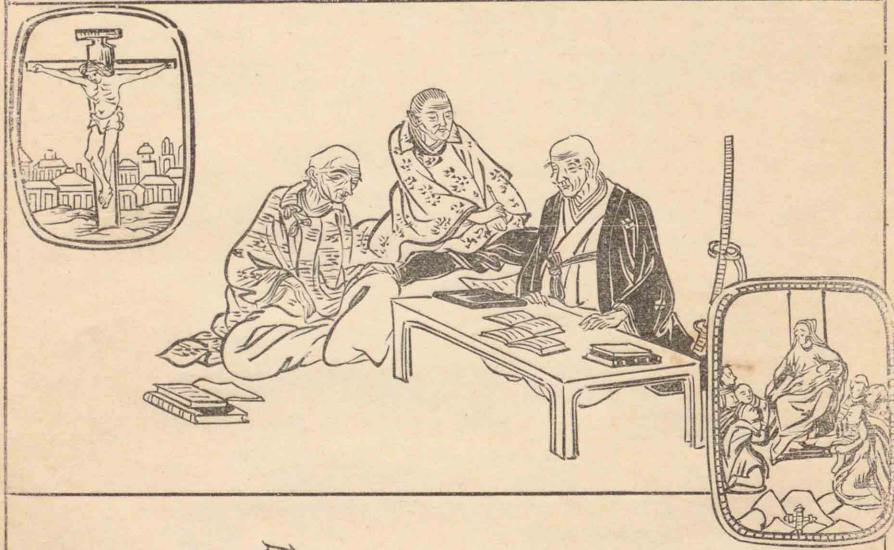
紋章



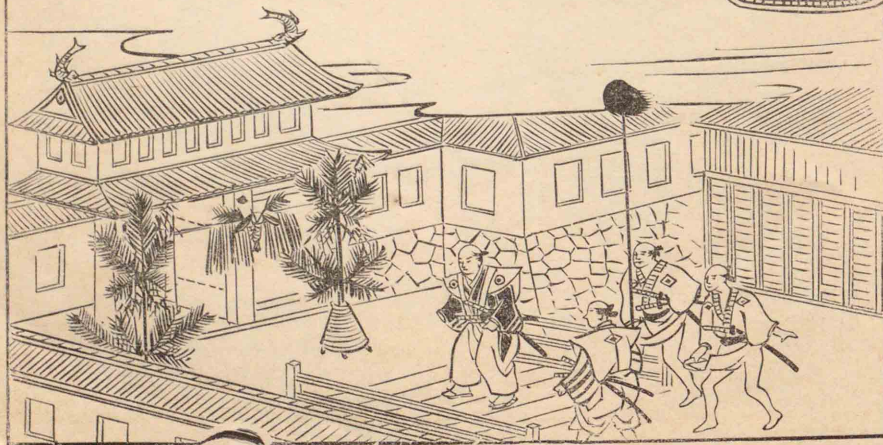
京の正月



洋學者
踏繪

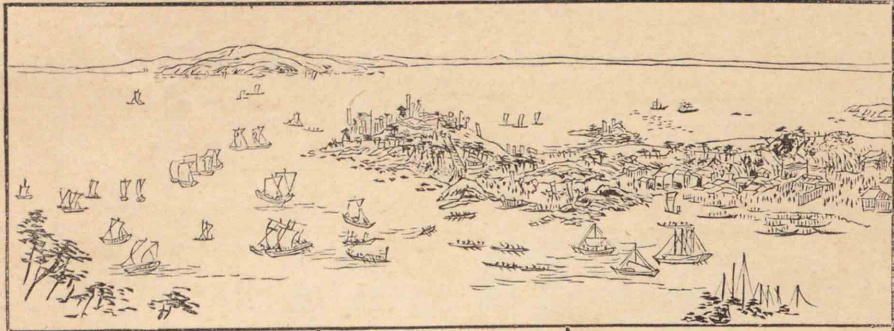


江戸の正月

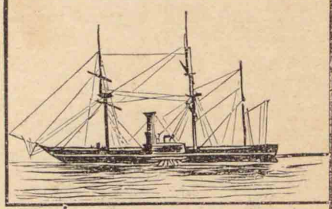
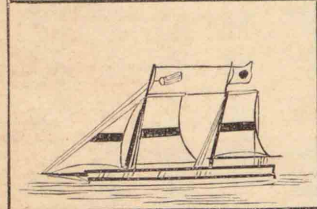


中等國史教科書第五學年用第十一圖

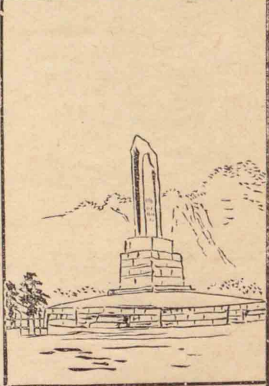
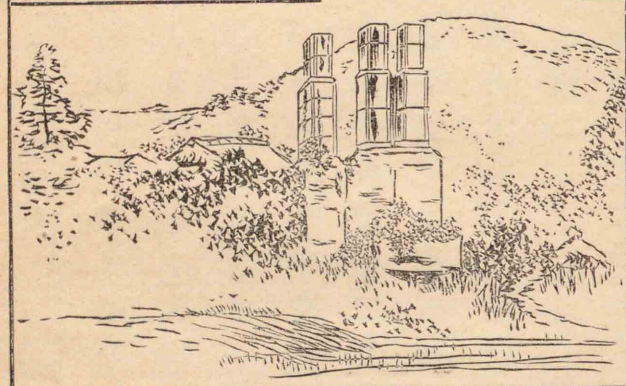
浦賀戒嚴



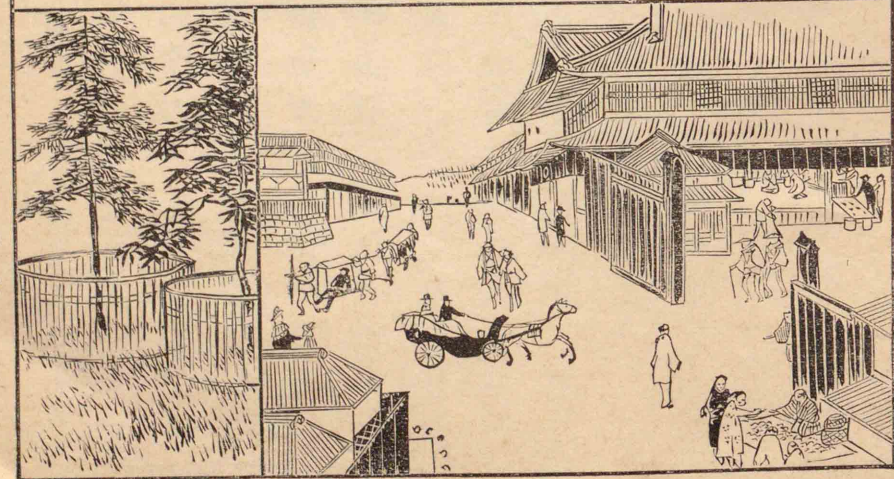
米國使節乘船
君澤形帆船



江川氏來朝
反射紀念碑



橫濱開港
景手栽樹



中等國史教科書第五學年用第十二圖

小物成
冥加金其
他

交通

驛路の變
遷
京江戸間
の交通
五街道

海運

と云ひ、又四ツ物成の稱あり。大概穀納にして、檢見取・定免取の二法による。金納銀納も稀に行はる。雜稅を小物成と云ひ、營業稅は冥加・連上・分一等の名によりて徵收す。田畑の永代賣買を禁じ、讓與にも制限を加へて兼併の弊を防げり。

驛路の制は大略王朝のもの存して室町時代に及びしが、戰國時代に至りて紊亂す。織豊二氏稍之を復し、徳川氏に至つて面目新たなり。京都江戸間の交通尤も繁く、東海道・中仙道・二線あり、その他甲州街道・日光街道・奥州街道を併せて五街道と云ひ、外に北國街道・參宮街道・善光寺街道等の横に之を聯絡するものあり。西國にも中國街道・長崎街道等あれども船運を利用すること多く、大名の參觀にも往々之による。又海上の運搬は瀬戸内海及び江戸大阪間尤も盛んに、後

海陸の設備

傳馬飛脚

船舶

菱垣廻船
樽廻船

に北海陸奥の航路を創設す。その他河湖の水運も亦行はる。而して水上の諸港泊には篝火燈明臺水先案内等の設あり。陸路には宿場立場を設け、本陣脇本陣を定め傳馬飛脚等の法具はりしも、素より封建割據の世なるを以て、警備の爲め幕府諸侯共に關所を設けて出入を檢察し、山河には故らに坂路を設け、橋梁を架せず、枉げて嶮難を行かしむる等のことありて、不便も亦少なからず。又船舶の構造は御朱印船廢止以後制限あり、單檣のみとなれども、菱垣廻船樽廻船等の大船ありて、大阪江戸間を往來し、後には遠く樺太千島に航するものあり。其他關船小早船渡海船と云へる小船特に西國に行はれ、江戸には屋根船屋形船等ありて遊覽に便にす。幕末に外國交際のことあるに及び、大船建造の禁を解き、

諸侯の參
覲交代節
朝鮮使節
の往來

邊境の
事情
オランダ
人

洋風船舶の購求建造も漸く盛んなり。又陸行には馬輿乗物あり。諸侯の參覲交代朝鮮使節の送迎等の途上は海陸共に華美を極めたり。而して交通の制之が爲めに整へる觀あり。

第十五章 邊境の事情

初め西曆十六世紀の半よりポルトガル人・イスパニア人の我國に來航するもの漸く多し。尋でオランダ人は我國慶長七年(西曆一六〇二年)に東印度商會を組織し、元和五年(西曆一六二〇年)にはバタビアに根據地を建て東洋の貿易に従事す。我國には初めて慶長十四年(西曆一六〇九年)に來り、後ポルトガル人との競争にかちて之に代はれり。寛永十六年(西曆一六三九年)鎖國令出づるの後は、西歐諸國の商船我國に來航するもの漸く跡を絶ちしに、た

十八世紀の西洋

蘭人のみ長崎に來り、十七世紀十八世紀の間通商の利を專占せり。

十九世紀の西洋

十八世紀の後半は我國にては徳川氏中世以後に當る。西洋各國は戰亂の渦中に起伏せる狀あり。この間アメリカ合衆國は獨立し、フランスには大革命起れり。十九世紀に入りて歐洲にてはナポレオン一世倒れ、ロシアの主唱によりてイギリス以外の諸強國は神聖同盟を結び、又アメリカ合衆國はモンロー主義を宣言する等のことあり。而して學術技藝の進歩も亦著しく、恰も蒸汽船の發明ありて、航海業頓に進歩し、西力東漸の勢益急なり。

蒸汽船の發明

イギリス人

初めイギリス人は、オランダ人に先つこと二年(西曆一六〇〇年)に東印度商會を組織す。我國には慶長十八年(西曆一六三九年)來りしが約

印度を取る

十年にして元和年中には平戸の商館を撤して去り、専ら力を印度の經營に盡くし、西曆一六三九年にマドラスを建て、西曆一六八六年以後はカルカッタを根據とす。フランス人も亦西曆一六〇四年に同種の商會を組織し、一六七二年にボンヂシエリーを根據とす。十七世紀及び十八世紀の印度は、二國角逐の舞臺なり。佛人一旦はマドラスを奪ひしも十八世紀に入り、英人にはクライブ、ヘースチングス等の英傑相次ぎて出で、遂に印度を取り、これより十九世紀に及びて英人の勢力太平洋上の諸島濠洲に及び、中央アジアにてはロシア人と對抗せり。十九世紀の劈頭我國文化五年(西曆一八〇八年)には、その軍艦長崎に闖入することあり。文化文政の間其船我邊海に出沒すること數次、文政二年(西曆一八一九年)は新嘉坡を取

香港に據
有す

り、天保十三年(西曆一八四二年)には清國との鴉片戦争に勝ち香港に據有せり。

フランス

フランスにては十九世紀の半頃、ナポレオン三世出で、其

國政を執り、頗る霸氣に富む。偶清國に派遣せる天主教宣教師の害に遇へるを機とし、英國と聯合して清國を攻め、西曆

一八〇六年の北京條約を結び、償金を取り互市を約せしむ。

安南を窺
ふ

尋でサイゴンを占領し、カンボヂアを保護國とし、漸次安南地方を席捲せんとし、バルマ暹羅にイギリスと對峙す。

ロシア

ロシアは十六世紀半頃よりシベリアの開拓に努力せしが、

カムチア
ツカを取
る

我國にて鎖國令を出す頃、コサツク兵の指揮官はカムチア

黒龍江地
方に入る

ツカ半島に來り、又ベーリング海峡を發見し、他の一隊は黒龍江地方に入りて清人を驚かしめたり。尋でペテロ一世は

根室に來
る

我元祿二年(西曆一六六五年)清國とネルチンスキ條約を結びて、國境を定め貿易を約す。十八世紀初には露人全くシベリアを領有して益拓殖を謀り、カタリナ二世の時にはその使節我國の根室に來り。これ松平定信執政の時代にして、我寛政四年(西曆一七九二年)に當る。漂流民送還と共に互市を乞ひしが幕府は論

我國内に
海防論起
る

して長崎に赴かしめたり。この頃より我國内に海防の論起る。近藤守重の擇捉(エト、ロフ、ツナヅリ)國後の巡視、伊能忠敬の測量、及び松前奉行(後箱館奉行)の設置、南部津輕二藩の衛戍等行はる。露帝アレキサンドル一世はますく、黒龍江口樺太島の探檢を督

レザノフ

勵し、文化元年(西曆一八〇四年)その使節レザノフは長崎に來つて通

樺太擇捉
に入寇す
近藤重藏

商を乞へり。我國之を許さざりしかば其軍艦は歸途樺太擇捉を侵掠し爾後入寇止まず。先是寛政十一年近藤重藏は擇

間宮林藏

ゴローウ
イン

高田屋嘉
兵衛

ムラビエ
フ

ブラヂボ
ストクを

捉を巡視し、露人の建てし標柱を除き、新に一標をたて、日本
 の領土たるを明にせしが、この頃最上徳内、松田傳十郎、間
 宮林藏等相次ぎて樺太を踏査し、林藏は對岸なる黒龍江下
 流地方に赴き地理を察せり。後文化九年(西曆一八二八年)國後の守兵
 は露艦ヂアナ號の艦長ゴローウインを捕ふ。偶我商賈高田
 屋嘉兵衛露人に獲られしが、よく彼我の間に介して事情を
 辯明す。幕府よつて艦長を放還す。然れども未だ通商を許さ
 ず。而して樺太に於て彼我國境漸く紛議生じ我安政六年(西曆一八四五
 年)には其東シベリア都督ムラビエフ江戸に來りしも議
 熟せず。その後英佛二國の聯合軍清國と戦ひ、北京を陥るに
 及び、露國爲めに媾和のことに周旋し、よつて愛琿條約を訂
 正して烏蘇利河以東の地を得、我文久元年(西曆一八六一年)にブラヂ

建つ

アメリカ
合衆國

領土太平
洋に達す

浦賀に來
る

邊境の形
勢漸く不
穩なり
將軍家齊

外國船打
拂ひの合

ポストクを建てたり。
 アメリカ合衆國が英國より獨立を承認せられしは西曆一
 七八三年にして、我國の天明三年に當る。爾來漸く富強にし
 て其領土西に擴張し、終に太平洋岸に達し、その船舶東洋に
 往來するもの多く、文化年中一たび長崎に來つて互市を請
 ひ許されざりしが、嘉永六年(西曆一八三三年)ペリーの浦賀に來るに
 及び、漸くその希望を達せり。
 邊境の形勢漸く不穩なるに及び、人心頗る動く。露人北島に
 來寇し、英艦長崎に闖入することあるに及び、將軍家齊は命
 じて成兵を蝦夷地に増加し、長崎の防備を嚴にし、浦賀海峽
 の砲臺を増築せしむ。是より往々攘夷の論を唱ふるものあ
 り。文政八年(西曆一八一八年)幕府令を沿海諸國に下し、外船岸に近づ

渡邊華山
高野長英

將軍家慶

薪水給與
の令

オランダ
人開國を
勸む

幕府祖法
を變せず

開港攘夷
の論

くものは之を砲撃せしむ。時に蘭學者渡邊華山・高野長英等
夢物語・慎機論等を著はして内外の形勢を述べ、外船撃攘の
無謀なるを論ぜしに、幕府は却つて二人を罪せり。其後天保
十三年(西曆一八四二年)に至り將軍家慶は更に令を下し、外船來りて
薪水食料を乞ふ時は之を給し、諭言を聞かず速に去らざる
ものは之を砲撃せしむ。其後二年を経て弘化元年(西曆一八四四年)オ
ランダの軍艦長崎に來り、國書を呈して歐洲の形勢を述べ、
各國と交通せんことを勸告せしも、幕府は鎖國は祖宗の法
なればとて、之を謝絶せり。攘夷の論益盛んなり。尋で嘉永六
年(西曆一八三三年)米國使節ペリー來朝のことあり。開港攘夷の論益
激烈となり、種々の變遷を経て維新大業の近因となれり。

第十六章 洋學

洋學

鎖國令の
結果

西川如見
新井白石

青木昆陽

蘭學階梯

三代家光の鎖國令と共に洋書の輸入を禁じてより、長崎な
る和蘭通事もたゞ言語を記誦するに止まりて、邦人の外國
の事情を解するものは殆んど地を拂へり。其後五代綱吉の
時西川如見・華夷通商考を著はし、六代家宣の時新井白石は
西洋紀聞・采覽異言等を著はしたれども、原書を讀みて之を
翻譯する道は未だ開けざりしなり。八代吉宗の時に洋書輸
入の禁を弛め、青木昆陽を長崎に遣りて蘭語を研究せしめ
てより、大槻玄澤・前野良澤・杉田玄白・桂川甫周等相次ぎて出
で、玄澤には蘭學階梯、蘭化には和蘭譯筌、甫周には和蘭字彙
の編著あり。また玄伯主となりて人身内景圖を翻譯し、之を

解體新書

其他の蘭學者

天文測量
海防の新
事功

シーボルト

蕃書調所
開成所

解體新書と名づく。玄澤これを重訂す。玄澤また環海異聞の著あり。甫周は魯西亞志を譯す。四人共に皆醫家なり。是より蘭書を讀むもの漸く多く、之を汎稱して蘭學者と云ふ。之により西洋科學の智識我國に入來し、また海外の事情稍精確に知らるゝに至れり。高橋至時の天文・伊能忠敬の測量・林子平の海防に關する事蹟の如きは、その効果の先づ顯はれしものなり。偶十一代家齊の末年に、獨人シーボルト和蘭政府に仕へ長崎の出島に來る。その人醫學・博物學に精通せしかば、蘭學者のこれを景仰して、その教を請くるもの多し。この時幕府は翻譯局を開き大槻玄澤等をして事に當らしむ。後に之を蕃書調所と改稱す。更にまた開成所と改む。初め蘭學の開くるは主として醫術の必要よりし、天文・地理

理化學植
物學の新
著述

江川高島
佐久間の
諸士

蘭語以外
の外國語
中濱萬次
郎
語學所

の講究また之によること多かりしが、於是青地林宗の氣海觀瀾・川本幸民の遠西奇器述・宇田川榕菴の舍密開宗・植物啓源の如く、理化學植物學に關する譯述行はれ、又江川英龍・高島秋帆・佐久間象山等識見の超邁・兵學の應用等によつて名を成すもの少なからず。加之外交のことますます、緊急なると共に、蘭語以外の國語をよくするもの出で、土佐の中濱萬次郎がペリ―來航の後英語を以て幕府に徵さるゝあり。幕府は開成所の外、長崎に語學所を置きて、清・蘭・英・佛・露の五國語の講習を勵ませり。馬場佐十郎の露語・村上英俊の佛語・藤井三郎の英語等は、この頃尤も人に知らる。其他諸藩にも亦洋學を講ずるもの少なからず。幕府はまた海防の忽にすべからざるを知りて、諸藩に大艦

洋風の艦
船砲臺
練兵造船
君澤形
千代田形
日章旗
威臨艦
阿部正弘
堀田正睦
幕府の外
交政策
内政の紊
亂

を作り砲臺を築かしめ、自らも洋式の艦船砲臺を備ふ。のちまた佛人を聘して練兵法を傳へ、石川島造船所、横須賀船渠建設のことあり。帆船君澤形、汽船千代田形相次ぎて製造せられ、安政元年には日章旗を以て我國船舶の旗標となす。又萬延元年には和蘭より購入の威臨艦をして使節を米國に護送せしめ、文久二年には留學生を和蘭に送り。初めペリー及びハリス等と應接せし老中阿部正弘、堀田正睦(初名正篤)等は早く開國の止むべからざるを知り、其他幕府の吏員中眞によく海外の事情を察知して、着々その文物の輸入に努力せしもの少なからず。その外交政策は必しも失當と云ふべからず。ただその内政は紊亂の極に達し、繁文褥禮一に舊例を追ひて執務に敏捷を缺き、門閥資格の論煩

時勢轉變
の機

瑣にして人才の登用を妨ぐることも少なからず。士氣は頽廢し、府庫は窮乏して、徳川氏の運は己に衰替せり。維新の政の行はるゝは主として時勢の然らしむるなり。

第十七章 維新の原因及び其事蹟

の概括

維新の
原因
國史國文
の盛行
漢文學の
盛行

維新の原因は一二にして止まらずといへども、其最も重大なる點を擧ぐれば、文運の復興に伴ひて國史國文の研究起り、建國の體制王朝の盛事明白となれると共に、教育の普及に従ひて、これに關する著述多く出で、洽く武士の間に讀まれ、加之漢文學の流行は一般に武士をして道理の爲めに殉ずる意氣を養成せしめ、尊王斥霸の精神を鼓舞するに至り、

世界大勢の變化
幕府の資望衰ふ

武士の公卿及び公卿の奮起

内外の形勢に適應する必要

水戸光圀

大日本史類典
扶桑拾葉集

又一方に世界の形勢に促がされて國政更新の必要あるに、幕府の實力衰へて、諸侯公卿を指揮する資望乏しく、幕府諸藩共に上級の士にして門閥の餘惠を被ふるものは、智徳意志共に劣等にして、事に堪ゆるもの少なきに反し、下級の武士及び公卿には才學共に俊邁なるもの却つて多く出でて、外交内政のますく、困難なるを目撃するに及び、終に幕府を廢して王政を復し、内外の形勢に適應して新政を行はんとする意嚮期せずして生ぜしによる。

國文國史の研究を鼓吹せる有力者を水戸侯徳川光圀とす。光圀國史編纂の志を起し、彰考館を立て、洽く學者を招聘してより、其結果大日本史以外種々の著作公にせられ、又禮儀類典・扶桑拾葉集等の編纂成りて國文國史興隆の機運を促

新論

職官志 山陵志 日本外史 萬葉代匠記 水戸齊昭 水戸藩學風 藤田東湖 藤田小四郎 武田耕雲 齋國學四大家 幕府諸藩學校の漢文學 大部なる書籍の編纂刊行

せり。新論の著者たる會澤安は彰考館の學者にして、蒲生君平の職官志・山陵志及び頼山陽の日本外史は大日本史の餘風を受けて作られしもの、國文學復興の祖たる僧契沖は光圀の禮遇を受けて萬葉代匠記をつくれるものとす。齊昭の時には、水戸藩學風の特徴ますく、著しく、藤田東湖の如き名士出で、武田耕雲・齋藤田小四郎に至つては尤も功を成すに急にして、却つて敗れたり。而して國史國文の攻究は契沖以後ますく、盛行して、三大人四大家等の流を汲めるもの諸國に多く、幕府諸藩の學校には漢文學の攻究特に盛なり。又幕府諸藩共に和漢文學を奨勵し、群書類從資治通鑑四書・五經等の大著述の編纂刊行及び翻刻を補助奨勵し、ますます文運の興隆を鼓舞せり。

京都に英
主出づ

公家と武
家

王政復古
の精神

脱藩士の
活動

京都に於ては早く後水尾後光明二帝の如き英邁の天子あり。其後竹内式部山縣大貳の如き公卿の志氣を激勵するもの、高山彦九郎蒲生君平の如き天下に遊説して勤王の大義を説くもの起り、尋で學習所(學習院)の開設ありて公卿の學問をすゝめたり。もと武家政治の世に在りては、公卿の威權財政は概して大名旗下等の武士と比較するに足らず。於是王政復古の精神毎に京都を中心として起り、和漢文學の攻究盛行すると共に、尊王論ますます、勢を得、外交の事漸く困難にして攘夷論行はるゝに及び、諸藩士の才能餘りありて門地の資格乏しく、その驥足を伸ばすに足らざるもの、往々藩籍を脱して京都に入り、公卿の俊秀なるものを動かし、盛に攘夷論を唱へて幕府を牽制し、また尊王論を呼號して諸

其事蹟の
概括
米國使節
の來朝

開港攘夷
の論紛々
たり

井伊直弼
の武斷
安政大獄

侯を糾合し、以て王政維新の先聲を爲せり。初め米國使節來朝して交渉を重ね、處分の困難となるに及び、幕府は舊來の慣例を忘れて之を朝廷に奏上し、また諸侯に諮詢し、却つて事端を滋くし自から苦しむに至れり。當時朝廷諸藩に於て眞によく海外の事情に通曉するもの多からず、漠然祖法の變更を不可とし、鎖國の舊法を守らんとするもの多し。而も海外の事情遂に之を許さず、國內有識の士また鎖國の行ふ可からざるを知るもの少なからず。於是開港攘夷の論紛々として起り、その歸着する處を知らず。朝廷幕府諸藩共に急激の論溫和の説交々行はれて政策頗る變ず。而して井伊直弼の武斷によつて幕府は開港の議を執行し、安政の大獄を起して反對者を壓服せしも、之と前後して

國內の騷擾
外交の難件

公武合體策

元治の變

將軍繼嗣の議、櫻田門及び坂下門の要撃等ありて事端ます
ます紛亂し、朝廷にても密勅奏下、和宮降嫁、大和行幸の議、七
卿長門落等ありて形勢數次變化し、また元治の變、大和但馬
の亂ありて國內の騷擾絶へず。この間また下ノ關の外國船
砲撃、生麥の英國人斬殺のことあり。諸外國は一難起る毎に
條約の改修、償金の交附を幕府に強請要求すること甚しく、
更に外國艦隊の下ノ關砲撃、鹿兒島砲撃等のことありて、國
威を輕んぜられ、國益を害せしこと少なからず。而して大勢
上幕府は開國の政策を持して、諸外國と事を構ふるを避け、
又安藤信正等は公武合體策に依つて内政をも調和せんと
せしが、朝廷には攘夷論屢勢を得、長門藩の如きは之により
て幕府の嫌厭を招き、後また元治の變によりて朝譴を蒙れ

長州征伐
薩長聯合

大政奉還
伏見鳥羽
の衝突
戊辰の役

り。而して薩摩藩、土佐藩の如きは初めは公武合體説に傾き
しも、長州征伐の結果幕府實力の缺乏暴露するに及んで、薩
長聯合の策成り、木戸孝允、西郷隆盛等主として之を計畫し、
土佐藩の坂本龍馬も之を翼賛せり。かくて諸藩上級の武士
は未だ時運轉化の大勢を了知せざるもの多きに、卓識俊才
の偉人は却つて下級の武士より出でてよく事に當り、藩論
従つて定まり、朝廷の議亦決し、二條城中大政奉還の勸告、主
政復古令の發布、伏見鳥羽の衝突を経て、戊辰の役、箱館戰爭
となり、遂に明治新政の素地を成就せり。

第貳部 維新以後の事蹟

現代 (明治時代)

第壹章 明治新政 新設官制

明治新
政新設官
制其端緒
將軍辭職
三職復古
王政復古
の令親王公
親王公卿
藩主藩士
新政に與
る

初め慶應三年十月徳川慶喜上表して將軍職を辭し、大政を奉還せんことを請ふ。朝議之を聽るし、攝政關白征夷大將軍等の官職を廢し、新に總裁・議定・參與の三職を置く。十二月九日王政復古の令を發し、有栖川宮熾仁親王を總裁とし、仁和寺宮嘉彰親王以下皇族二人、公卿三人及び越薩土藝尾の藩主又は前藩主を議定とし、大原重徳岩倉具視等の廷臣及び西郷隆盛大久保利通後藤象二郎等の五藩の士を參與とす。

明治元年
官制
太政官
七科

八局

徵士貢士

尋で三條實美岩倉具視及び宇和島藩主伊達宗城等を議定とし、西園寺公望東久世通禧等を參與とす。明年徳大寺實則・木戸孝允等も亦參與に任ぜらる。

明治元年正月伏見鳥羽の役あり、議定參與の諸人多く軍職を兼ねぬ。同月官制を改め、太政官に神祇・内國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を立て、議定・參與の諸員をして之を分掌せしむ。二月官制を改め、總裁・議定・參與の三職は元の如く、科を改めて局とし、新に總裁局を設く。總裁局には總裁・副總裁及び輔弼・顧問・辨事等あり、神祇以下の七局には各督輔・判事等を置き、副總裁以下は議定・參與の諸官之を兼任す。この間諸藩の名士を徵し、或は諸藩をして人才を貢進せしめ、參與に列し、議事の官を授く、之を徵士・貢士と云ふ。又普く人材を求

五條の御誓文

めて、諸藩士の外神官・醫師・庶民をも拔擢して要職を授く。三月五條の御誓文を宣べ、廣く會議を興し、盛に經綸を行ひ、官武一途庶民に至るまで其志を遂げしめ、天地の公道に基き、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべきことを令せらる。立憲政體の建設・開國進取の國是こゝに淵源す。閏四月三職八局を廢し太政官を分ちて議政・行政・神祇會計・軍務・外國刑法の七官となし、立法・行政・司法の三權を分つ。議政官は主として立法の任に當り、其中に上下兩局を設け、上局に議定・參與・史官を置き、政體の議定・法令の製作、其他條約を結び和戰を決する等の大事を掌らしめ、下局には議長・議員を置き、上局の命をうけ諸般の政務を管せしめ、其權大なり。行政官は實施の任に當り、輔相・辨事・史官の諸員あり。神祇會計・軍務外

七官

議政官

行政官

三條實美
岩倉具視
刑法官

地方制度

新政一斑
東京
總督府
鎮將府

即位の禮

一代一元

國の四官と共に事を行ふ。三條實美・岩倉具視・議定より行政官の輔相となる。刑法官は裁判・禁獄等専ら司法の事を掌る。其後も中央政府の官制屢變化せり、又地方の制度は府藩縣の三治に分ち、府と縣とは知事を任命して之を治めしめ、藩はその舊主をして之を治めしむ。後にこの制度も亦變化せり。

七月江戸を以て東京となす。先是有栖川宮征討の勅を奉じ、總督府を江戸に進む。於是鎮將府を置き、輔相三條實美をしてその長官を兼ねしめ、駿河以東十三國の政務を總裁せしむ。八月即位の禮を紫宸殿に擧げ給ひ、九月改元あり、慶應四年を明治元年とし、一代一元の制を立て給ふ。十月東京に行幸あり、江戸城を以て皇居とし、鎮將府を廢す。十二月車駕京

東京奠都
陸奥出羽
の分國の
北海道の
新名
有功者を
賞す

招魂社
靖國神社

公議所

改革の議
案

都に還幸し、二年三月復東京に行幸す。是より東京を以て帝都となし給ふ。先是東北地方の亂既に平ぐを以て、元年十二月陸奥出羽を分ちて七國と爲す。二年五月箱館戦争平ぐ。八月蝦夷地を北海道とし、十一國に分ち、樺太は舊による。この間また伏見鳥羽役以來の有功者には戦功賞典祿及び金を賜ひ、九月三條實美等三十餘人には復興賞典祿を賜ふ。また招魂社(後に靖國神社と改稱す)を建て、戦死者を吊祭し其子弟を祿し給ふ。而して中央政府にては益々廣く列藩士の俊才を徴して、新政を翼賛せしめ、奠都の年公議所を東京に設け、官廳・學校及び諸藩より公議人を出して大政を議せしむ。秋月種樹其議長たり。森有禮の廢刀の議、神田孝平の土地賣買を許るすの議、津田眞道の奴婢賣買を禁ずるの議、加藤

待詔局
位階を定
む

明治二年
の官制
大寶令に
基く

二官六省
大學校
彈正臺

四年の官
制

三院八省

衆議院

弘之の穢多非人の稱を廢する議、其他重要なる改革の議案出でたり。又待詔局を置き、民間のものをして其言を盡くさしめ、新政日に益完備す。其後又位階の制を定め、復官制を改革す。

二年更に大寶令の制によりて、神祇・太政二官を併置し、太政官に左右大臣・大納言・參議等を置き、又民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省を設く。又大學校・彈正臺ありて風教の事を掌り。別に集議院あり、各藩より議員を出して政務を議せしむ。四年地方には廢藩置縣を行ひ、中央には太政官に正院・左院・右院を分置す。正院は行政を總轄し、左院に議長議員ありて立法の府とす。集議院は左院に屬す。右院は各省の長官・次官が機務を議する所とす。各省は神祇・外務・大藏・兵部・文部・工部

官等
新律綱領

司法宮内とす。又官等を分ちて勅任・奏任・判任の三等と爲す。刑律は暫く徳川幕府の舊法に依りしが、後に之を廢し大寶律以下支那の明律・清律等を參酌して三年十二月新律綱領を制定す。

第貳章 版籍奉還 廢藩置縣

版籍奉還
九府二十縣二百七十餘藩
内外多事
用度巨額

明治の初め地方の政治は九府二十縣二百七十餘藩に分つ。府縣は即ち徳川氏の舊領地その他の没官地にして、今は明治新政府の直轄地なり、而して府縣所轄地は狹少なるも諸藩の領地は廣大にして、皆舊によつて土地人民を私有せり。時に維新の政初めて行はれ、内外多事にして朝廷の用度巨額なり、紙幣を發行し、諸侯豪商の獻金を得て之を辨ぜしも、

木戸孝允
大久保利通
舊主に説く
諸藩主連署して版籍奉還を請ふ
知藩事

尙足らざる状なり。參與木戸孝允よつて政權を統一し財政の基礎を鞏固にせんとし、其舊藩主毛利敬親（ちかひら）に版籍奉還を勸め、また之を大久保利通に謀りしに、利通も亦舊藩主島津忠義に説く。於是長門薩摩二藩主將さにその封土を返上せんとす。佐賀藩主鍋島直正・土佐藩主山内豊範もまた之を賛し、明治二年正月四藩主連署して土地人民はもと天子の所有なるを以て、之を朝廷に奉還し政令の出づる處を一にせんことを請ふ。尾張肥後・阿波・因幡及び爾餘の諸藩之に倣ひ、版籍の奉還を請ふ。天皇よつて諸藩主を東京に召集し、この事を諮問し給ひ、六月勅してその請をゆるし、假りに舊藩主を以て知藩事となし、府縣の例によつて政を行はしめ、封地實收の十分の一を以て各知事の家祿とす。又公卿諸侯の稱

華族士族

を廢して悉く華族となし、諸藩の一門及び舊藩臣は悉く士族となし其祿制を定む。後に舊幕臣にして所領壹萬石以上のもの、及び三家の老臣にして其家格の特に由緒あるものをも特に華族に列せしめらる。

廢藩置縣

諸藩主既に版籍を奉還す。されども各地の士民は藩知事の舊恩を慕ふもの多く、名は封建制度既に廢せりと云ふといへども、其實は尙存する觀あり。木戸孝允・大久保利通・西郷隆盛等因つて相議して廢藩置縣の案を立つ。三年十一月勅使岩倉具視をして島津久光・毛利敬親を鹿兒島・山口より召さしめ、廟議に參與せしめ給ふ。時に敬親病むて薨ず。遺表を上りて封建の餘習を除き國家の基本を固くせんことを奏請す。其他の藩知事にも亦上表して廢藩を請ふものあり。四年

毛利敬親遺表を上る

諸藩知事廢藩を請ふ

薩長土肥の首唱

令權令

家祿

秩祿公債金祿公債

地方區劃の沿革

府藩縣

七月詔して廢藩置縣のことを諭し給ひ、鹿兒島・山口・高知・佐賀・四藩知事の版籍奉還を首唱し、名古屋・熊本・鳥取・徳島・四藩知事の郡縣制度設立の議を上りし功を賞し給ふ。於是朝廷知事・權知事等を任命して各縣を治めしむ。後に令權令と改稱す。舊藩知事には既定の家祿を給して皆東京に住ましめ、士族はその本縣に貫屬せしむ。後明治六年以後家祿奉還を請ふものは之をゆるし、秩祿公債證書を以て之に代へ、九年更に金祿公債證書を發して之に代へ、終に家祿賞典祿の制を廢す。

府藩縣三治の行はれし時は徳川氏の舊制を襲用して、やゝ明治の新制を交へ、戊辰の役其他の爲め改廢の諸藩もあり、制度混雜の狀ありしが、四年廢藩置縣の行はれし當初に

三府三百
二縣
三府七十
二縣
三府四十
三縣

自治制

は三府三百二縣とし、其年の末に改めて三府七十二縣とす、その後種々の變遷ありて、二十二年以後には北海道廳の外、沖繩縣を加へて三府四十三縣あり。地方制度の改革と共に、各行政區劃たると同時に自治の區劃ともなり、諸種の機關を設けて教育交通殖産等の發達改良に努力し、大にその効果を擧ぐるに至れり。

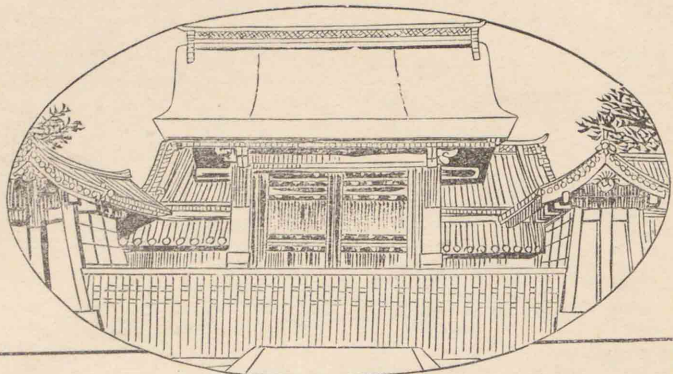
第參章 外交 大使派遣 歐米文物

制度の採用

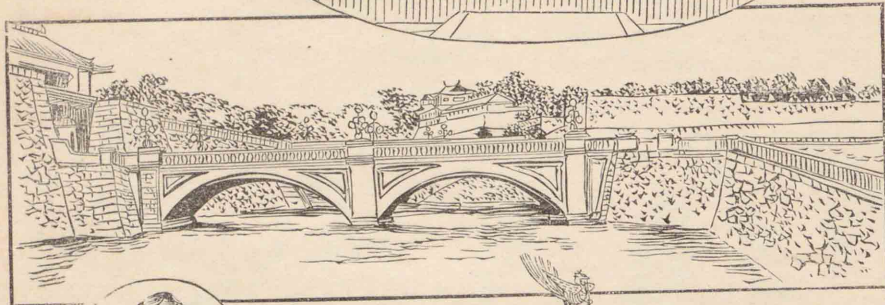
外交
安政假條
約
國論沸騰

安政の假條約に五港を開き、又江戸大阪に互市場を設くるの項あり。幕府先づ箱館・神奈川・長崎を開きしも、國論沸騰して新潟・兵庫・江戸・大阪は期に及ぶも開くを得ず。この間英佛

中等國史教科書第五學年用第十三圖



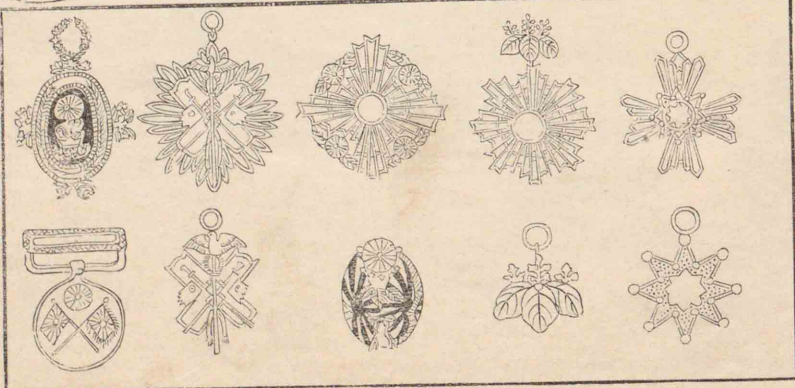
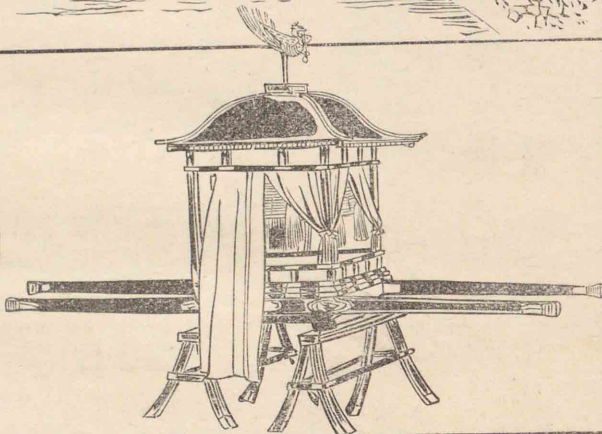
京都御所建禮門



宮城二重橋

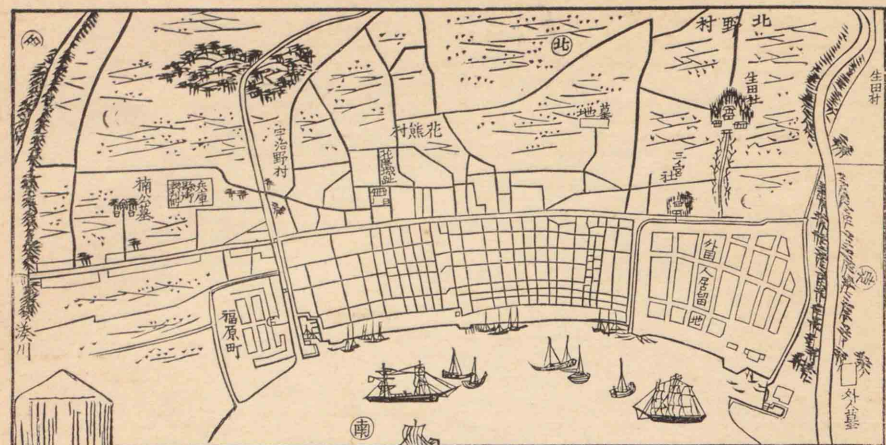


鳳輦 大久保利通肖像

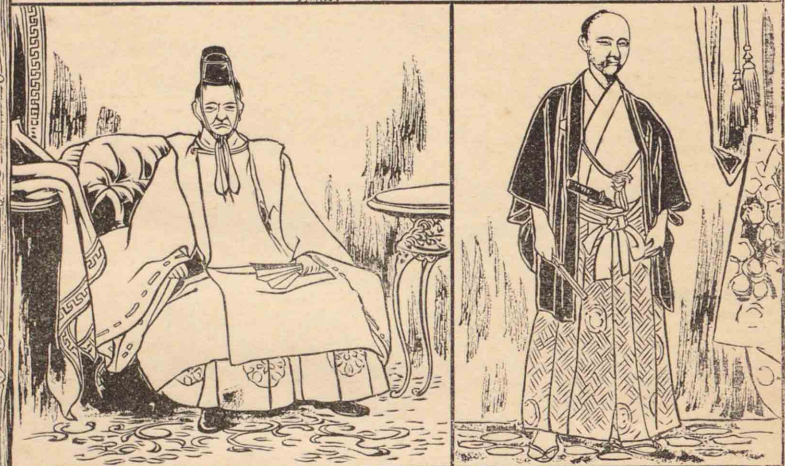


勳章 從軍章

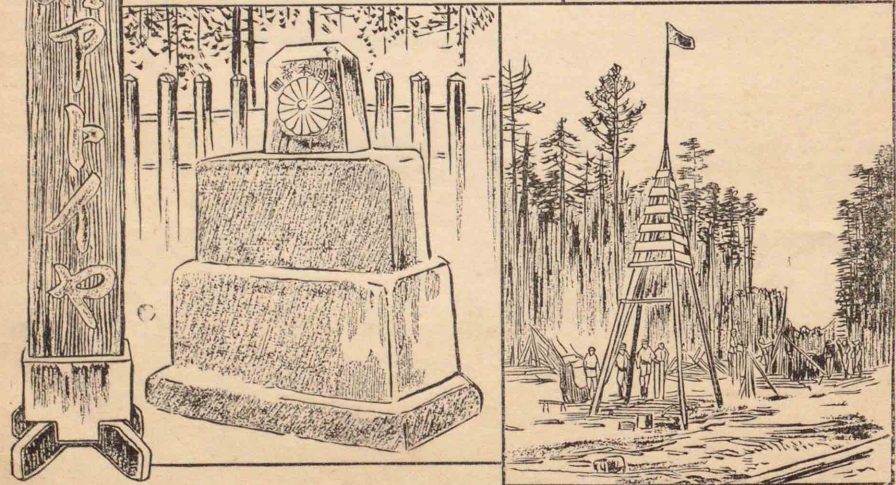
兵庫開港圖



松平康直具岩倉

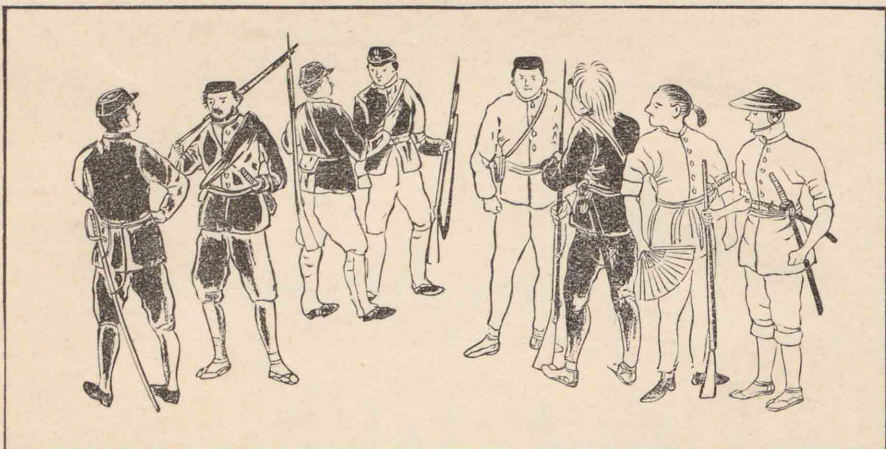


大國境標
擇捉島

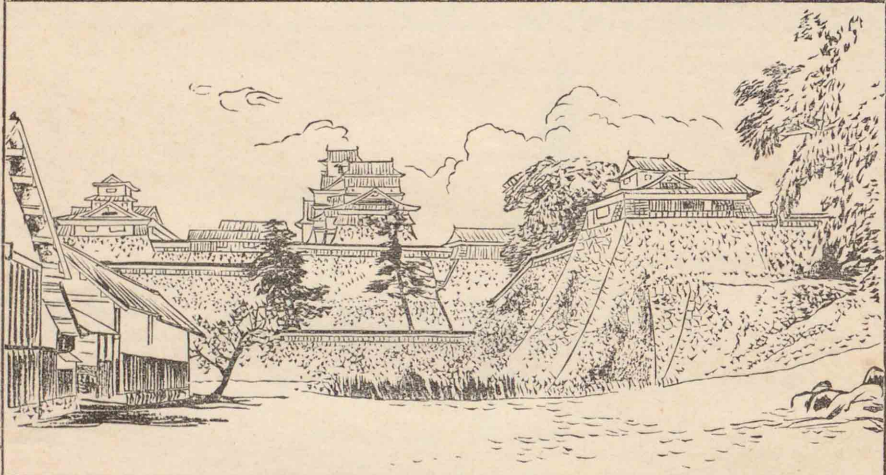


中等國史教科書第五學年用第十四圖

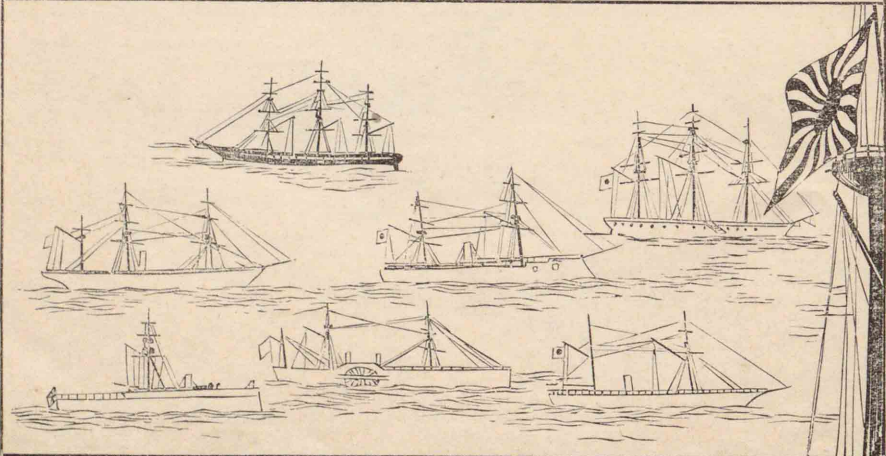
維新後の武装



熊本城

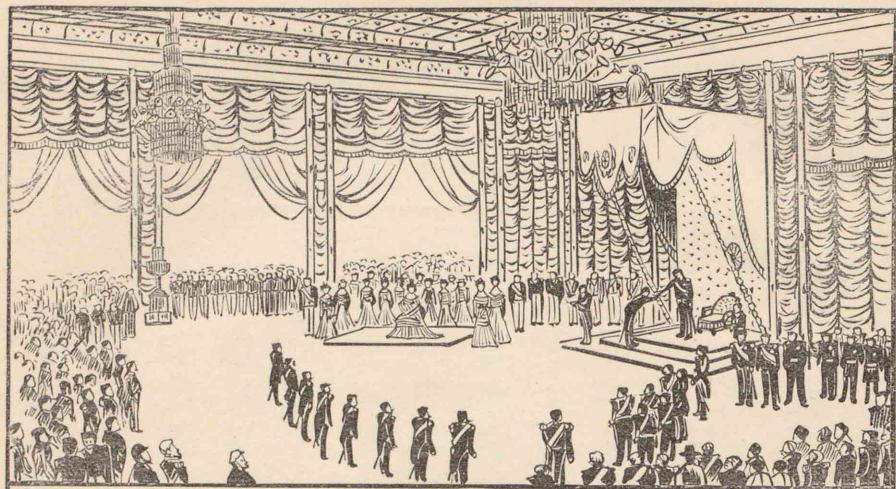


帝國後の新艦型

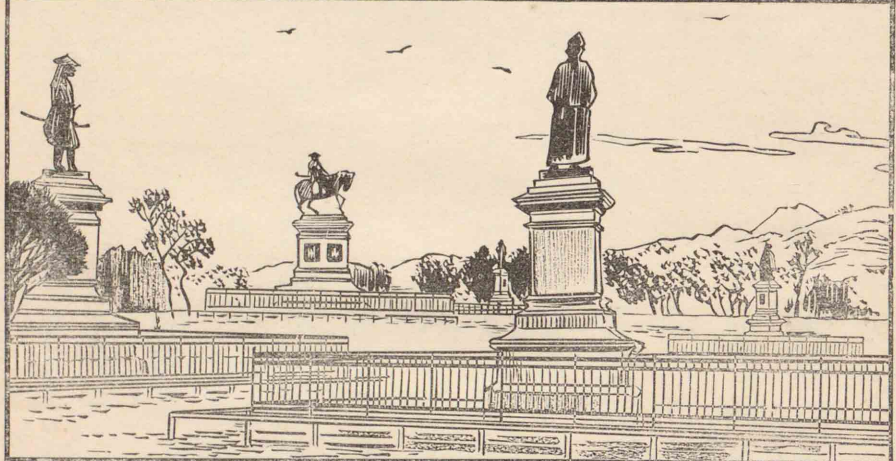


中等國史教科書第五學年用第十五圖

憲法發布式



長門藩主支藩主銅像



靖國神社祭禮



中等國史教科書第五學年用第十六圖

局外中立	萬國公法	諸市諸港 を開く	條約訂結	條約認許	英國公使 パークス 以下	<p>米・蘭四國の艦隊長藩前年の無禮を咎め下ノ關砲臺を攻撃することあり。慶應元年將軍家茂征長の帥を督して大阪城に駐營するに當り、其艦隊大阪灣に集まり、英國公使パークス以下各國公使等條約の勅許を請ひ、兵庫の開港を迫ること急なり。十月朝廷終に條約を認許し米・英・蘭・佛・露・獨・葡七國と訂盟す。尋いで瑞西・白伊・丁・瑞典・西・奧の諸國とも條約を結ぶ。而して兵庫の開港は未だゆるさざりしが、後三年十二月兵庫港を開き大阪に互市場を立つることをゆるす。四年正月嘉彰親王を外國事務總裁とし、三條實美・東久世通禧岩下方平・後藤象二郎を取調係とし、王政復古を各國使臣に告げ、又萬國公法によつて外國と交際す可きを令す。戊辰の役の間各國公使は局外中立の義を守れり。二月晦日各國公使入</p>
------	------	-------------	------	------	--------------------	---

外國公使
謁見

攘夷の餘
習

英佛二國
の兵隊

條約文面
の追修

朝謁見す。これを各國公使謁見の初とす。而して當時攘夷主義の餘習未だ除かず、堺浦の衛兵なる土佐藩士佛人を斬殺し、浪士各國公使を入朝の途に要撃して英國公使パークスを傷つくる等のことあり。邦人未だ外交に慣れず、外人往々我國情を解せずして交際圓滑ならず、事端往々にして生じ。英佛二國は文久三年以後その兵士を横濱に屯せしめ、萬一に備ふるに至る。其後政府銳意外交の刷新を謀り、人民また之に慣るゝに至りしも、その間一事ある毎に外國公使に乗ぜられて條約の文面を追修し、法權稅權共に我國家の利益を損し體面を傷つくること少なからず。偶々明治五年は安政條約の期限盡くる年なるを以て、大使を歐米に派遣して條約改正のことを議せしめんとす。

大使派
遣
岩倉大使

先づ米國
に至る

大久保伊
藤二副使

條約修正
の事に及
ばず

下の關償
歐洲諸國
の關償
歴聘

明治四年十月右大臣岩倉具視參議木戸孝允大藏卿大久保利通工部大輔伊藤博文外務少輔山口尙芳を特命全權大使副使となし、諸省の理事官等をして之に隨行せしめ、其文物を視察し、兼ねて國際の親睦を謀り、又條約改正の事を議せしめんとす。一行は先づ米國に至り條約改正の事を謀る。米國先づ其條款の提出を求めしかば、大久保伊藤の二副使は一旦歸朝し、案を具して又米國に赴く。然れども米國は我國の法律その他の制度未だ完備せざるを以て容易く之に應ぜず。大使よつて歐洲に向ひしも、たゞ禮聘するのみに止めて深く條約改正の事に及ばず。この間米國に於ては開國最初の關係あるを以て一行を款待すること厚く、英國も亦甚だ厚遇し、佛國は我國に天主教の禁ある等のことにより、羅

萬國博覽會

馬法皇も之によりて、一行を憚らず。蘭國は舊好あり、獨國は新興の意氣旺盛、露國は領地接續、澳國には偶萬國博覽會ありて我出品聲價ありとの故を以て、みな懇篤に應接す。西葡二國は國亂あるを以て行くを果さず。大使歷聘廿ヶ月にして、六年九月歸朝す。

歐米制度の採用

大使一行歐米諸國を一巡し、其隆盛を見て歸る。於是征韓の議を排して、内治整頓の急を唱ふ。この年内務省を置き、大久保利通その長官たり。七年東京に警視廳を設く。又警保寮あり、地方警察を統ぶ。於是保安の法益々備はり、八年には英佛二國横濱の屯兵を撤去す。先是歐米制度文物を採用する風盛に政府また洋學者を重用し、又歐米への渡航を奨励す。依て一時の風を爲し、社會の事物多く洋風を模し、機械書籍の

内務省警視廳警保寮

社會制度の改新

地方巡幸

輸入夥しく貿易は均衡を失ひ、新奇を愛するの極、舊物破壊の弊も見へしが、於是頗る之を檢束し、適宜商量して西洋の文物を輸入せしめ、東京全市街を煉化家屋とする設計を縮小し、延喜式及び國史に載する所の社域の樹木を伐るを禁じ、名勝故蹟を保存し、公園地を設けしむ。而して諸制度年に益々發達し、學術日に愈々進歩して、交通機關の擴張、殖産工業貿易の振興と共に國運伸張の勢頗る顯著なり。また先是已に公卿大名、百姓、町人、穢多等の稱を廢して、華族、士族、平民となし、士族は農商に歸するを許るし、華士族、平民及び内外人の結婚を自由にし、平民に苗字を稱せしめ、切支丹宗門の禁を解き、踏繪の法を廢す。天皇また諸方を巡幸して、民情を視察し給ふ。四民悅服し、内外の交誼も亦日を逐うて益親密

なり。

第四章 朝鮮との關係 征韓論 佐賀の

亂 臺灣征討 北海道樺太千島

朝鮮との關係
の關係
使聘暫く
絶ゆ

大院君
釜山の事
件

朝鮮とは徳川氏の末より使聘絶えしかど、明治元年政府使を遣はし、新政のことを告げ、舊好を温めんとす。翌年又使臣を發す。朝鮮之に應ぜず。先是朝鮮は王家の繼統屢絶へて外戚漸く權を專にす。我元治元年國王李熙入つて大統を嗣ぎしも尙幼なり。其生父大院君政を攝し、權臣を斥けて、頗る威を張り、外人と通ざるを好まず。我國新に歐米諸國と親しむを聞きて、之を憚ばず、且國書の舊例に違ふを屑しとせず、明治四年遂に釜山に於ける兩國官吏接見の舊館を撤廢せし

征韓論

國威顯揚
の必要

内治整頓
の急務
公卿と薩
長士の藩
士肥前の藩

む。六年には我官吏駐在所の門前に掲紙して我國の「變形易俗」を嘲る者あり。我政府その處分を議するに當り、參議兼近衛都督陸軍大將西郷隆盛は國威顯揚の爲め征韓を主張す。參議兼外務卿副島種臣、參議板垣退助、參議兼左院事務總裁後藤象二郎、參議兼司法卿江藤新平等之を賛成し、海軍大輔勝安芳、參議大隈重信等は之に反對す。太政大臣三條實美事體の重大なるを見て大使の歸朝を待ち、遂に勅裁を仰ぎて、先づ内治整頓を急にするの議に決す。隆盛以下辭職して郷里に歸るもの多し。初め徳川氏の末に薩長二藩士連合し、公卿中の俊邁なるものと結びて、幕府を倒し、土佐藩士之を助く。而して明治新政を舉行するに及びて、外交のこと尤も困難なり。肥前の佐賀藩は幕府の爲め久しく長崎衛戍の任に

維新功臣
間の破裂
佐賀の
亂

臺灣征
討
臺灣沿革

當り、頗る外事を知る。於是薩長土肥の藩士多く新政府の要務を掌り、その舊藩主等長官大臣顧問となりて名望を繋ぐ。後皆官を解きて優遇し、大事を諮問するのみ。政務の實際は主に四藩士と公卿の俊才之に當り、銳意更張を計りしに、征韓の議あるに及びて、功臣の間終に大破裂を起せり。江藤新平志を得ずして郷里佐賀に退きしが、後に板垣後藤副島等と連署して、民選議院を設けんことを建議す。政府は時機尙早しとして之を用るず。於是征韓論の徒及び新政を喜ばざる憂國黨を引きて黨與とし、七年二月亂を起せしも、忽ち敗れて土佐に逃れ、後捕はれて斬に處せらる。同年四月我國臺灣征伐の師を發す。臺灣はもと無所屬の地にして土蕃之に住す。其後清國の移民其西方の平原地方に

漂民土蕃
に害せら
る

副嶋種臣

蕃地事務
局

西郷従道

殖民するもの漸く多けれども、東方の山岳地方は尙土蕃の巢穴なり。明治四年琉球の民五十餘人臺灣に漂着して牡丹社の土蕃に殺害せられ、六年小田縣の漂民も亦難に遇ふ。時に我國新に清國と修好通商條約を結び、六年外務卿副嶋種臣を特命全權大使とし、批准交換の爲め清國に赴かしむ。於是種臣臺灣の事を交渉せしに、清國答ふるに化外の地なるを以てす。我國よつて征伐のことを決し、七年四月蕃地事務局を設け、參議大隈重信を長官に西郷従道フクミチを都督に任じ、米人リサンドルを顧問とし、英米の船舶を傭ひて運送船とす。一軍將に發せんとするに臨み、參議木戸孝允之に反對し、議の納れられざりしを以て職を辭し、英米公使も公法に反するを難ず。廷議頗る躊躇す。西郷都督固く請うて事を決し、外

大久保利通

北海道
樺太千島
松前氏蝦夷島の南に居る

人を解任し備船を停め、新に船舶を購入して隻數を増し、東龍驤、日進、孟春、筑波、社寮、高砂等の艦船を以て臺灣に至り、恒春に上陸す。諸蕃みな降る。進んで石門を破り、牡丹社を勦討す。清國驚き俄かに異議を唱ふ。八月内務卿大久保利通行きて談判すれども、議熟せず、止め歸らんとす。英國公使ウエード間に居りて調停し、清國をして被害難民撫恤銀十萬兩、臺島修道建房費四十萬兩を出し、生蕃を檢束して船客の安全を謀ることを約せしむ。十二月我軍凱旋す。蝦夷島の南方は早く松前氏(蠣前氏)割據し、豊臣氏の時に内侯伯に比し、徳川時代には享保以後萬石を賜ひて列侯に準ず。而してその北方は夷人山野に群居す。その後邦人漁魚探金の利を獲んため、松前氏に請ひて漸次東西蝦夷に至るも

樺太の南部

千島の南部
露人樺太に雜居す

開拓使
境界の議
千島樺太交換

の多く、遂に北蝦夷に及ぶ。北蝦夷は即ち樺太島なり。主に西蝦夷よりこの地に達し、南岸楠溪を根據とす。東蝦夷にては擇捉國後より得撫に達す、即ち後の千島なり。共に漁業の利多し。この間露人の來寇あり、樺太島の北部にはその移民漸く多く、遂に我人民と雜居の狀を爲して、境界を分ち難し。安政六年(西曆一八五六年)に露國の東シベリア都督ムラビエフ江戶に來り、文久二年(西曆一八六二年)には幕府竹内保徳、松平康直を露都に遣はし談判すれども、遂に要領を得ず。明治二年蝦夷島を北海道と改め、十一國に分ち、開拓使を置き、樺太にも開拓使を置く。而して境界の事は五十度を以て分つ議あるも未だ定まらず。八年五月駐露公使榎本武揚命を受けて露國と協議し、樺太全島を露國に附し、得撫以北の十八島を我に收めて

コルサコフ
楠溪
九春古丹
豊原

事を了る。而してコルサコフに入港の我船舶は十年間入港税・海關税を免ぜらる。コルサコフは楠溪に代れる露國の市府なり。後明治三十七八年戰役の結果、復五十度以南の地を我に收め、コルサコフを九春古丹と改め樺太廳を設く。即ち楠溪の舊名によれるなり。後更に大泊オホトマリと改む。又ブラヂミロフカを豊原と改め、廳を移す。

第五章 熊本及萩の暴動 鹿兒島の亂

熊本及萩の暴動

明治九年十月熊本に神風連シノフネの亂あり。舊習を慕ひ新政を喜ばざる士族等二百餘人一夜急に起り、鎮臺を襲ひて火を放ち、又司令長官・縣令等を其私邸に殺す。同時秋月藩士四百餘人も亦暴動し、萩の前原一誠等も亦二百餘人を率ゐて事を

鹿兒島の亂
西郷隆盛
私學校

新政厚徳の旗

谷干城

起す。官兵みな討ちて之を平ぐ。陸軍大將西郷隆盛は先きに郷里鹿兒島に退く。陸軍少將桐野利秋・篠原國幹等之に従ひ、私學校を建て、専ら子弟の教育に従事す。而して其徒往々中央政府官吏の所爲を嫌忌し、諸國不平の徒また隆盛の風を想望するもの多し。政府稍虞る所あり、鹿兒島に蓄ふるところの彈藥を大阪に移さんとす。私學校生徒急に起りて之を奪ひ、又海軍造船所を掠奪す。偶警部中原尙雄ナカノ等歸省して鹿兒島に在り、反徒之を政府の刺客なりと誣ひ、十年二月終に隆盛を擁して兵を擧げ、新政厚徳の旗を掲げ、東上して政府の罪を問はんとすと聲言す。其徒凡そ壹萬五千人、進んで熊本城を圍む。熊本鎮臺司令長官陸軍少將谷干城タニ・參謀長陸軍中佐樺山資紀ハクヤマと謀り、守城の

征討總督
 參軍
 各旅團長
 熊本城
 田原坂
 吉次越
 可愛嶽

策を決し、少佐川上操六、兒玉源太郎、奥保鞏等と共に三千人を以て能く賊を防ぐ。而して熊本、福岡、大分の士族賊に應ずるものあり。土佐、長門の士族にも亦動かんとするものあり。偶天皇先帝の祭を修め巡幸して京都に坐し給ふ。於是有栖川宮熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋、海軍中將河村純義を參軍とし、陸軍少將三浦梧樓、野津鎮雄、曾我祐準、三好重臣、大山巖等を旅團長とし、福岡方面より進ましめ、別に陸軍中將黒田清隆を參軍とし、陸軍少將山田顯義、川路利良、高島軻之助等を別働旅團長とし、八代に上陸して、賊の背後を衝かしむ。熊本城重圍の中に在ること五十餘日にして、四月八代の官軍と連絡を通ず。北方の官軍も亦田原坂、吉次越の險を破りて進み、賊軍日向に逃る。官軍追うて之を可愛

岩崎谷
 博愛社
 赤十字社
 紙幣濫發

嶽に圍む。八月隆盛脱して鹿兒島に入りしが、又官軍の合圍を受け、九月遂に城山の岩崎谷に自殺す。その徒殉死するもの多く、亂全く平ぐ。この役の間佐野常民、大給恒等博愛社を創設し、彼我の傷病者を救護す。これ日本赤十字社の起源にして、十九年に萬國赤十字社に加盟せり。而してこの役に官軍の死者六千二百餘人、負傷者約九千五百人、軍費は四千餘萬圓、紙幣を濫發して一時の急を救ひしも、國內の經濟頗る調和を失し、官民共にその弊を受く。されどもこれより後内亂の虞なく、中央政府の權力確立す。

第六章 琉球・小笠原島の處分 朝鮮と

の修好及び事變 天津條約

琉球の
處分
明清の封
冊を受く

英佛米と
條約を結
ぶ

琉球藩

沖繩縣

小笠原
島の處
分

琉球は素薩摩の附庸にして、其吏員王城に駐在して國政を監視せしが、また私に明の封冊を受く。島津氏之を禁ぜんとせしも幕府可とせず。後又清の封冊を受く。徳川氏末に英佛米諸國軍艦の來航するあり、之とも條約を結ぶ。而して島津氏は之を認許す。其清國に貢進する船舶は寧ろ貿易を目的とし、島津氏も亦利を受けたり。明治五年政府琉球藩を置き、國主尙泰を藩王に封じ、特に華族に列す。八年その清に朝貢するを禁じ、藩制を改革せしむ。一藩頗る危惧して、命行はれず。十二年政府吏を遣して藩を廢し、沖繩縣を置きて之を治む。清國異議を唱へしが、偶々我國に來遊せる米國前大統領グラントの調停によつて、我領土たることを決せり。小笠原島は徳川氏の末に移住を試みしめしも、幕府一旦其

硫黃島鳥

朝鮮と
の修好
及び事
變

九年條約
を結ぶ

民を召還す。而して其地太平洋の航路に當り、外國遠洋漁業船の碇泊するもの多く、終に英米人の移り居るものあり。ペリーの來る時茲に石炭を貯へ、英艦も又來りて地理を察す。よつて所屬の紛議起らんとする惧あり。明治八年我政府開拓の案を定め英國に通知して、我版圖たるを明にす。後また南方に硫黃島鳥島を發見す。朝鮮との交渉は毎々我國內に意外の大變を起さしむ。その後修好條約未だ成らず。八年九月我雲揚艦薪水を得んとし、て江華島守兵の砲撃を受け、應戰してその砲臺を抜く。翌年二月開拓使長官黒田清隆特命全權辨理大使となり、副使井上馨と行きて談判す。朝鮮罪を謝し、獨立國として新に日本と修好し、釜山の外元山仁川を開きて通商を行ふことを約

十五年事變

す。從來朝鮮は清國の藩屬國たる觀ありしが、爾後米英獨露佛等の諸國皆我國に倣ひ、之と條約を結ぶに至れり。朝鮮王既に長じて政を親らし、王后閔氏の一族要路に當る。攝政大院君意平かならず、政府外國と通商し、日本の陸軍士官を聘して新式練兵を始め、金玉均等を派して日本の文物を觀せしむる等の事あるに及び、益々喜ばす。十五年兵士を煽動して、我士官堀本禮藏等を殺し、公使館を襲ふ。我政府外務卿井上馨を遣はし、その暴舉を詰らしめ、賊魁を刑し、償金を出し、謝罪使を東京に送り、又我兵の京城に駐屯することヲ諾せしむ。これを十五年事變と云ふ。この後清國も亦兵を派して暗に我に當れり。

韓兵我公使館を襲ふ

十七年事變

黨を立て權を爭ふは朝鮮官吏の痼疾なり。時に年少氣銳の

獨立黨事大黨

黨獨立黨と稱し、其首領朴泳孝、金玉均等十七年十二月急に起りて大臣閔泳翊等を傷く。閔の一派は清國を大國と仰ぎ、之に依頼して國を保たんとす。故に事大黨の稱あり。我國已に朝鮮を獨立國と認め、之と條約を結ぶ。故に獨立黨は我國に頼りて諸般の制度を改革せんと欲するなり。於是朴の一派新に政府を立つ。我駐屯兵一中隊國王の請により其宮を守衛せしに、清國公使袁世凱其駐屯兵二千餘人を指揮し、事大黨を助けて王宮を襲ひ、朝鮮の兵士土人々に應じて、陸軍大尉磯林眞三を殺し、我公使館を焚く。事大黨また勢を得て、朴の一派逃れ去る。我公使竹添進一郎國旗を撤して去り、居留人民害を受くるもの多し。翌年一月外務卿井上馨を遣はして之を責め、兇徒を刑し、公使館を建て、償金を出して罪を

暴民我公使館を焚く

天津條約

謝せしむ。之を十七年事變と云ふ。又宮内卿伊藤博文を清國に遣はし、その大臣李鴻章と天津に會して談判せしめ、日清兩國共に兵式訓練の士官を朝鮮に派遣せず、又共に朝鮮駐屯兵を撤去し、將來派遣を要する時は互に「行文知照すべきを約す。之を天津條約と云ふ。

第七章

民選議院論 元老院 地方官會

議 府縣會 國會開設の請願

政黨 新聞紙 國會開設の準備

民選議院論
設立建議
と尙早論

征韓論破裂の後、前參議副島種臣、板垣退助、江藤新平等八人連署し、西洋の制に倣ひ民選議院を起さんことを建議す。加藤弘之等其尙早を論じ、朝廷亦建議を採用せず。翌年佐賀の

大阪の會
合
元老院
地方官
會議

府縣會

國會開
設の請
願

亂あり、暫時にして鎮定す。時に井上馨は官職を辭して政局を退きしが、朝野の反目甚しからんとするを憂ひ、八年正月大久保利通、木戸孝允、板垣退助等と大阪に會合して、調停の策を議し、木戸、板垣は再び朝に入る。四月に左右兩院を廢して元老院を設け、又地方官會議を創め、以て國法の立案地方の政治を議せしむ。別に大審院を置き、司法の最高府とす。詔して漸次立憲政體を設くべきを諭せしめ給ふ。之を立憲政體の勅諭と云ふ。西南亂平ぐる翌年府縣會規則、郡區町村編制法を發し、翌年府縣會を開き、其議員は民間より選出せしめ、地方の財政を議せしむ。この頃民間に西洋の政治法律を研究するもの漸く多く、自由民權の説を主張し、國會開設を請願するもの益加はり、新

自由民權の說

立志社

愛國社

國會期成同盟會

集會條例

政黨自由黨

聞雜誌を發行し、政黨政社を組織し、國政を議すること行はる。曩に板垣退助はまた廟議と合はず、八年其郷里土佐に歸り、立志社を設けて盛んに自由民權の說を唱ふ。於是十一年愛國社大會を大阪に開き、國會開設請願を決議して、全國に遊説し、十三年三月國會期成同盟會を大阪に開き、福島縣人河野廣中、高知縣人片岡健吉委員として、二府二十二縣八萬餘人の連署を以て國會開設を請願せり。これより各地の志士東京に集まるもの多く、國會開設を請願すること急なり。政府よつて集會條例を發して過激の徒を檢束す。當時元老院に送附せる請願書は積みて山を爲せり。而して國會期成同盟會員は自由黨を組織し、板垣退助を首領とす。その主義は民政にして方針は急進に在り。時に參議

改進黨

立憲帝政黨

新聞紙

幕末の新聞
太政官日誌
活版を應用す

新聞紙の發達

大隈重信も國會開設を建議して、同僚と合はず。農商務卿河野敏鎌等と共に官を退き、十五年改進黨を組織す。其方針は漸進にして二院制を主張する點自由黨と異なる。丸山作樂サツラ福地源一郎等は立憲帝政黨を起して前記二黨に反對し、互に機關新聞を發行して政見を闘はし、輿論を喚起せり。新聞紙は幕末に蕃書調所にて翻譯發行せるバタバヤ新聞あり。横濱に「新聞紙」あり。維新の後京都に太政官日誌出づ。是後の官報の祖なり。其初めは皆木版による。後に長崎の人本木昌造は活字を製造することを創む。現代に及んで新聞印刷に應用して頓に盛行し、八年には新聞紙五十餘種あり。初めは國內の異聞海外の事情等を報道するに止まりしが、政論の漸く盛んになると共に、其言議頗る過激に趨るものあり。

新聞紙條
例著名の新
聞

國會開
設の準
備

官有物拂
下事件

憲法取調
の一局

政黨の起りて各機關新聞によりて意見を闘はすに及び、其風ますく甚し。八年政府の新聞紙條例、讒謗律を發布して之を拘束す。政黨對立して其論を闘はせる頃の主なる新聞としては東京日々新聞、東洋新報、明治日報は帝政黨に、横濱毎日新聞、郵便報知新聞は改進黨に、自由新聞、朝野新聞は自由黨に屬せり。十四年七月「開拓使官有物拂下」事件あり。輿論沸騰し、新聞に演説にその不法を非難し、言論の勢力を發現すること多し。時に天皇東北地方を巡幸し給ふ。十月還御の後「官有物拂下」の中止を命じ、また詔して明治二十三年を期して國會を開設す可きことを諭示し給ふ。先是九年九月元老院に憲法取調の一局を設けらる。於是參議伊藤博文を歐洲に遣はし、各

制度取調
局

憲法
發布式

國の制度憲法を調査せしめ、その歸朝の後、十七年宮中に制度取調局を設け、博文を其長官とし、憲法の起草官制の改定に従事せしめらる。

第八章 憲法 皇室典範 帝國議會

明治二十二年一月、皇宮造營の功竣る。天皇赤坂の假皇居より之に遷御し給ふ。二月紀元節、天皇賢所を祭りて憲法發布の事を皇靈に告げ、正殿に出御して皇族、大臣、各國公使、文武百官、府縣會議長等を召し、大典を舉行せらる。是日又勅使を伊勢大神宮、畝傍山陵、後月輪山陵に遣はして奉告せられ、岩倉具視、毛利敬親、島津久光、山内豐信、鍋島直正、大久保利通、木戸孝允の墓及び靖國神社にも告げしめ、國事犯を大赦し、

西郷隆盛・藤田彪等に位を贈り、八十歳以上の老人に金員を給ふ。

皇室典範

憲法の要領

この日また皇室典範を定め給ひ、是によりて皇位繼承・踐祚・即位・立后・立太子・攝政・太傅・皇族・世傳御料等のことを規定せらる。帝國憲法は天皇の大權・官吏臣民の責務を明示し、臣民の權利及び財産の安全を貴重し、及び之を保護する規定を有す。又議院法・貴族院令・衆議院議員選舉法等あり、之によつて人民に參政權を與へ、國家立法の府たる帝國議會に列することを得しめらる。

帝國議會
貴族院

帝國議會は憲法の規定によりて、貴族院及び衆議院より成る。貴族院議員は皇族及び公爵・侯爵の華族當主と伯爵・子爵・男爵の華族間にて互選したるものと、府縣多額納稅者間に

衆議院

て互選したるものと、學識功勞によつて勅選せられたるものとより成り、衆議院議員は府縣選舉區民より公選せられたるものより成る。凡て法律は兩院の協賛を経るを要し、歲出入の豫算も亦其議決をまちて行はしめ、毎年一回東京に開會するを通例とす。

第一帝國議會

尋いで二十三年十一月始めて帝國議會を東京に開き、車駕親臨して開院式を行ひ給ふ。先是官吏學生を歐米に派遣し、或はその學者技師を招聘し、學校を起し、法制を更め、文明百般の事物皆振興せざるなし。於是立憲政體確立し、五條御誓文の旨趣貫徹す。億兆感激皇德を仰ぎ、國運の長久を祝する聲全國に遍ねし。

祝聲全國に遍ねし

第九章 諸制度の發達 學術の進歩

諸制度の發達
 維新政治草創の際の制度は稍公武混合の狀あり。其後制度屢改まるといへども、概ね大寶令の形式を襲用するに過ぎず。伊藤博文歐洲を巡回し歸つて制度取調局長官となり、十八年官制を改め、内閣總理大臣及び内務、外務、大藏、陸軍、海軍、文部、司法、農商務、逓信各省の大臣を置き、内閣を以て大臣會議して事を執奏する所とし、舊來各省卿の太政官に隸屬する制を改む。伊藤博文内閣總理大臣たり。又宮中には宮内大臣、内大臣、宮中顧問官を置く。後二十一年に樞密院を設け、最高の諮問府とす。また地方の制度を改め、廿一年市制、町村制を發布し、市會、町村會を開設し、從來區長、戸長を官選せし制

十八年官制改革
 内閣
 宮中
 樞密院
 地方制度

地方自治
 を改め、市長、町村長を公選せしむ。二十三年五月府縣制、郡制を布き、益々地方の自治を計らしむ。
 維新以後舊幕府の法律を假用せしが、三年大寶律以下明清律を參酌して新律綱領を作る。四年刑部省、彈正臺を廢し、司法省を置く。六年改定律例を頒つ。其後亦西洋諸國の法律を參酌して法律をつくり、十三年刑法、治罪法を定む。廿三年民事訴訟法、刑事訴訟法、行政裁判法を公布し、裁判所を大審院、控訴院、地方裁判所、區裁判所の四等とし、檢事局を分立し、また別に行政裁判所を立つ。この時民法、商法を公布し、明治三十一年同三十二年より實施す。
 租税は明治六年舊慣を改め、地價を定め、地租百分の三を課す。十年に百分の二半とす。十七年地租條例を頒つ。二十七八

法律
 新律綱領
 司法省
 改定律例
 刑法治罪
 法
 訴訟法
 裁判所
 民法商法
 租税
 地租

其他の國稅	專賣法 海關稅	地方稅 市稅 町稅 村稅	戶數割 地租割	貨幣 官札 省札	金貨本位 改造紙幣
-------	------------	-----------------------	------------	----------------	--------------

年戰役を経て國費膨張せる爲め三十二年以後五年間百分の三三と定む。其他國稅に酒稅賣藥稅印紙稅所得稅營業稅等あり。偶三十七八年戰役起りて、國費益膨張し、財源の要求急なり。地租の外通行稅織物稅相續稅等を或は増課し、或は新設し、又烟草專賣鹽專賣樟腦專賣等の法を設けて財政を補ふ。海關稅も亦財源の一なり。國稅の外に地方稅市稅町村稅あり、大抵國稅の稅目によりて附加し、戶數地租に割賦して徵收し、地方自治の費用とす。

貨幣は維新の初め國用多端なるを以て、太政官札民部省札を發行せしが、四年新貨を鑄造す。金貨本位にして銀貨を補助貨とす。後に一圓の貿易銀を作り、十一年之を通貨とす。十三年改造紙幣を發して、五年發行の新紙幣と交換す。十五年

日本銀行 兌換銀券	各種銀行	兵制 初期陸軍 徵兵規則	兵部省	陸海軍省	徵兵令
--------------	------	--------------------	-----	------	-----

日本銀行を設立し、兌換銀券を發行せしむ。於是金銀貨複本位の觀あり。三十二年清國より收得せる償金を基本とし復金貨本位を立つ。銀行には日本銀行の外正金銀行農工銀行勸業銀行興業銀行等を設けらる。又從來各都會に設けられし國立銀行は多く私立銀行となり。その他にも亦私立銀行あり。金融の機關具はる。

兵制は明治元年に諸藩に賦課して陸軍を編成せしむ。三年徵兵規則を頒ち、四年各府藩縣一萬石毎に兵五人を徵し、石ノ卷小倉の東西兩營に配し、鹿兒島山口高知三藩の兵を以て御親兵を編成し、同年更に四鎮臺を設く。五年に兵部省を止め、更に陸軍省海軍省を置き、御親兵を止め近衛兵を置く。六年一月徵兵令を布き男子廿歲以上を壯丁とし、合格當籤

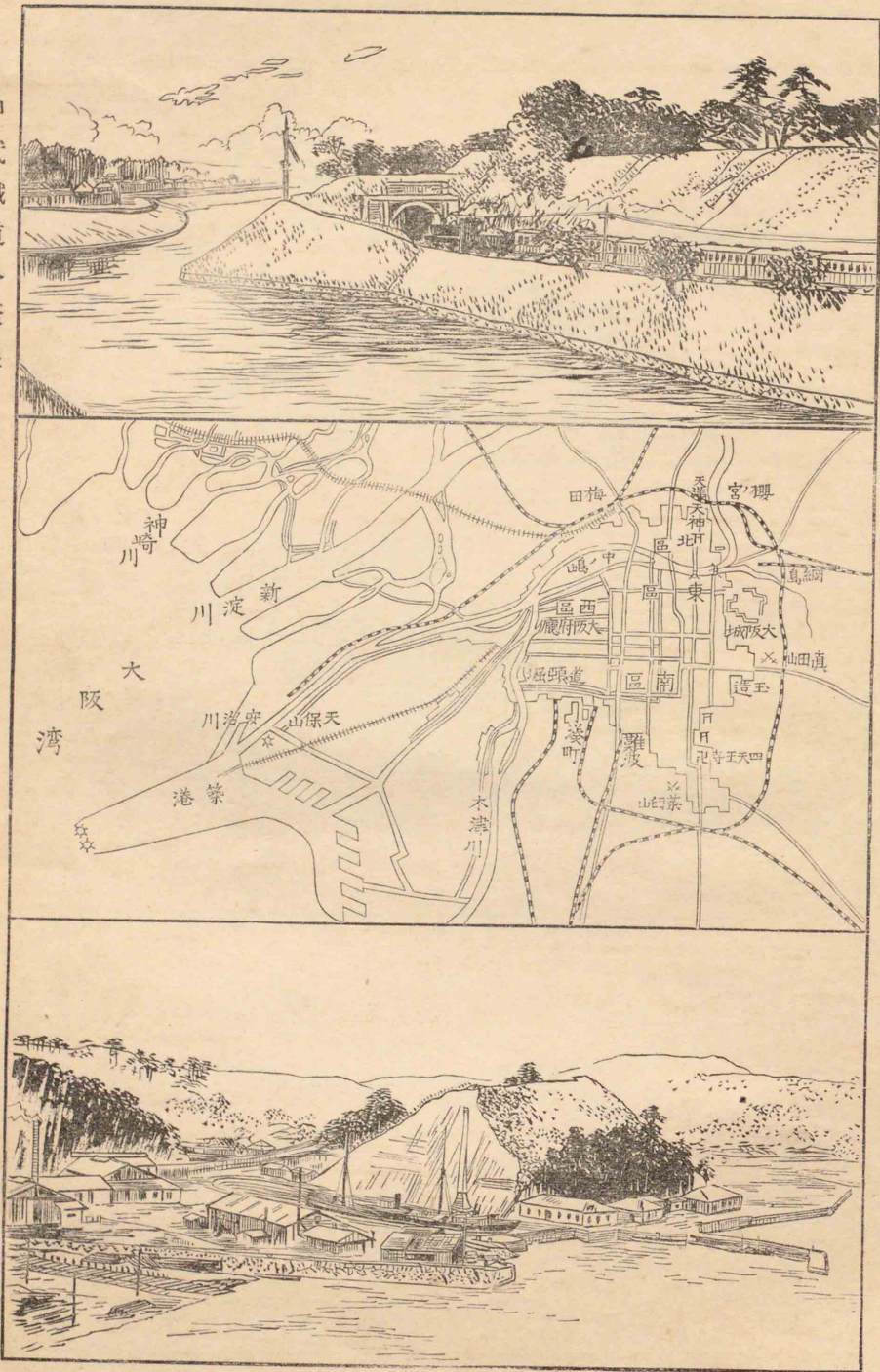
軍初期の海

達海軍の發

達陸軍の發

者を徵集して現役とし、餘を國民軍とす。現役を終るものを豫備役、後備役とす。兵科は歩騎砲工輜重等に分る。海軍は維新當時は幕府の艦船を收め、又諸藩及西洋よりも購求して編成し、水兵は志願者より採り、七年提督府を横須賀、鹿兒島に置く。時に艦船十七隻あり。八年東京、長崎を東西の碇泊所とす。西南亂の時海軍頗る功あり。爾後隻數噸數共に増加し、廿七八年役には海防艦松島、二等巡洋艦吉野等主戰艦隊たり。三十七八年役には一等戰艦三笠、一等裝甲巡洋艦出雲等を主戰艦隊とす。其策源地として横須賀以下四鎮守府あり。艦艇機械製造の技術も亦進歩す。陸軍は西南亂の時に近衛鎮臺の外六鎮臺あり。二十七八年役に七師團あり。三十七八年役の初に十三師團あり、役の半より師團増設を行ふ。又要

中等國史教科書第五學年用第十七圖



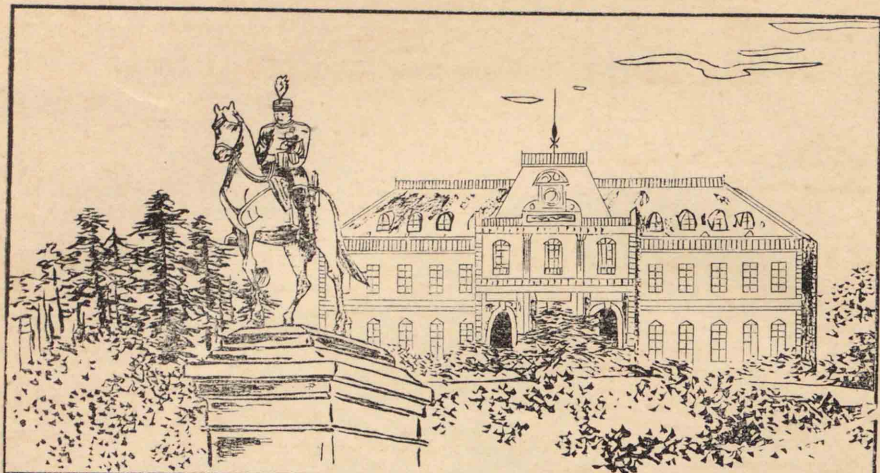
甲武鐵道外濠線

大阪市築港

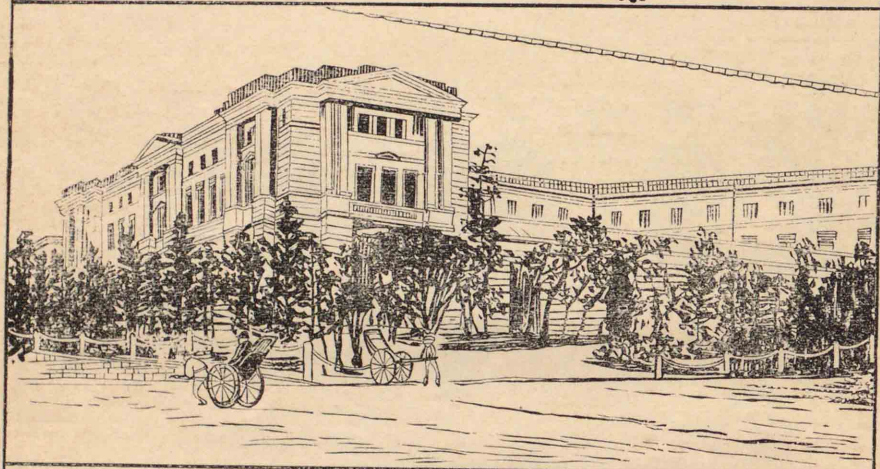
浦賀船渠

有栖川宮銅像

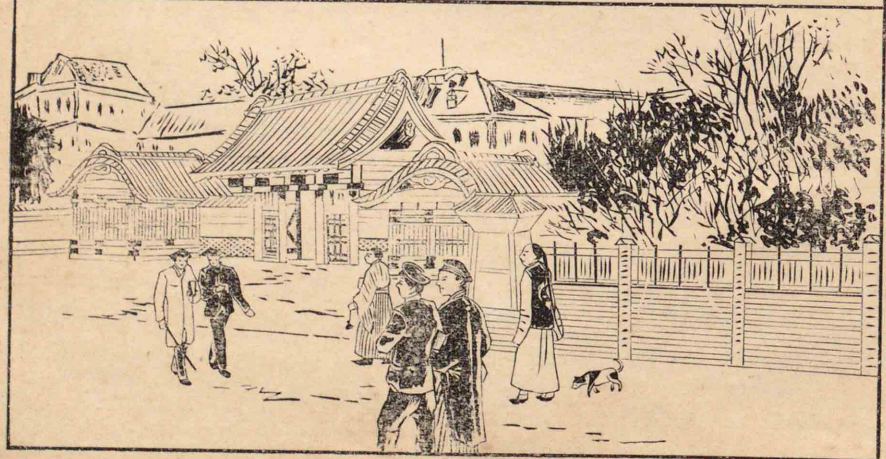
參謀本部



日本銀行

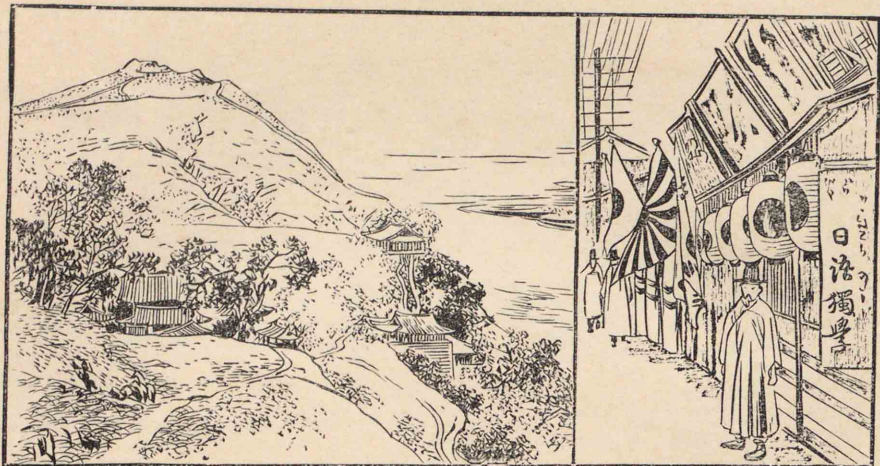


東京帝國大學赤門

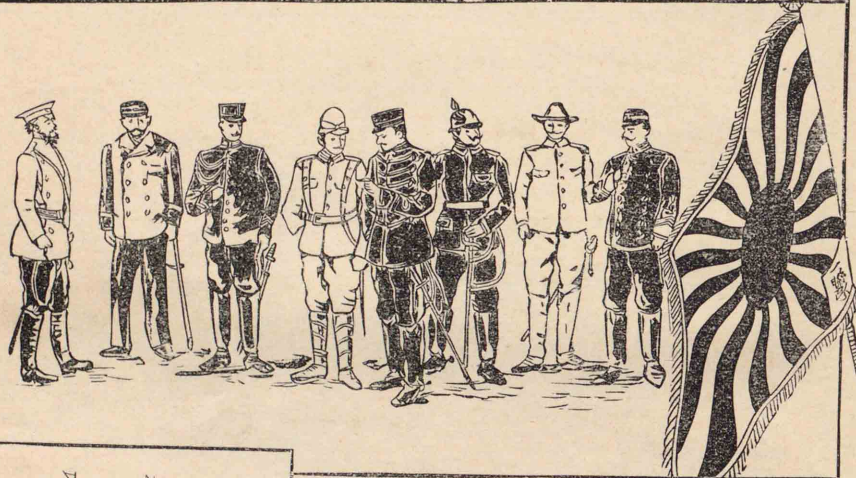


中等國史教科書第五學年用第十八圖

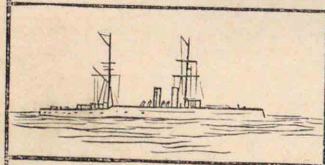
仁川市
丹壘街



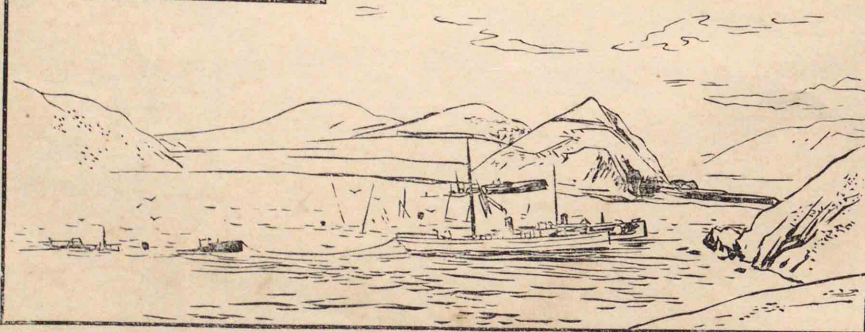
帝國陸軍聯隊
北清事變從軍各國武官



三笠艦

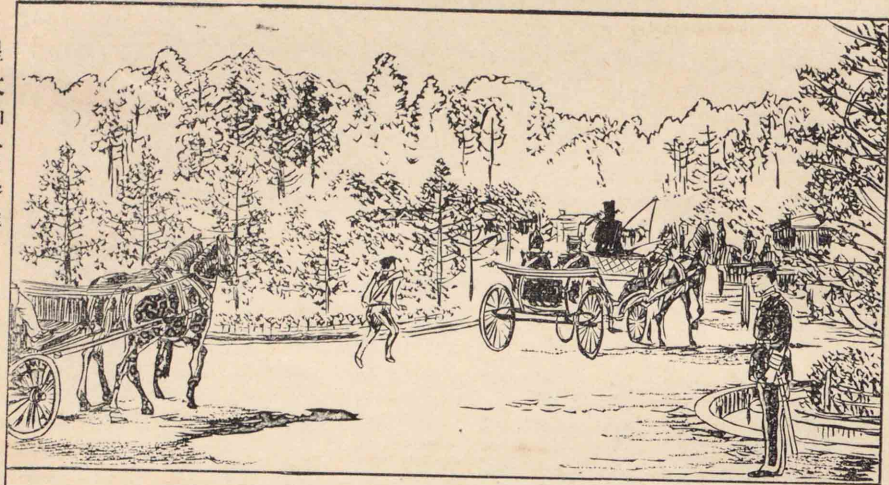


旅順口閉塞船

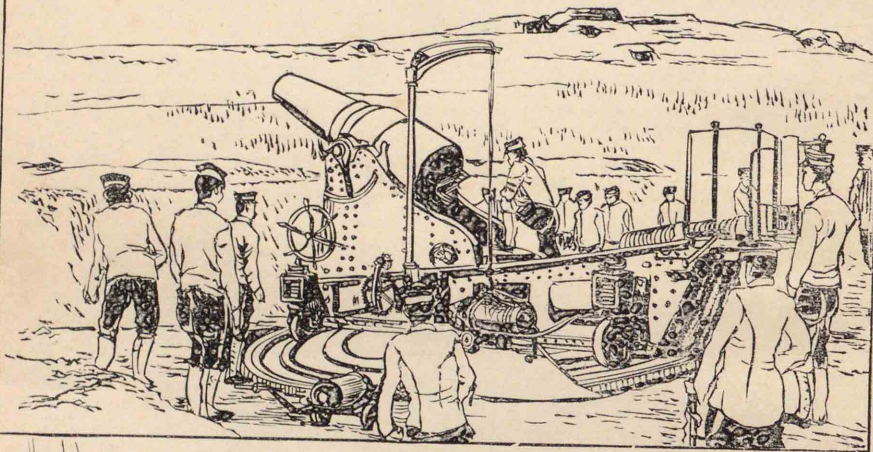


中等國史教科書第五學年用第十九圖

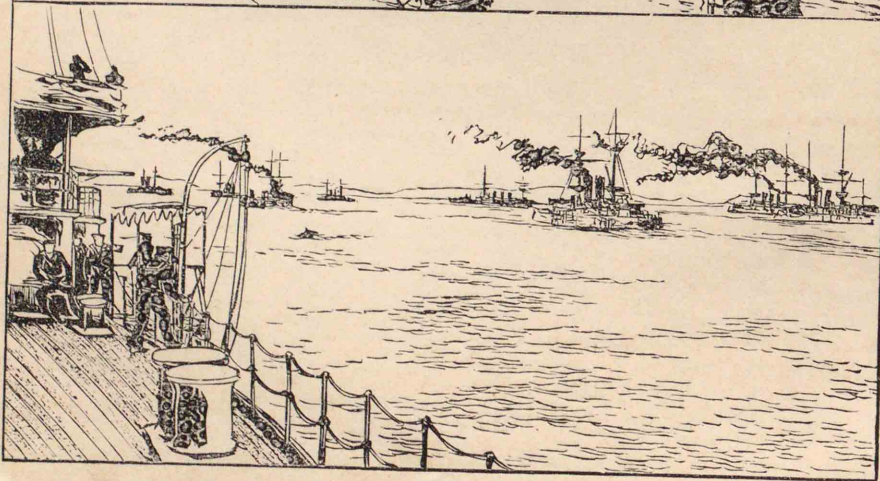
皇太神宮參拜



二十八叻巨砲



海軍根據地



中等國史教科書第五學年用第二十圖

中等國史教科書第五學年用第二十圖

學術の
進歩

大學

塞の設備警備隊の配置も行はれ、重砲機關銃及び電信電話、鐵道、輕氣球、自動車等交通に關する特科の技術も發達す。陸軍の村田銃、有坂砲、海軍の下瀨火藥、無線電信等みな我兵器の進歩を顯彰するに足るものなり。

學制は舊幕府の昌平校、醫學校、開成所一旦廢せられしもの。明治元年に再興す。二年大學本校、東校、南校を置き、和漢學、醫學、洋學を教へ、貢進生を募りて生徒とす。のち本校を閉ぢ、南校を擴張す。十年東校、南校を併せて東京大學と爲し、工部省の工部大學校は工科大學となる。十九年駒場農林學校を農科大學とし、合せて帝國大學と稱す。大學院及び法、醫、工、文、理、農の分科あり。三十年更に京都帝國大學を設け、福岡に醫科大學を分置し、四十年札幌農學校を東北帝國大學の一分科

高等專門各學校

宮内省陸海軍省等の學校

私立學校

學士院
教育會

たらしむ。その他高等學校・高等師範學校・醫學專門學校・高等商業學校・高等工業學校・高等農林學校・美術學校・音樂學校等の專門諸學校は皆文部省の直轄するところなり。この外に宮内省の學習院・華族女學校後學習院女學部及び陸海軍遞信内務諸省の學校あり。以上を主なる官立學校とす。私立學校は維新の初に江戸に慶應義塾同人社あり。みな西洋の學問を主とす。後京都に同志社あり。基督教の思想を鼓吹す。西洋法律政治の思想發達するに及びて、東京に各種の法律學校起る。後早稻田大學を初めとし、皆大學組織とし、或は文科・商科等を増設す。別に國學院大學・真宗大學・女子大學等あり。醫學には濟生學舍尤も盛んなりしも閉校す。大阪その他にも各種の私立學校あり。又官設の學士院・私立帝國教育會等

普通教育

師範學校

中學校
女學校

實業學校

圖書館
博物館

あり。

普通教育は明治二年に府縣に小學校を設け、五年學制を頒布し、學區を定め、學齡兒童の就學を督勵し、東京より初め各府縣に師範學校を立て、小學教員を養成す。女子師範學校も亦設けらる。十二年に教育令を發布し、十九年に各種の學校令を發布す。於是高等師範學校ありて高等普通教育の教員を養成し、各府縣に中學校・高等女學校ありて、地方の子弟を教育し、又全國各地に高等學校を設け、大學に入らんとするもの、豫備教育を施し、兼ねて高等なる普通學を教授す。その他水産航海・染織・農業・商業・醫學等地方の狀況に應じて、特種の學校を設備す。又圖書館・博物館の設置、展覽會の開催等ありて、學校以外智識増進の法具はる。

維新の初復古の機運

開國進歩の國是の流

西洋心酔

洋風洋俗

國粹保存主義

維新の初復古の機運旺盛にして、神祇官を興し、神佛混淆を
 禁じ、祭政一致の古制を行はんとするに至りしが、其後開國
 進取の國是定まりてより、歐米新思想の入來すること多く、
 その書籍雜誌類を翻譯して、之を鼓吹すること盛なり。後稍
 その弊を覺知せるものありしも、大勢は依然として西洋心
 酔・外國崇拜に傾き、十二三年の頃政論の盛んなる時には佛
 國流の自由主義喜ばれ、後また十六七年頃條約改正の議起
 るに及び、洋風洋俗を模するを好とし、中流以下にも洋服束
 髮行はれ、上流には假裝會・舞踏會盛んに、英語を國語となし、
 羅馬字を使用し、漢字を全廢せんとする説も出で、又基督教
 は公許を請願し、盛んに學校を興して傳道に従事せり。其後
 この反動として國粹保存主義を唱道するもの起り、やゝ國

帝國憲法の發布

教育勅語

戊申詔書

勳章

五爵

民の自覺心を喚起せり。尋いで二十二年帝國憲法の發布あ
 りて、政治の大本を樹立し、宗教の信仰は自由ならしむ。二十
 三年教育勅語を下して教育の淵源を明にし、忠君愛國協和
 一致等の固有の國風を顯彰すべきを諭せらる。四十一年に
 は戊申詔書を下して勤儉自彊列國と文明の惠澤を共にし
 益國運の發展に努力すべきを諭せらる。
 明治八年賞牌・從軍牌を製し、勳位八等を定む。九年西洋の法
 に倣ひ、勳章・從軍章を作り、文武の有功者に授け、又外國の君
 臣に贈與す。二十三年金鷄勳章を作り、功位七級を定む。また
 先是維新の元勳をも華族に列し、十七年五爵の制を立て、
 各華族に賜ひしが、其後文武の勳功顯著なるものにも新に
 爵位を授け、或は之を陞すこととす。

古美術新
智識

留學生見
學將校

交通機
關の擴
張

時に普通専門の教育共に普及して、政治法律の運用、文學美術の著作に人才輩出し、また國寶指定、古社寺保護等の方法によりて、國內の古美術を保存すると共に、年々留學生視察員を歐米に派遣して、新知識を世界に求むることを怠らず。而して醫術の新研究、兵器の新發明は却つて往々西洋を凌ぐものありと稱せられ、清韓及び暹羅、印度、呂宋地方の留學生來り學ぶもの多く、英、獨、佛、米の諸強國も亦見學將校を派遣するに至れり。

第十章 交通機關の擴張 殖産工業貿

易の振興

維新以後封建割據の風廢すると共に、交通も漸く自由とな

道路

各種車輛

鐵道

郵便制度

り、更に模範を西洋にとりて其機關を擴張するに及び、面目頓に改まれり。關所を廢し、道路を捷直にし、橋梁を架する等のことは早くより行はれ、又馬車の輸入、人力車の發明ありて、從來の輿乗物は廢せられ、鐵道の布設盛んなるに及びて、交通の便利増加す。近時自轉車、自動車、電氣鐵道、馬車鐵道、人車鐵道等行はれ、都鄙遠近の交通機關殆んど備はる。明治五年初めて鐵道を東京横濱に建設してより、後漸次に大都會を聯絡し、官衙私立會社にて之を經營せしが、今や幹線となるべき要部は全く國有となれり。郵便制度も亦洋風を模し、明治の初驛遞寮を設けて、舊時の飛脚問屋の制に代へしが、のちにその集配線路益擴張して、殆んど全國に遍滿し、今は清韓の居留地にも及び、之と共にその方法も亦ますます

電信電話

發達し、爲替貯金小包等各種の便法あり。又電信の架設も全國要地を網羅し、電話も大都會として設けられざるなき狀なり。無線電信の利用亦盛行せんとす。外國に對しては明治十年萬國郵便電信聯合條約に加入し、又特に交通の頻繁なる諸國とは其後漸次に小包交換の約を立つ。我國郵便船の諸外國に至るものも少なからず。

海運事業の發達

海運事業も亦洋風船舶の購求建造と共に發達し、洋風燈臺の建設は明治二年觀音崎より初めて全國海岸に沿く、海圖の調製も完成して、清韓の沿岸に及べり。海運事業は明治五年に岩崎彌太郎三菱會社を起し、八年政府の保護を受けて、沿海航路に跋扈せる外國汽船會社を壓倒せるを著しき事蹟とし、十五年に共同運輸會社起りて之と競争せしが、十八

三菱會社

日本郵船會社
大阪商船會社

東洋汽船會社
其他の汽船

築港

殖産興業貿易の振興

年合併して日本郵船會社となり、今やその航路を歐米各地濠洲にも延長せり。大阪商船會社は主として内海航路を経營せしが、のち諸小會社を合併し、漸次に航路を擴張して、臺灣・韓國・露領沿海州より清國の長江流域にも及ぼせり。東洋汽船會社は米國航路の營業を主とせしが、今又南米航路を開設せり。其他小會社富豪の所有する船舶も多く、航海獎勵法・造船獎勵法ありて益々其發達を鼓舞せり。而して歐米大會社の汽船も亦我要港に至りて彼此の交通に任ずるもの多し。之に對して大阪・神戸・横濱・門司・長崎その他に築港の事業起り、海陸聯絡の設備を完成せんとする計畫盛んなり。農産物の改良・田地の開發は舊時と雖も行はれしが、尙荒蕪地の存せざりしに非ず。就中北海道の如きは農業の見るべ

農業
士族歸農
開拓使

農業の發
達

鑛業

水産業

工業

きものなし。明治維新の後政府士族の歸農をゆるし、又各地方に荒地開墾の業を起さしめ、特に北海道には開拓使を設けて、移住を奨励せり。外國貿易の行はると共に、茶及び生糸の利多く、茶園・桑圃の面積日に増加す。又農事試験場・農會物産陳列所等の開設あり、耕地整理・種子選擇・肥料改良・蠶業傳習等行はれ、その進歩ますく、著しく、養雞・園藝・山林・牧畜の事業もみな改良・進歩の機運盛んなり。鑛業も洋風の設備によりてその進歩急速に、近時は筑豊各炭田及び足尾・別子・小坂の銅坑・銀坑等特に盛大なり。水産業も亦發達して、遠洋漁業の風盛んに、韓國及び露領沿海州の海上に出漁するもの多し。

明治の初め政府に造幣紙幣鐵道造船製鐵等の諸寮あり。十

洋式工場

新式工業
舊來の農
工業

鐘淵紡績
會社
三菱造船
所

商業

年の頃には工部省の工作局・大藏省の印刷局・開拓使の各種製造所・横須賀の造船所・富岡製絲場・新町の屑絲紡績所・千住製造所・愛知・廣島の綿絲紡績所等あり。洋式機關を使用して模範を示し、或は之を民間に「拂下」ぐる等のことあり。貿易の振興と共に、民間に各種の工業續起し、大小機械の製作・車輛の製造・造船・造兵・絹綿・亞麻・獸毛の紡績・染織・麥酒の釀造・煉炭・セメントの製造・製紙・製煉・石炭・硫黃・石油の採掘及び電氣工業の工業會社各地に起り、何れも大規模を以て事に従ひ、從來國內に存在せし茶絲織物・染物・漆器・銅器・陶器・磁器その他生産業と共に國家の富源となれり。鐘淵紡績會社・三菱造船所の如き頗る盛大なり。商業も亦殖産工業と相待ちて益々發達せり。内國各地には

勸業博覽會

貿易港

三井物產會社

重要なる輸出入品

交通金融の機關備はり、商業會議所取引所の設備あり、勸業博覽會、商品陳列所等も亦開催せらる。外國貿易は初は五港及び大阪に限られ、居留外人を介して賣買を行ふに過ぎず。其後特別輸出港を設け、また三十二年には條約改正に伴ひて二十九所の貿易港を定め、新領地臺灣にも十二所の貿易港あり。我國商賈も亦その業に熟し、巨額の資本を有するものありて、直接の輸出入を行ふこと少なからず。三井物產會社の如き其尤なるものなり。現今輸出品の重なるものは茶、樟腦、錫、銅、生糸、羽二重、綿糸、生金、巾紙、卷烟草、燐寸等にして、皆價格歲額百萬圓以上なり。又輸入品の重なるものは鐵道機關車、軌道及び其他の鐵製機械器具類、麥粉、染料、玻璃、大豆、米、麥、石油、砂糖等なり。

明治二十七八年役

東學黨

清國大兵を朝鮮に入る

豊島沖

第十一章 明治二十七八年役

明治二十七年朝鮮慶尙道に東學黨の亂起る。朝鮮政府之を鎮定する能はず。清國即ち屬邦保護を名とし、兵士を朝鮮に出し、牙山に營せしむ。我國も急に軍艦を派し、陸兵を京城仁川に屯せしめて、邦民を保護す。亂平ぐ後我國朝鮮に忠告して、内政の改善を計らしめ、又清國と議して相共に之を輔導せんとす。清國應ぜず、益々大兵を朝鮮に送り、朝鮮を以て藩屬國なりとし、清國自ら其國事を處分する意を示す。この時海軍少將坪井航三の率ゆる吉野、浪速、秋津洲の諸艦は清艦と豊島沖に戦うて、之を破り、操江號を捕獲し、又陸兵輸送船高陞號を撃沈す。我國よりて公使大鳥圭介をして朝鮮と攻

攻守同盟
牙山成歡
大本營を
廣島に進
む
帝國議會
滿場一致
軍費を可
決す
平壤
海洋島
帝國議會
小史

守同盟を結ばしめ、大院君を起して王の政治を助けしむ。陸軍少將大島義昌は朝鮮政府の依頼を受け、牙山の清兵を撃ちて之を成歡に破ぶる。八月一日宣戦の大詔を發し、天皇大本營を進め、廣島に行幸して遠征軍を勵まし、第七議會は滿場一致軍費一億五千萬圓の支出を可決す。時恰も陸軍中將野津道貫は第五師團第三師團等の兵を以て清兵を平壤に包圍して之を陥れ、海軍中將伊東祐亨は本隊及第一遊撃隊等の諸艦を率ゐ、清國北洋水師の艦隊を海洋島邊に撃破す。先是我國既に國會を開くこと數回、第一議會は民力休養を唱へて山縣内閣の豫算案に削除を加へ、第二議會は松方内閣に解散せられ、第三議會は選舉干涉を彈劾する上奏案を出さんとして成らざれども、内閣互解して伊藤内閣これに

西洋人清人の觀察

清人我國情を知らず

國民の意氣大に揚る

山縣有朋

大山巖

代る。第四議會も亦内閣不信任案を上奏し、終に詔勅を煩はして、内閣と和協せしかど、第五第六議會は皆解散せられて、廿七年當時に及び。我國西洋の風に倣ひて立憲政體を創設せるは頗るか。土の學者政治家を驚かし、その功果を収むるの容易ならざるを云ふものあり。清國の如きも亦張目して之を視たり。於是我國駐劄の清國公使之を本國に報ず。清國大臣等は之を以て我國官民の軋轢なりと誤解し、我出兵は困難なりと爲せるものゝ如し。而して我國の官民公私は一旦緩急あるに及び、却つて好く協和一致して國事に盡力し、意氣大に揚る。

尋で陸軍大將山縣有朋の率ゆる第一軍は朝鮮より遼東に入り、九連城・鳳凰城を陥れ、更に海城を占領し、陸軍大將大山

旅順口威
海衛を陥
る

北白川宮
の軍敵の
國都を取
らんす
小松宮總
督府を金
州に移す

媾和の議

巖は第二軍の長官として第二師團以下を督し、花園河口より遼東半島に上陸し、大連・金州・旅順口を陥れ、轉じて山東に向ひ、榮城灣より上陸して威海衛を攻め、其陸上砲臺を取る。この間我海軍は或は運送船を護衛し、或は敵艦隊を壓迫し、奮闘尤も努め、終に水雷艇を放ちて敵の堅艦定遠・來遠以下數隻を撃沈す。水師提督丁汝昌鎮遠以下の軍艦及び武器を以て降り、終に自殺す。時に二十八年二月なり。三月第一軍は牛莊を陥れて、奉天に迫らんとし、北白川宮は近衛師團を率ゐて、將さに天津・北京を衝かんとす。又海軍の一部は比志島・義輝の率ゆる混成旅團と協力して、澎湖島を占領す。尋て小松宮は征清總督府を金州に移す。先是清國は備米人デットリング・戸部侍郎張蔭桓を前後請

下ノ關係
約を結ぶ

ロシアの
東方經營
府

和の爲めに我國に來らしめしかど、資格缺くる所あるを以て我國之に應ぜず。於是三月直隸總督李鴻章請和使として來り、總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奧宗光之と會見し、四月十七日下ノ關係約を結び、媾和成る。之によりて清國は朝鮮の獨立を確認し、遼東半島・臺灣及び澎湖島を我國に割讓し、償金二億兩を出し、長江地方の四市を開き、又條約の擔保として威海衛の一時占領を承諾する等のことを約す。時にロシアは數世紀前よりシベリア地方を領有し、又清國より數次土地の割讓を受け、東方經營の根據をブラヂボストクに置きて、利害を滿洲地方に有すること大なり。今我國清國より遼東半島を割讓せしむるを見て、東洋の平和に害ありとし、ドイツ・フランス二國の政府と議し之を還附せん

三國干涉
臺灣總督府

ことを勸告す。よつて五月十日遼東還附の詔を發し國民を諭し給ふ。但臺灣澎湖島は既に我有に歸せるを以て其土匪を平げ、總督府を置きて之を治め、その土着の清人・熟蕃をして我國籍に入らしめ、官署學校を設け撫恤教育到らざるなく、又漸次に生蕃をも馴服せしむ。

第十二章 三十三年事變 三十七八年役

明治三十三年
事變
シベリア
鐵道
東清鐵道
露國旅順
大連を租
借す

ロシア政府は東方經營の一策としてシベリア鐵道を起工し、その首都よりブラヂボストクに通ぜんとし、既に滿洲の西境に達せしめしが、於是清國に請うて東清鐵道を起し、滿洲の要地を貫通して、線路を速成し、また支線を旅順口・大連灣に通じ、其地を租借して水陸の設備を完備し貿易港軍港

清國分割
の論

義和團

北京各國
公使館圍
まる

となす。先是ドイツは宣教師の被害を口實として清國に迫り、山東省の膠州灣を租借す。於是イギリスは勢力の均衡を保たん爲め威海衛を租借し、我軍の退去を待ちて之に據る。フランスも亦廣東省の廣州灣を租借し、イタリアも亦之に倣はんとす。歐米の新聞紙には清國分割の論説を掲ぐるものあり。我國は清國と約し、福建省全部を不割讓地と爲さしむ。

時に清國に義和團と稱するもの起り、其國人民の基督教に入るものを厭忌し之を排斥せしが、諸外國の舉動の專横なるを憎惡して頗る外人を迫害し、その亂北京に及び、獨逸公使殺され、我書記官も害に遇ふ。官兵亦之に加はり、暴徒各國公使館を圍むに至り、事態頗る重大なり。我軍艦は列國の軍

陸戰隊
各國聯合軍

天津會議

明治三十七八年役
露軍滿洲に横行す

艦と合して、白河口の大沽砲臺を占領し、英將セーモアを陸戰隊の將として、北京を救はしむれども進む能はず。於是我國は第五師團を派出し、英、露、米、獨、佛、伊、奧等の軍と聯合し、進んで圍を解く。後獨將ワルデルゼー來りて總司令官となる。清帝終に西安に遷り、慶親王をして和を議せしむ。各國使臣天津に會合して、清國の保全を議決し、清國をして償金を出し、首謀者を刑して、罪を謝せしめ、事平ぐ。之を三十三年事變又は北清事件と云ふ。

我國各國と條約改正を行ふ日英同盟
露國撤兵を約す

日露協約を行ふ

最後通牒

我艦隊旅順仁川に向ふ

を非難す。既に我國は各國と通商條約を改正して、益親交を謀り、特に英國とは同盟條約を結びて東洋の平和を永遠に維持せんとす。於是我國嚴に露國に抗議し、撤兵を約せしむ。期を過ぐれども露國は之を實行せず。却つて韓國の龍巖浦に據有して、鴨綠江口を扼し、其京城駐劄公使は韓國の内政に干涉すること甚し。我國誠意之に對し、屢妥協を行ひ、相共に韓國清國を輔導せんとす。この間露國の軍隊軍艦の東洋に來るもの益多く、海陸の兵備を修むること愈急なり。我國は交渉數回の後、露國の眞意到底東洋の平和を欲するものに非ざるを知り、最後通牒を發して自由行動を執るべきことを宣言し、頗る之に備ふ。三十七年二月九日海軍中將東郷平八郎は第一艦隊以下を率ゐ、露國東洋艦隊の未だ佐世保

對馬海峽

敵將マカロフ

我軍閉塞船を送る

鴨綠江を渡る
南山得利寺に勝つ

に襲來せざるに先ちて、之を旅順口に攻撃し、又分隊をして仁川に露艦を撃沈せしむ。十日我國宣戰の大詔を煥發す。爾後第二艦隊は對馬海峽を守りて、敵の浦鹽艦隊に備へ、第一艦隊は黃海の海上權を掌握して、旅順口を封鎖す。四月敵の名將マカロフは旗艦ヘトルパウロウスクの旅順口外に轟沈するとともに戦死し、敵の士氣衰ふ。我海軍は數次決死隊を派遣し、閉塞船を旅順口の港外に沈めて、敵艦の出づるを妨げ、八月にはその逸走せんとするを逆撃して、再び旅順に退かしめ、以て我陸軍の運送を自由ならしむ。陸軍は大將黒木爲禎タカノリの第一軍鴨綠江に大捷して、北に進み、大將奧保鞏オクベウキョウの第二軍は遼東半島に上陸して南山の敵を破り、北に轉じて得利寺に勝つ。大將乃木希典ノキキチンの第三軍は旅順攻圍の任に當

第四軍

我滿洲軍三道並び進む

沙河遼陽

旅順攻圍

二〇三高地

旅順開城

る。尋で大將野津道貫は第四軍の將となり、第一第二の兩軍と三道並び進む。元帥陸軍大將大山巖滿洲軍の總司令官たり。陸軍大將兒玉源太郎總參謀長たり。敵將クロバトキン旅順を救はんとして得利寺に破れ、遼陽に退く。九月我滿洲軍三面合圍して之を破り、十月復沙河に勝つ。旅順の敵將ステツセルは天險と堅壘とを恃み能く防ぐ。我將軍乃木希典亦よく士卒を勵まし、苦戰奮鬪して、その外方の數壘を抜く。時に敵の第二太平洋艦隊本國を發して將に東洋に來らんとす。我陸軍殊死して戦ひ、海軍の巨砲をも用ゐ、終に二〇三高地を陥れ、漸次に砲臺軍艦を撃破す。敵軍支ふる能はず、三十八年一月終に開城す。時に北方の敵兵は益々本國派遣の援兵を得て、奉天に據り、

奉天

半永久の堅壘を築きて自から固くす。三月我滿洲軍銳を盡くして之を攻撃し、劇戰數日大に之を破る。敵の死傷十餘萬捕虜萬を以て數ふ。

敵の浦鹽艦隊

旅順開城によつて敵の東洋艦隊は其主力を失ふ。先是浦鹽艦隊時に我沿海に突出し來りて、無辜の商船を脅迫し或は

對馬海峽

擊沈し、又金州丸常陸丸等の運送船を擊沈す。三十七年八月我第二艦隊之を對馬海峽に要撃して、殆んど之を滅せんとす。既にして敵の第二太平洋艦隊及び後發の第三太平洋艦

敵の第二太平洋艦隊

日本海の新竹島附近

隊は多く佛國領地の港灣を利用して進み、三十八年五月相合して我近海に來る。二十七日我各艦隊之を對馬海峽に逆へ撃ち、砲戰尤も努め、夜水雷艇驅逐艇を放ちて大に之を破り、翌日その殘艦を竹島附近に捕獲し、又その水師提督ロジ

樺太占領

エストウエンスキーを生擒す。尋で七月には陸軍中將原口兼濟カネナリの別軍コルサコフに上陸して樺太島を占領す。

合衆國大統領

時にアメリカ合衆國の大統領ローズベルトは交戰久しきに亘るは獨り兩國の不利のみに非ざるを説きて、媾和を勸む。我國よつて使節を派して、ポーツマスに露國の使節と談

ポーツマス條約成る

各種の利權

判し、平和條約を締結す。之によつて、先きに露國に交附せる樺太島の南半を回收し、韓國に對しては其外交を監督し、又寬城子以南の鐵道と旅順・大連の租借權を取得し、尋で沿海州の漁業權をも得たり。よつて韓國には統監府、理事廳、樺太には樺太廳、遼東半島には關東都督府、民政署を設けて之を治め、又韓國各地に軍事の設備を施し、旅順に鎮守府を建て、南滿洲鐵道を設け、大に滿韓經營に従事せんとす。

滿韓經營

第十三章 條約改正 日英同盟

正條約改
米國公使

初め徳川幕府が安政の五國條約を結びし時には、未だ海外の情勢を熟知せず、一に米國公使ハリスを信任し、其作れる草案によつて約を結べり。而して法權稅權我に利少なき點あるを以て、百七十一ヶ月の後協議改正し得る規定を存せり。その後長藩の下ノ關外艦砲擊その他の事件ある毎に、英佛公使我を責めて海關稅率の低減を求め、我に不利なること甚し。尋で五國の外漸次各國と締盟し、公使領事を派遣し官民の往來も頻繁にして、海外の事情漸く明かなるに及び、條約改正の希望朝野に起る。明治五年は恰も改正の期に當るを以て四年に岩倉全權大使派遣のことありしも終に意

英佛二國
公使

岩倉大使

稅權回復

合議談判

國別談判

を得ず。其後内治漸く多端にして力を外交に盡くすに違あらず。西南役後外務卿寺島宗則稅權回復の意を以て各國公使に照會せしも、亦事を果さず。十五年外務卿井上馨各國公使を會して合議談判を開きしも、其條項横濱ヘラルド新聞に現はれ我國に不利なる點多きを以て、國民の反對を受けて中止す。十八年井上馨また外務大臣となり十九年改正談判を試みしも、御傭法律顧問ボアソナード其案の不備を非難し、朝野の反對また起りて事を敗れり。二十一年大隈重信代りて外務大臣となり、強硬手段によりて二十二年にメキシコ國と對等條約を結び、更に國別談判を開きて改正の事を議し米國獨國の承認を得しも、ロンドンタイムス新聞その條項を掲ぐるに及び、外人を司法官たらしむる案露はれ

陸奥宗光

改正條約

遼東還附

日英同盟

桂太郎

日英同盟

條約の締

結

て、之に反對する聲盛んに、爆裂彈を擲ちて重信を傷つくるものあるに至り、外務大臣・總理大臣みな辭職す。二十五年陸奥宗光外務大臣となる。當時我國の官制法律概ね完備し、社會百般の事物亦駸々として進む。二十七年英國先づ改正條約に調印し、米・伊・露等の諸國も漸次之に應ず。於是對等條約成り、居留地を廢して雜居を許し、治外法權を撤し、海關稅率も亦漸次に改正す。時に二十七八年戰役ありて外征に大捷を得、又條約改正の功成る。同時にまた三國干涉遼東還附の事あり。

已にして三十三年事變起り、露國の滿韓に於ける行動列國を驚かし、我朝野亦頗る苦慮す。三十五年二月總理大臣桂太郎は帝國議會に出席し、日英同盟の締結を報じ、其條款を發

其要旨

露佛同盟
條約と東
洋

日露戰爭

ポーツマ
ス平和條
約
日英同盟
條約の擴
張
其要旨

表す。中に清韓二國の獨立と其領土保全を聲明し、この二國に内亂外侮あるため日英兩國の利益危殆に迫る時は適宜の處置を執る等の文あり。朝野の意稍安し。而して露國はその同盟國佛國と共に東洋の事局に關する宣言を發し、暗に之に當る。三十七年終に日露國交の斷絶あり、露軍全敗支ふ可からず。而して日英同盟は第三國の我敵國を助くるに際せば英國直ちに我を助くることを明言するを以て、佛國も遂に露國を助くるを得ず。尋で彼我二國ポーツマスに會して平和條約締結の談判あり。日英同盟の擴張も亦この間に議せられ、少しく平和條約に先ちて發布せらる。於是日英兩國は東亞及印度地方の平和・清帝國の獨立其領土の保全及び清國に於ける列國商工業の機會均等主義及びその共通

東亞及印度地方

交々大使を派す

日佛協約

日露協約

日韓新協約

萬國平和會議

利益東亞及印度に於ける日英二國の領土權及び其特殊利益等を攻守同盟を以て確實に保護することを聲明せり。かくて我國は世界強國の列に伍し、列國相次ぎて我と大使を交互派遣するに至り、四十年六月には日佛協約、七月には日露協約成り、之によりて相互の利權を承認確保し、又七月日韓新協約を結びて、其政權の大部分を我統監府に掌握せり。同年和蘭國、海牙に第二回萬國平和會議の開催あり、我國大使の發言は頗る重要視せらるゝに至れり。

第十四章 世界に於ける我國の地位

今や安政開國の後約五十年を經過し、其間視察、漫遊、遊學等によりて我國の官民漸く歐米の事情を知るのみならず、歐

世界に於ける我國の地位

開國後五十年

延遼館

獨逸皇帝

グラント將軍

露西亞皇帝

米の人士また我國風景氣候の良好にして文明進歩の急速なるを聞知し、來り遊ぶもの多く、王侯貴紳の來朝するものも少なからず。又我皇室には延遼館の設備ありて外賓を接待せらる。現獨逸皇帝皇子たりし時、早く十二年五月に來遊し、國書勳章を捧げられ、天皇亦旅館に行幸して之を慰問せらる。斯事後に恒例となる。同年米國前大統領グラントその夫人と共に來朝す。政府開國の舊誼あるを以て、國賓として優遇す。東京市民も亦工部大學校に夜會を開きて之を歓迎し、また鳳輦を上野に請ひ、グラント亦陪乘す。その紀念の手栽樹今頗る繁茂せり。二十四年現露國皇帝(當時皇太子)亦來朝あり。我國よりは先きに岩倉右大臣の出使に當り米國に於て大統領グラントの好遇を受け、又歐洲諸國にも歓迎せ

有栖川宮

ガーター勳章

伏見宮

筑波千歳の二艦

皇太子

米國艦隊

らるゝ等のことあり。其後皇族各殿下の清國及び歐米諸國に赴かるゝこと數次。特に三十七八年役の間有栖川宮は英國に伏見宮は米國に留まられて、益々國交の親密を計り給ふ。日英同盟擴張の事あるに及び、英國の皇族コンノート親王は特にガーター勳章を捧げんがため來朝して、皇室の優遇を受け、米國陸軍卿タフト以下も亦來遊す。伏見宮の英國に答禮として赴かるゝに及び、其本國及びカナダ地方に於ける歡迎の盛なること非常なり。艦隊の訪問は英國との間に數次行はる。四十年筑波千歳二艦の米國に派遣せらるゝあり。獨國・佛國・西國・葡國・伊國・澳國等を経て歸朝す。同年我皇太子は韓國に行啓せられ、韓國皇太子は修學のため東京に留まらるゝことあり。兩國の關係益親密となれり。尋で四十

海外移住

土人の嫌忌

永遠の國是と全局の經營

一年には米國艦隊の來訪あり。政府國民共によく之を歡迎し、大に彼我の舊情を温めたり。而して近時我國內靜穩にして戸口の増加特に著しく、人民の海外に渡航するもの多し。清韓は同種同文の國にして、韓國とは特殊の關係あり。米國・濠洲・露領沿海州は新開の地にして、遺利多く。就中米國のテキサス地方・西海岸地方・布哇及び英領カナダの西部移住に便なり。而して渡航者の數漸く増加するに及びて、往々土人の嫌忌を受くること少なからず。近時又メキシコ及びヘル・ブラジル等の南米地方に移住するものあり。世界の人民既に堺を分ち國を建つれば時に臨み處に應じて利害の異同あるを免れず。一時一隅の小故に因つて我永遠の國是と全局の經營とを過つことある

同盟國と交戦國

べからず。我國の戸口今は既に稠密其度を過ぎて、國內産出の穀物は人民を養ふに足らず。工業商業盛んなるが如しといへども、未だ世界の先進國と競争するに足らず。輸出入はその均衡を得ずして國富の發達俄かに期し難きものあり。内に生産を盛にし、外に殖民を出すと共に、列國と交際を親睦にして、事端を紛起し經濟を亂る等のことなきを謀らざる可からず。新に同盟を結べる國は、素より相信じ相頼りて我國運の進歩に資すべく、一旦交戦せる國は更に必ず好意を以て之に接すべし。抑も吾國は東亞の海島に建國するのと既に久しく、其間未だ嘗て外寇の侵入を許るさず。東洋の古文明、西洋の新文明等入り來るものはみな國民の精思巧技によりよく醇化して、更に特殊の文明を形成せること、萬

良風美俗

平和の戰場

自國の長所を知り固有の特色を發揮すべし

國史上にその比類多からず。上下の分早く建國有史の以前に定まりて、人民忠勇の風俗厚く、天物地産も亦豊富にして國民は勤勉して之を利用するを樂めり。よくこの良風美俗を用ゐて國政を爲さば、進んで歩を列國の間に占むるに難からず。戦争のこと既にその證あり、學術工藝のこと亦例に乏しからず。但世界は平和の戰場にして、列國各其長とする所を以て勇往邁進敢て後れざらんことを競へば、勉めて止まざる習慣を爲すに非ずんば、終に人後に落つるの悔あらん。夫れ自國の歴史を講究するは其理由少なしとせず。自國の長所を明にして、よく之を活用する所以を知るが如きは必ず其主なるものなり。若しよく國民固有の特色を發揮し、更に之によつて諸方の民族を感化誘導し、以て世界全般の

發達進歩を裨補するを得ば、其本國祖先に對し、又同胞人類に對して至高至大の天職を完了するものと云ふべし。

天雲のむかふすかきり日の本の

くにの光は照りわたるらむ

中等國史教科書 第五學年用終

中等國史教科書 第五學年用 附錄

目次

參照表

- 一 日本歴史記事要目
- 二 明治略年表
- 三 公武諸制度一覽表
- 四 内外對照名辭略表

地圖

現代版圖並版圖沿革

一 日本歴史記事要目

圈點あるものは本書に記述し、圈點なきものは第一第二學年用に記述す。

時代名稱 記事要目

太古 (紀元以前) 神代、皇基の遼遠。建國の體制。

上古 (大化以前) 神武天皇。崇神天皇、日本武尊、熊襲及蝦夷、成務天皇。

神功皇后韓土内附。仁德天皇、雄略天皇。韓土の變遷、歸化人及其子孫、韓土傳來の工藝文物。佛教の傳來、蘇我物部兩氏の爭亂。聖德太子、佛教の興隆、文物制度、遣唐使。蘇我氏の專横及滅亡。大化以前に於ける主要なる事蹟の概括。支那及韓土との關係。氏族部民の制、祭祀教法。

中古ノ一 (大化以後延曆以前) 大化の新政。越蝦夷征伐、集人及び西南諸島、百濟高麗の滅亡。天智天皇、藤原鎌足、壬申の亂。律令の撰定。奈良奠都、國史の撰修。聖武天皇、寺院の造營、美術、工藝、風俗。和氣清麿。大化以後延

曆以前に於ける主要なる事蹟の概括。支那及韓土との關係。制度の概略。(官制、田租賦役、兵制、刑制等)。文化。

中古ノ二 (平安朝) 平安奠都、蝦夷の鎮定、渤海の入貢。嵯峨天皇、入唐の高僧及新宗派、漢文學及學校の設立。藤原氏及他氏の盛衰、皇族賜姓、攝政關白。菅原道真、延喜時代。地方の狀況、承平天慶の亂。藤原氏家門の爭、藤原道長。國文の隆盛、工藝、風俗。刀伊の亂、地方の亂、前九年役。平安時代に於ける主要なる事蹟の概括。文物制度の變遷。

中古ノ三 (院政及び平氏時代) 後三條天皇、院政、武人の登用、僧徒の跋扈。後三年の役、源氏、保元の亂、平治の亂。平清盛、平氏の繁榮、諸源の舉兵、平氏の滅亡。院政及平氏時代に於ける主要なる事蹟の概括。莊園の起源、寺院の勢力、武門の興起。

近古ノ一 (鎌倉時代) 鎌倉幕府、守護地頭、鎌倉三代。承久の亂、北條氏の執權、貞永式目。鎌倉武士、京都公卿、風俗。文學、新宗派。元寇。兩皇統の交立、五攝家。元弘の亂、勤王の諸將、北條氏の滅亡。鎌倉時代に於ける主要なる事蹟

の概括。幕府の制度。朝廷と幕府との關係。

近古ノ一二(南北朝及足利時代)

建武の中興、足利尊氏の叛。南北朝。室町幕府。鎌倉管領、足利義滿の驕奢、應永の亂、永享嘉吉の亂。應仁の亂。東山時代、文學、美術、工藝、風俗。足利季世、京都の衰替、關東の分裂。北條早雲、群雄割據。南北朝及足利時代に於ける主要なる事蹟の概括。室町幕府の制度、朝鮮との交通、倭寇。

近世ノ一(織豊二氏時代)

皇室、織田信長。豊臣秀吉、朝鮮征伐。歐洲人の來航、通商貿易、天主教の傳播、外征及冒險の氣象。天文慶長年間に於ける國內變動の概要。

近世ノ一二(徳川時代)

徳川家康、關原の役。江戸幕府、諸侯。天主教、鳥原の亂、通商貿易。後水尾天皇。文學の復興、徳川光圀、著名なる學者。元祿時代、奢侈、風俗、新井君美。徳川吉宗の治、實學及殖産の奨励、田沼意次の執柄。松平定信、諸藩の治附著名の藩侯。國學、尊王論、蘭學、海防論、露人の寇、英船其他の來航。幕府の衰頽。米國使節の來朝、開國攘夷の論。安政の大獄、井伊直

弼の武斷。討幕論、元治の變、長州征伐。大政奉還、伏見の戰、戊辰の役。江戸時代に於ける主要なる事蹟の概括。江戸幕府の諸制度。邊境の事情。洋學。維新の原因及其事蹟の概括。

現代(明治時代)

明治新政、五條の誓文、新設官制。開港、奠都。版籍奉還、廢藩置縣。外交、大使派遣、歐米文物制度の採用。朝鮮との關係、征韓論、佐賀の亂、臺灣征討、北海道、樺太及千島。熊本及萩の暴動、鹿兒島の亂。琉球の處分、朝鮮の修好及事變、天津條約。民選議院論、元老院、地方官會議、府縣會議、國會開設の請願、政黨、新聞紙、國會開設の準備。憲法、皇室典範、帝國議會。諸制度の發達、學術の進歩。交通機關の擴張、殖産工業、貿易の振興。明治二十七八年戰役、明治三十三年事變、明治三十七八年戰役。條約改正、日英同盟。世界に於ける日本の地位。

二 明治略年表

現代

從二五二七
皇曆紀元

大事記

從一八六七
西曆一八

二五二七

慶應三年、天皇踐祚○徳川慶喜
大政を奉還す○兵庫開港○將軍
關白等の舊官を廢し總裁議定參
與の三職を置く

同治七年
清國同治六

二五二八

明治元年(慶應四年)、伏見鳥羽
の戦○東征○五條の誓文○江戸
を東京とす○即位の禮を東京に
行ふ○明治と改元す○一世一元
の制を立つ○會津平定○奥羽を
七國に分つ○太政官に七科を置
く後八局とす又改めて七官とす

同治六年

今上

二五二九

明治二年、都を東京に奠む○箱
館の亂平○諸侯藩籍を奉還す
○北海道を建て十一國に分つ○
大寶令に倣ひ官省を置く(二官
六省一臺)○初めて燈臺を設け
電信を架す

同治八年

二五三〇

明治三年、初めて公使を派遣す
○新に工部省を置く○新律綱領
を定む

同治九年

二五三一

明治四年、廢藩置縣○大使を歐
米諸國に遣はす○司法省を置く
○文部省を置く○正院左院右院

同治十年

今上

二五三四

明治七年、警視廳を置く○佐賀
の亂○臺灣征討

同治十三年

二五三五

明治八年、元老院大審院上等裁
判所を置く○地方官會議を開く

光緒元年

二五三六

明治九年、朝鮮と修好す○廢刀
令○熊本秋月の士族暴動す

光緒二年

二五三七

明治十年、官廳を併廢し宮内省
以外の各省に局を設け寮を廢す
○内國勸業博覽會を開く○萬國
郵便聯合條約に加盟す○清輝艦
歐洲回航○西南の亂發す○博愛

光緒三年

今上

二五三九

社起る(後の日本赤十字社)
明治十二年、沖繩縣を置く○東
京學士會院を置く(後の學士院)

光緒五年

二五四〇

明治十三年、會計検査院を置く○
刑法治罪法を定む○國會期成
同盟會愛國社起り翌年自由黨と
なる○新聞雜誌の發行盛んなり

光緒六年

二五四一

明治十四年、農商務省を置く○
國會開設の詔下る

光緒七年

二五四二

明治十五年、軍人に勅諭を賜ふ
○憲兵を置く○朝鮮事變○改進黨
及立憲帝政黨等起る○日本銀
行を建つ○開拓使を廢す

光緒八年

二五四三

明治十六年、官報を發行す

光緒九年

二五四四

明治十七年、朝鮮事變○華族令
を定む○横須賀鎮守府を建つ

光緒十年

二五四五

明治十八年、天津條約○日本郵
船會社設立○西洋諸國の制度に
倣ひて官制を改革す(内閣組織)

光緒十一年

二五四六

明治十九年、帝國大學令等を發
布す

光緒十二年

二五四七

明治二十年、學位令を定む○所
得税法を頒つ

光緒十三年

二五四八

明治二十一年、市制町村制を定
む○樞密院を置く

光緒十四年

今上

二五四九

明治二十二年、憲法を發布す○
皇室典範を定む○皇太子冊立○
吳、佐世保の二鎮守府を建つ○
東京神戶間の鐵道全通す

光緒十五年

二五五〇

明治二十三年、第一帝國議會を
開く○府縣制郡制を定む○裁判
所構成法を設く○刑事訴訟法を
定む○教育勅語を下す

光緒十六年

二五五一

明治二十四年、府縣制郡制を發
布す○第二議會解散

光緒十七年

二五五二

明治二十六年、製鐵費に關する
勅語下る○第四議會内閣と協議
す○第五議會解散

光緒十九年

二五五三

明治二十七年、前々年國民協會
(政黨)今年立憲革新黨起る○第
六議會解散○二十七八年戰役起
る○臨時第七議會○條約改正漸
次成功す

光緒二十年

二五五四

明治二十八年、下關條約○三國
干渉○臺灣の領有

光緒二十一年

二五五五

明治二十九年、師團増設(十三
師團)○進歩黨起る

光緒二十二年

二五五六

明治三十年、金貨本位制を定む

光緒二十三年

二五五七

明治三十一年、憲政黨起る○露
國旅順大連を租借す○米國布哇

光緒二十四年

二五五九	明治三十二年、憲政黨分裂○改 正條約實施○外人の内地雜居を 許す○遠距離電話開通○帝國黨 を併す	光緒二十五年
二五六〇	明治三十三年、北清事件○政友 會起る	光緒二十六年
二五六一	明治三十四年、舞鶴鎮守府成る	光緒二十七年
二五六二	明治三十五年、日英同盟成る	光緒二十八年
二五六四	明治三十七年、三十七八年戰役 起る	光緒三十年
二五六五	明治三十八年、日英同盟の更訂 ○ポーツマス條約の締結○日韓 協約の締結○關東州租借○樺太 南部を割讓せしむ	光緒三十一年
二五六七	明治四十年、日露協約○日佛協 約○日韓新協約○皇太子韓國を 訪はる○筑波千歳二艦歐米諸國 を訪ふ	光緒三十三年
二五六八	明治四十一年、無線電信漸く盛 行す○米國艦隊來訪○増設師團 完成(十八師團)	光緒三十四年
二五六九	明治四十二年、	宣統元年

今上

三 公武諸制度一覽表

要目

一、上古職名略表	二、上古刑名略表	三、上古氏姓略表
四、中古(奈良朝)官制略表	五、中古官制略表(四部官)	六、中古(平安朝)官制略表
七、藏人所職名略表	八、檢非違使廳職名略表	九、記録所職名略表
十、院司職名略表	十一、中古刑名略表	十二、鎌倉幕府職制略表
十三、近古刑名略表	十四、建武中興官職略表	十五、室町時代大名略表
十六、室町幕府職制略表	十七、豊臣時代大名略表	十八、江戸幕府職制略表
十九、徳川時代公家武家略表	二十、近世刑名略表	二十一、近世貨幣分類略表
二十二、維新當初官制略表	二十三、明治二年官制略表 乃至八年	二十四、明治元年 以後要路大官略表
二十五、現代刑名略表	二十六、帝國議會 議員所屬政黨略表	二十七、條約國名表
二十八、三十七八年役軍備略表		

一、上古職名略表

申食國政大夫。四道將軍。東山道十五國都督。棟梁臣。大臣。大連。三藏檢校。國造。國宰。國司。縣主。別。稻置。夷守。總領。評造。評督。等。筑紫太宰。日本府行軍元帥。日本府國司。鎮守將軍。哆唎國司。百濟宰。新羅宰。吉士。曰佐。錄史。等。

齋部。物部。久米部。佐伯部。鞞負部。弓削部。矢作部。楯縫部。刑部。解部。史部。畫部。藏部。船長。商長。山部。田部。園人。海部。穴人部。鶉養部。馬飼部。鳥養部。鷹甘部。犬飼部。織部。服部。錦部。衣縫部。狛染部。玉作部。石作部。土師部。漆部。鍛冶部。等。

二、上古刑名略表

祓。贖物。貶姓。除姓。沒收。奴。黥。杖。放逐。流。死。火。等。

三、上古氏姓略表

臣連。

(皇別)。紀臣。波多臣。平群臣。葛城臣。蘇我臣。石川臣。巨勢臣。高向臣。阿倍臣。膳臣。吉備臣。等。

(神別)。穗積臣。中臣連。大伴連。物部連。弓削連。矢作連。山部連。阿曇連。等伴造。

(神別)。齋部首。久米直。鞞編首。海直。等。

(蕃別)。秦公。酒部公。書首。漢直。赤染造。黃文造。等。

國造縣主等。

(皇別)。近淡海國造。科野國造。上毛野國造。下毛野國造。若狹國造。高志國造。紀國造。吉備國造。伊豫國造。筑紫國造。三野稻置。血沼別。三河穗別。等。

(神別)。三河國造。遠淡海國造。粟國造。讚岐國造。石見國造。出雲國造。尾張國造。猛田縣主。磯城縣主。等。

四、中古(奈良朝)官制略表 第一 (令制)

二官。

神祇官。

(神部、卜部、使部)

太政官。

少納言局、左辨官局、右辨官局。

京八省。

中務省。

中官職。大舍人寮、圖書寮、內藏寮、縫殿寮、陰陽寮、畫工司、內

又

藥司、內禮司。(侍從、內舍人、內記、監物)

式部省。

大學寮、散位寮。(博士)

內治部省。

雅樂寮、立蕃寮。諸陵司、喪儀司。(樂師、歌師、土師)

官民部省。

主計寮、主稅寮。

兵部省。

兵馬司、造兵司、鼓吹司、主船司、主鷹司。

刑部省。

贓贖司、囚獄司。(判事、解部、物部)

大藏省。

典鑄司、掃部司、漆部司、縫部司、織部司。(主鑰、藏部)

京官

又

內官

外官

官

家令。

左右京職。

攝津職。

外

官

國司、軍團、郡司。

太宰府、防人司。

左右京職、左右市司。

東宮職。

舍人監、主膳監、主藏監、主殿署、主書署、主漿署、主工署、主兵署、主馬署。

後宮職。

內侍司、藏司、書司、藥司、兵司、闈司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司。

五衛府。

衛門府、隼人司、左右衛士府、左右兵衛府。(衛士)

彈正臺。

大膳職。木工寮、大炊寮、主殿寮、典藥寮。正親司、內膳司、造酒司、鍛冶司、官奴司、園池司、土工司、采女司、主水司、主油司、內掃部司、莒陶司、內染司。

宮內省。

五、中古官制略表 第二 (四部官)

官廳名	長官	次官	判官	主典
神祇官	伯	副	佑	史
太政官	大臣	大納言	少納言	外記
八省	卿	輔	丞	錄
彈正臺	尹	弼	忠	疏
近衛府	大將	中少將	將監	將曹
兵衛府	督	佐	尉	志
衛門府	頭	助	允	屬
諸寮	正	○	佑	令史
諸司	監	○	典膳	令史
內膳司	奉膳	○	首	史
諸署			(佑)	史

官廳名	長官	次官	判官	主典
後宮司	尚侍	典侍	掌侍	○
諸職	大夫	亮	進	屬
家令	扶	從	書史	
太宰府	帥	貳	監	典
鎮守府	將軍	副將軍	軍監	軍曹
國司	守	介	掾	目
郡司	領	○	主政	主帳
軍團	校尉	旅帥	主帳	主帳
檢非違使	別當	佐	尉	志
使(院)	長官	次官	判官	主典
諸使	(使)			

六、中古(平安朝)官制略表 第三

神祇官	少納言局、左右辨官局。
太政官	中宮職。大舍人寮、圖書寮、內藏寮、縫殿寮、陰陽寮、內匠寮。
式部省	大學寮。
治部省	雅樂寮、立蕃寮、諸陵寮。
民部省	主計寮、主稅寮。
兵部省	軍人司。
刑部省	囚獄司。
大藏省	織部司。
宮內省	大膳職。木工寮、大炊寮、主殿寮、典藥寮、掃部寮、正親司、內膳司、造酒司。

彈正臺。	采女司、主水司。
左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府。	
左右馬寮、兵庫寮。	
檢非違使廳。	
藏人所。	
院司。	
後宮職。	
東宮職(春官坊)。	主膳監、主殿署、主馬署。
左右京職。	東西市司。
太宰府、防人司。	
鎮守府、秋田城司。	
國司、郡司、鄉司。	
押領使、檢非違使、追捕使。	

七、藏人所職名略表

別當。頭貫首。藏人。非藏人。雜色。瀧口侍。北面侍。等

八、檢非違使廳所職名略表

別當。佐。大尉。少尉判官。大志。少志(道志)。看督長。下部(走下部、放免、非人)。等

九、記錄所職名略表

上卿。辨。開闔。寄人。等

十、院司(廳)職名略表

別當(執事、執權)。年預。判官代。藏人。非藏人。主典代。召次。北面。西面。隨身。

廳官召次所。別納所。御服所。御厨子所。進物所。文殿。武者所。御隨身所。御廐。等

十一、中古刑名略表

五 刑

答罪 十、二十、三十、四十、五十、贖銅一斤乃至五斤、

杖罪 六十、七十、八十、九十、百、贖銅六斤乃至十斤、

徒罪 一年、一年半、二年、二年半、三年、贖銅二十斤乃至六十斤、

流罪 近流(贖銅百斤)、中流(百二十斤)、遠流(百四十斤)、

死罪 絞、斬、(贖銅共二三百斤)

八 逆

謀反(斬)、謀大逆(斬)、謀叛(絞)、惡逆(斬)、不道、大不敬、不孝、不義不道以下依情異刑、

六 議

議親、議故、議賢、議能、議功、議貴、
閏 刑

官當(徒)、除名、免官、免所居官、收贖、

三 赦

大赦、常赦、曲赦、

十二、鎌倉幕府職制略表

將軍。執權。(後見、探題)。連署。(連判、加判、合判)。(兩執權、兩執事)。內管領。
 政所。(公文所)。別當。令。案主。知家事。執事。寄人。等。
評定衆。式評定衆。寄合衆。引付衆。(引付頭)。右筆。等
 問註所。執事。執事代。寄人。(問註所衆、問註所公人トモ)。等
 侍所。別當。所司。開闔。寄人。等
 小侍所。別當。所司。等
 諸奉行人。(常置)。恩澤奉行。安堵奉行。寺社奉行。御所奉行。評定奉行。
作事奉行。倉奉行。賦別奉行。越訴奉行。京下奉行。保檢斷奉行。地奉行。等
(臨時)。路次奉行。宿奉行。法會奉行。院飯奉行。相撲奉行。拜賀奉行。等
 番衆。鎌倉大番。廂番。學問所番。近習番。恪勤。等
 臨時使。奉幣使。實檢使。巡撫使。內檢使。等
(京都守護)。六波羅探題。(六波羅管領トモ)
評定衆。引付衆。問註所執事。侍所々司。檢斷。奉行人。洛中警護。篝屋守
護。等

(鎮西奉行)。(鎮西守護トモ)九州探題。

評定衆。引付衆。警固番。等

長門探題 (中國守護トモ又中國探題トモ) 警固番。等
奧州總奉行。

蝦夷管領。(代官)。

守護。(總追捕使)。守護代。守護使。

地頭。總領地頭。(總地頭)。地頭代。(眼代)。

十三、近古刑名略表

正刑。禁獄、追放、流罪、斬罪、梟首、磔。
 閏刑。(公家)。召籠、召怠狀、勅勘、解官、除籍。
(武家)。召禁、過怠、改易所職、永不召仕、召放所領。
(庶人)。剃片鬚、烙印、過料。

十四 建武中興官職略表

記錄所。卿、大史、外記、判事、寄人。等
 決斷所。頭人。等
 武者所。頭人、大番、警衛番、等
 式評定衆。
 (鎌倉) 征夷大將軍、相模守(執權)、廂番。等
 (陸奥) 鎮守大將軍、陸奥守、評定衆、引付衆、侍所、奉行。等
 國司。守護、地頭。

十五 室町時代大名略表

◎三管領○四職・引付頭

一 門。 吉良(東條、西條)、澁川、石橋、今川、諸氏
 相伴衆。 ◎斯波、◎細川、◎畠山、
 (院飯饗 宴陪席)
 ○一色、六角、下細川(阿波)、 幕末には 武田(若狹)、佐々木、大友、毛利
 ○山名、○赤松、○京極、畠 齋藤(美濃)、三好、北條諸氏を加ふ
 (外標大名衆) 山(能登)、上杉(越後)、大内、土 幕末には 織田、長尾上杉、武田(甲斐)、
 (外標大名衆) 岐、富樫、武田(安藝)、仁木 伊達、松浦、島津諸氏を加ふ
 (外標衆) (丹波)及細川佐々木諸氏支流其他

十六 室町幕府職制略表

將 軍。 管領 (執事、管領代)。
 評定衆、(年寄、老中)、式評定衆。
 引付頭人、(權頭)。引付衆、(内談衆)、開闔。等
 政所執事、政所代、執事代、寄人、公人。等
 問註所執事、執事代、寄人、公人。等
 侍所々司、所司代、開闔、寄人。等 小侍所司。
 檢斷職、日附。等
 奉行人。 頭人。 評定奉行、公人奉行、守護奉行、賦別奉行、恩賞奉行、安堵
 奉行、官途奉行、社家奉行、寺奉行、神宮奉行、石清水奉行、山門奉行、南都
 奉行、禪律長老奉行、越訴奉行、唐船奉行、作事奉行、普請奉行、段錢奉行、
 披露奉行、申次衆、禪律方頭人、地方頭人。等
 關東管領。評定衆。引付衆。問註所執事。政所執事。侍所々司。評定奉行、越訴
 奉行、社寺奉行、鶴岡總奉行、箱根奉行、禪律奉行、御所奉行。造營奉行。等
 奥州探題。羽州探題。九州探題。
 守護。守護代。小守護代。守護使。地頭。總領地頭。地頭代。代官。

十七、豊臣時代大名略表

●五奉行○三中老○五大老

一門。

豊臣、木下(數家)、

親信大名。

福島、加藤三家、●淺野、○堀尾、蜂須賀、黒田、○生駒、小川、●前田、●増田、田中、藤堂、小西、石川、●石田、●長束、仙石、青木、宮部、脇坂、大谷、片桐、小出、木村、諸氏

織田氏の部將たりしもの。

織田(數家)、蒲生、丹羽、池田、中川、長岡(細川)、山内、○前田、○中村、富田、堀、溝口、村上、諸氏

戰國舊家。

◎徳川、筒井、京極、多賀谷、結城、佐竹、眞田、伊達、南部、津輕、岩城、相馬、秋田、最上、小野寺、◎上杉、◎宇喜多、◎毛利、吉川、小早川、立花、鍋島、松浦、有馬、島津、高橋、伊東、宗、諸氏

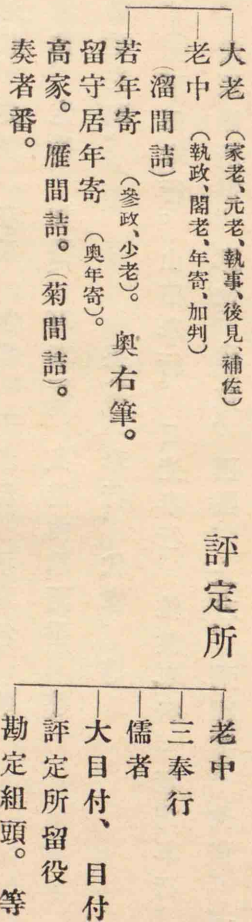
十八、江戸幕府職制略表

將軍。

側用人。側衆。小性衆。小納戸衆。等

用部屋

評定所



三奉行

寺社奉行 町奉行。江戸町年寄。囚獄同心。人足寄場奉行。等 (本所奉行)

勘定奉行。吟味役。留役。勘定衆、(公事方。勝手方。新田方。知行割方)等 藏奉行。金奉行。林奉行。諸國郡代。代官。等

大目付 (大監察)。目付 (監察)。徒目付。小人目付。
五番方、(番頭又は組頭)(大番、書院番、小性組、新番、小十人組。使番。徒士組。持弓頭。持筒頭。鐵炮百人組。(甲賀組、伊賀組、根來組、青山組)。先手組。

寄合組。交代寄合。船手頭。作事奉行。普請奉行。小普請奉行。道中奉行。旗奉行。槍奉行。具足奉行。鐵炮玉藥奉行。馬預。同朋頭。數寄屋頭。等
鷹匠頭。宗門改。上水方。道方掛。鐵炮改。盜賊火附改。定火消役。書物奉行。大學頭。典藥頭。儒者。天文方。神道方。歌學者。膳奉行。黑鍬頭。等

地方諸役人

京都。所司代、町奉行、禁裡付、二條城在番。伏見奉行。奈良奉行。等
大阪。城代、定番、在番、加番、町奉行。堺奉行。等
駿府。城代、定番、加番、町奉行。久能山總門番。等
甲府。勤番支配。長崎。奉行、代官。等
浦賀奉行。(元下田奉行)。山田奉行。日光奉行。佐渡奉行。新潟奉行。八王子千人同心頭。諸國關所番。郡代。(關東、西國、上方、飛驒等)。代官。(五條、生野等)。手代。手附。

幕末(以後)新置役人

外國奉行。箱館奉行。金川奉行。兵庫奉行。山陵奉行。學問所奉行。和學所頭

取。地誌取調所頭取。蕃書調所總裁。政事總裁職。京都守護職。同見廻役。甲府城代。甲府町奉行。關東在方掛。軍事總裁。海陸兩軍總裁。製鐵所奉行。講武所奉行。武具奉行。軍艦奉行。陸軍奉行。騎兵奉行。步兵奉行。步兵頭。持小筒撤兵組頭。組合銃隊(遊擊隊)頭。大砲組頭。新砲兵頭。新徵組支配。等
將軍十四代 上洛扈從役人

(先發役人)。老中格。高家。書院番頭。小性組番頭。勘定奉行。吟味役其他。作事奉行。其他。納戶頭其他。奧右筆。代官。徒日附。小人日附。馬預其他。○尾張藩主。○水戶藩主。○一橋藩主。高家。大番頭。書院番頭。小性組番頭。大目附。勘定奉行。目附。講武所頭取。其他。○越前前藩主總裁。(扈從役人)。老中。若年寄。側衆。溜間詰。講武所奉行兼陸軍旗槍奉行。步兵奉行。講武所頭取其他。書院番頭。小性組番頭。同格。大目附。勘定奉行。其他。小性頭取。小性。小納戶頭取。小納戶。目附。使番。徒頭。腰物奉行其他。鷹匠頭其他。奧儒者。奧醫師。奧繪師。奧右筆。表右筆。庭番。馬預。膳奉行其他。細工頭其他。同朋頭。坊主組頭。數寄屋頭其他。徒日附。黑鍬頭。小人頭。其他。駕籠頭。代官。千人同心頭其他。(旅館勤務)。新番頭。持筒頭。先手鐵砲頭。小十人頭。徒頭。勘定其他。

十九、德川時代公家武家略表

公家 五攝家は藤原氏、清華乃至諸家には源氏をも交ふ。
四親王家 伏見、桂、有栖川、閑院。
五攝家 近衛、九條、二條、一條、鷹司。
(關白、左右大臣)
九清華 三條、菊亭、大炊御門、花山院、徳大寺、西園寺、醍醐、久我、廣幡(大納言、大將、内大臣、右大臣)
三大臣家 三條西、中院、正親町三條、(大納言、右大臣)
羽林家 (廿七家)、姉小路、中山、野々宮、千種、飛鳥井諸家(中少將參議)
(大納言)
名家 (十六家)。萬里小路、葉室、日野、烏丸諸家(少中大辨藏人參議大納言)
諸家 (五十家)。壬生、岩倉、大原、澤、東久世諸家(羽林家名家に準ず以下同じ)
平家 (五家)。菅原家(六家、文章博士)
清原家 (二家、明法博士)、安倍家(二家、天文曆博士)、白川家(神祇伯)、卜部家、大中臣家(各二家)

武家 (印國主(國持大名又は準國持大名)官位敘任以外私に寮司の官名を世襲する風あり)
三家。尾張、紀伊、(從二位大納言)水戸(從三位中納言)正嫡徳川氏庶子松平氏
三卿。田安、一橋、清水、(從三位宰相大中納言)(八省卿)徳川氏
越前家、同庶流八家、(三家)庶流六家、**桑名(久松)家四家**、**保科家**(從四位上少將、同下侍從、朝散大夫等)みな松平氏
外様大名 (四品以上のもの)。前田(左少將)、島津(侍從以下同じ、任次遲速あり)、伊達(二家)、細川、池田(二家)、淺野、須賀、山内、有馬、鍋島、藤堂、佐竹、津輕、丹羽、前田(分家其他諸氏)、松平(稱號を與へらるゝものあり)
譜代大名 (侍從四品)。井伊、酒井(二家)、榊原、小笠原、大久保、奥平諸氏
準譜代大名。相馬、脇坂、加藤、秋田諸氏
交代寄合。禮衆、那須衆、美濃衆、信濃衆等(若松、太田原、高木、知久坐光寺小笠原諸氏)
高家。武田、畠山、今川、織田、大友、土岐諸氏

城中席次 (幕末)
殿上之間 (上段)攝家、親王、(同下段)公卿、門跡、(同次間)同家臣、地下、
大廊下 (上部屋)日光門主、三家、同嫡子、増上寺主、(下部屋)前田、松平、(越前)島津、松平(津山)諸氏、傳通院主、
大廣間 (松之間)國持大名、三家庶流、松平(川越、明石)外様大名四品以上
黒書院 (溜詰)親藩譜代名家會津、桑名、高松、井伊、酒井等、京都所司代、(同次間)大留守居、大阪城代、(竹間)三卿
白書院 (帝鑑間)譜代大名、準譜代大名、榊原、菅沼、松平等の旗下諸氏
(柳間)表大名四品以上、(松間)三家々老、交代寄合、表高家、岩松氏、(同縁側)總檢校
(雁間)高家、詰衆、(同縁側)大阪城番、駿府城代
(芙蓉間、菊間等)自餘諸役人
但し老中若年寄側衆目附は定席なし

二十、近世刑名略表

正刑
「敲」、輕、重、「追放」、輕、中、重、所拂、江戸拂、江戸十里四方拂。
「遠島」、伊豆七島、薩摩五島、天草、隱岐、壹岐、對馬、(佐渡、佃島)。
「死罪」、斬、火、獄門、磔、鋸挽。

閏刑
「武家」、逼塞、(遠慮、愼)、閉門、蟄居(隱居)、改易(除籍)、切腹。
「僧侶」、晒、退院、追院、一派構、一宗構。「婦女」、奴、剃髮。
「庶人」、叱、過料、戸閉、手鎖。
「闕所」、晒、引廻、入墨、非人手下。

二十一、近世貨幣分類略表

判金 大判金、小判金、二步判金、一步判金、二朱判金、一朱判金。
判銀 丁銀、豆板銀、南鐮銀、一步判銀、二朱判銀、一朱判銀。
錢貨 金錢、銀錢、銅錢、鐵錢、真鍮錢、鉛錢、等
紙幣 金札、銀札、錢札、米札、等

二十一、維新當初官制略表

慶應四年二月(明治元年)

三職	總裁(副總裁)、議定職、參與職、	神祇官	知官事、副知官事、判官事、權判官事、書記、筆生、(以下諸官準之)
八局	總裁局(總裁、副總裁、輔弼、顧問、辨事)	會計官	出納司、用度司、驛遞司、營繕司、稅銀司、貨幣司、民政司、
其他諸職	大總督、海軍總督、親兵掛、諸道先鋒、鎮撫(追討)總督、(東海、東山、北陸、奥羽、大和、九州、山陰、中國、四國等)、裁判所總督(京、兵庫、大阪、長崎、箱館、橫濱等)	軍務官	海軍局、陸軍局、築造司、兵船司、兵器司、馬政司、(海軍將、陸軍將)
大藩	四十萬石以上、十萬石以上、小藩一萬石以上、(貢士、貢士)	外國官	
同年閏四月		刑法官	監察司、翰獄司、捕亡司、
太政官	上局 議定、參與、史官、筆生、(日誌司)	府	知府事、判府事、權判府事、
議政官	下局 議長、議員(貢士)	藩	諸侯(執政、參政、公議人、知家事)
行政官	輔相、辨事、權辨事、史官、筆生	縣	知縣事、判縣事、權判縣事、

二十三、明治二年乃至八年官制略表

明治二年七月	神祇官。伯、副、佑、史、史生、官掌、使部、以下準之	明治四年八月改正官制	太政官。
太政官。	左右大臣、大納言、參議、辨、史、右同	左院。	議長、副議長、議員、
民部省。	卿、輔、丞、錄、史生、省掌、使部、以下準之	正院。	太政大臣、左右大臣、參議、內史、外史、主記、
大藏省。	地理、土木、驛遞司。正、佑、令吏、使部、以下準之	監察使。	五年に布政使を置く、
兵部省。	兵學寮。武庫、會計、糾問、司。	右院。	諸省長官、同次官、
刑部省。		式部寮。	頭、助、屬、舍人、俗人、
宮内省。		神祇省。	卿、輔、丞、掌典、錄、神部、
外務省。		外務省。	卿、輔、丞、記、錄、
待詔局。	上局(學士)、下局。長官、次官、判官、主典、局掌、使部、	大藏省。	卿、以下同じ
集議院。	上局。右同。下局。右同。	造幣、租稅、戶籍、紙幣、出納、統計、記錄、驛遞、勸農、検査寮、頭、	
大學校。	監、博士、助教、主簿、寮長、得業生、寫字生、使部、	兵部省。	兵學、軍醫、武庫、糾問、造兵、司。
彈正臺。	尹、弼、忠、巡察、疏、史生、臺掌、使部、	文部省。	卿以下の外、博士、教授、助教あり。五年に編輯寮を置く。
皇太后宮職。	大夫、亮、進、屬、史生、職掌、使部、	工部省。	卿以下の外、判事、管事、解部、
東宮坊。	傅、大夫、學士、亮、進、屬、史生、坊掌、使部、	司法省。	卿以下の外、判事、管事、解部、
府。	藩。縣。知事、參事、等	宮内省。	五年に明法寮を置く。
留守官。	長官、次官、辨官。	以上改正の分以下前年の制と同じ	
宣敎使。	開拓使。按察使。	皇太后宮職、皇后宮職、東宮坊、集議院、留守官、開拓使、府縣	

同年同月改正

工部省。本省。卿以下同じ、

文書、會計局。局長、次官、掛、
工學、勸工、鑛山、鐵道、土木、燈臺、造船、電信、製鐵、製作寮、測量司

工部都檢。教授、助教、講義、試補、
技術部檢。長、次長、師、得業生、手、見習、

二鎮臺。同年四月

東山。本營、石卷、分營、福島、盛岡。

西海。本營、小倉、分營、博多、日田。

四鎮臺。同年七月

東京鎮臺(東京)。第一分營、新潟
第二分營、上田
第三分營、名古屋

大阪鎮臺(大阪)。第一分營、小濱
第二分營、高松

東北(石卷)鎮臺(當分仙臺)。第一分營、青森
鎮西(小倉)鎮臺(當分熊本)。第一分營、廣島
第二分營、鹿兒島

府縣。四年十一月

府知事、參事、典事、屬、史生、書記
縣令。(以下右同)

神官。五年二月

神宮。祭主、宮司、禰宜、主典、宮掌、

官國幣社。宮司以下右に同じ

府縣郷社。祠官、祠掌

司法省。五年八月

明法寮。
警保寮(後れて置く)

臨時裁判所。
司法裁判所。

長、判事、檢事、解部、檢部、屬、
出張裁判所。右同

府縣裁判所。右同

各區裁判所。

長、檢事、解部、檢部、
檢事局、速部長(邏卒長)速部(邏卒)

開拓使。五年八月

長官、次官、判官、幹事、主典、史生、使掌

海軍省。五年

武官。大元帥、元帥、將官、佐官、尉官、
本省。卿、輔、丞、錄、
秘書局。秘書

軍務局。

會計局。主計監、主計、主計副、
主船、水路、兵學、軍醫寮。

機關、造兵、武庫司。

水兵本部。

裁判所。長、評事、主記、書記、
提督府。提督、知港事、主典、

六鎮臺。十四營所。六年一月

東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本、

東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本、
佐倉、青森、金澤、天津、丸龜、小倉、姫路、
新潟、(後弘前)

(後高崎)

陸軍省。六年三月

陸軍卿官房。卿、輔、丞、參謀佐官、尉官、

第一局(通報、軍務)局長、副長、各課長、

第二局(歩兵、騎兵)右同

第三局(砲兵)右同

第四局(工兵)右同

第五局(會計)右同

第六局(文庫)右同

第七局(北海道)第一局兼掌
陸軍會議
參謀局(後に置く)

太政官。六年五月

(太政官局課新置)

內史所管

履歷、監部、財務、法制、庶務、歷史、地誌課、翻譯局。
外史所管

記錄、用度課、印書、博覽會事務、局。

公武諸制度一覽表

海陸軍武官。

將官。大中少將

上官又曰佐官。大中少佐

士官又曰尉官。大中少尉

下士。曹長、軍曹、伍長

元老院。八年四月

議長、副議長、議員、書記官、書記生

上等裁判所。八年五月

東京、大阪、福島、長崎

官立學校。八年四月

開成學校、醫學校、外國語學校、女學校、女子師範學校。(東京)。
英語學校。(東京、愛知、大阪、廣島、長崎、新潟、宮城)。
師範學校。(同上)。

琉球藩。八年六月

藩王、參事、屬、史生、藩掌、

修史局。八年八月

總裁、副總裁、總閱、修撰、協修、書記、繕寫生、
局長、副局長、幹事

法制局。八年九月

長官、法制官、書記、

賞勳局。八年十月

長官、副長官、議定官、秘書、

二十四、明治元年以後要路大官略表

明治元年	總裁、副總裁。 輔相。輔弼。 議定。參與。 總裁局顧問。 外國事務總督、同掛。 同 局督、外國官知事。 同 內國事務總督、同掛。 同 神祇事務總督。 同 會計事務總督、同掛。 同 海陸軍務總督、同掛。 同 軍防事務總督、同掛。 同 司法事務總督、同掛。 同 知學事。	二年乃至四年	輔相二年限。太政大臣 _{四年} 。 左大臣(缺) 右大臣。 大納言。 議定。 參與、參議。 內廷知事二年限。宮內卿。 外國官知事右同。外務卿。 民部官知事右同。民部卿。 神祇官知事右同。神祇伯。 會計官知事右同。大藏卿。 軍務官知事右同。兵部卿。 刑法官知事右同。刑部卿。 知學 事右同。 大學別當三年限。文部卿。	五年乃至十八年	太政大臣 左大臣 右大臣 參議 內閣顧問 宮內卿 外務卿 內務卿 教部卿 大藏卿 陸軍卿 海軍卿 司法卿 文部卿 工部卿	十八年以後	內大臣 宮內大臣 宮中顧問 樞密顧問 內閣總理大臣 外務大臣 內務大臣 大藏大臣 陸軍大臣 海軍大臣 司法大臣 文部大臣 農商務大臣 拓殖務大臣 遞信大臣
------	---	--------	--	---------	--	-------	---

二十五、現代刑名略表

維新初 <small>(舊幕府の律に より稍潤色す)</small>	明治二年新律綱領 <small>(大寶律支那 律による)</small>	六年改定律例 <small>(各種の律 を參酌す)</small>	十三年刑法治罪法 <small>(主として佛 國律に依る)</small>
四刑、 重科ハ鼻首 <small>(換刑ニ)</small> 死刑三等 磔、斬 <small>(刎)</small> 、絞、 流刑 七年、五年、三年 (主に蝦夷地方へ) 徒刑三等 <small>(所拂追放 ニ換ユ)</small> 二年半、二年、一年 笞刑三等 一百、五十、二十	五刑 死刑 重科ハ鼻首、 絞、斬、 徒刑三等 <small>(北海道へ)</small> 役一年、一年半、二年 流刑五等 <small>(各府藩縣ニ 徒場アリ)</small> 一年、一年半、二年、二年半、三年 杖刑五等 六十、七十、八十、九十、一百 笞刑五等 一十、二十、三十、四十、五十 (閩刑) <small>(士族)除籍、謹慎、 閉門、邊戍、自裁、 (官吏華士族以下一般)贖金、</small>	死刑 重科ハ鼻首、 絞、斬、 懲役 <small>(換絞)</small> 終身懲役 同 <small>(換流)</small> 五年、七年、十年、 同 <small>(換徒)</small> 一年、一年半、二年、 二年半、三年、 同 <small>(換杖)</small> 六十日、七十日、八 十日、九十日、百日、 同 <small>(換笞)</small> 十日、二十日、三十 日、四十日、五十日、 阿責、棒鎖 (華士族官吏)禁錮、 收贖、	三罪 重、輕、違警、 二刑 主、附加、 重罪 主刑九、 死、徒 <small>(無期、流遠、 有期)</small> 、 懲役 <small>(輕、禁獄、重、 輕)</small> 輕罪 主刑三、 禁錮 <small>(重、罰金、 輕)</small> 違警罪 主刑二、 拘留、科料、 附加刑六、 公權剝奪、同停止、禁治 產、監視、罰金、沒收、 (一般)辯護人使用許可、

二十六、帝國議會(衆議院)議員所屬政黨(及俱樂部)略表

第一、二總選舉 第一乃至第五議會	第三、四、五總選舉 第六乃至第十二議會	第六、七、八總選舉 第十三乃至第十九議會	第九總選舉 第二十議會以後
○彌生俱樂部 議員集會所 議員俱樂部 大成會 自由俱樂部 中央交涉會 同盟俱樂部 政務調查會 其他少數黨無所屬議員若干	○自由黨 ○立憲改進黨 ●進步黨 立憲革新黨 國民協會 大手俱樂部 公同會 山下俱樂部 其他	○憲政黨 ○憲政本黨 ○立憲政友會 國民協會 帝國黨 三四俱樂部 壬寅會 中正俱樂部 交友俱樂部 其他	○立憲政友會 ●憲政本黨 無名俱樂部 同攻會 其他
備考 黨員二十名以上を有するものを舉ぐ ○過半数を占むるもの ○三分の一以上數を占むるもの ●四分の一以上數を占むるもの			

二十七、條約國名表

國名	條約調印年次	改正條約調印年次	國名	條約調印年次	改正條約調印年次
亞米利加合衆國	嘉永七年	明治二十七年	西班牙國	明治元年	明治三十年
大不列顛國(英吉利國)	同	同	奧地利匈牙利國	同二年	同
露西亞國	安政元年	同 二十八年	清國	同四年	同 二十九年
和蘭國	安政二年	同 二十九年	秘魯國	同六年	同 二十八年
佛蘭西國	安政五年	同 二十九年	韓國	同九年	同
葡萄牙國	萬延元年	同 三十年	暹羅國	同二十年	同 三十一年
獨逸國	同	同 二十九年	墨其西哥國	同二十一年	同
瑞西國	文久三年	同	伯西兒合衆國	同二十八年	同
白耳義國	慶應二年	同	亞爾然丁共和國	同三十一年	同
伊太利國	同	同 二十七年	希臘國	同三十二年	同
丁抹國	同	同 二十八年	果剛獨立國(居住宣言)	同三十三年	同
瑞典諾威國	明治元年	同 二十九年	智利國	同三十年	同

マラカ 滿刺加・馬刺加・ Malacca.	橫濱ヘラルド The Japan Daily Herald.
マルコ ポーロ Marco Polo.	
マンチウ 滿洲・滿珠・Man-chou.	
ミンダナオ Mindanao, Magin- danas.	
ミンドロ Mindoro.	
ミサヤ(ピサヤ)	
ムクリ (モンゴル) 蒙古・蒙兀・ Moghul, Monghol.	
ムクデン 奉天・Mukden.	
ムラビエフ Muraviev Amurski.	
メキシコ 墨其西牙・墨西哥・ Mexico.	
モスクハ Moskva, Moscow.	
モルツカ 美洛居・摩利加・ Molucca.	
モンゴル(ムクリ)	
モンロー主義 Monroe doc- trine.	
ヤ行	
ヤンヨーステン 耶揚士・Jan Joosten.	
ヨーロッパ 歐羅巴・Europe.	
	ラ行
	リゴル 六昆・Ligor.
	ルソン 呂宋・Luzon.
	リサンドル Lysander.
	ルーリク Rurik.
	レザノフ Resanov.
	ロシア 魯西亞・露西亞・露國 Russia, Russiya.
	ロジエストウエンスキー Rojestvenski.
	ローズヴェルト Roosevelt.
	ローゼン Rosen.
	ローマ 羅馬・Rome, Roma.
	ロマーノフ Romanov.
	ロヨラ Ignazio de Loyola.
	ロンドンタイムス The London Times.
	ワ行
	ワリアーグ Variag.
	ワルデルゼー Waldersee.

二十八、(明治三十七八年戰役) 陸海軍備略表

陸軍		海軍		水雷及通報艦	
近衛	第一	第一	第一	第一	第一
(東京)	(東京)	(仙臺)	(名古屋)	(大阪)	(廣島)
第二	第三	第四	第五	第六	第六
(東京)	(仙臺)	(名古屋)	(大阪)	(廣島)	(熊本)
第三	第四	第五	第六	第七	第七
(仙臺)	(名古屋)	(大阪)	(廣島)	(熊本)	(熊本)
第四	第五	第六	第七	第八	第八
(名古屋)	(大阪)	(廣島)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五	第六	第七	第八	第九	第九
(大阪)	(廣島)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六	第七	第八	第九	第十	第十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七	第八	第九	第十	第十一	第十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八	第九	第十	第十一	第十二	第十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第二十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第三十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十四	第四十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十一	第四十二	第四十三	第四十四	第四十五	第四十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十二	第四十三	第四十四	第四十五	第四十六	第四十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十三	第四十四	第四十五	第四十六	第四十七	第四十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十四	第四十五	第四十六	第四十七	第四十八	第四十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十五	第四十六	第四十七	第四十八	第四十九	第四十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十六	第四十七	第四十八	第四十九	第五十	第五十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十七	第四十八	第四十九	第五十	第五十一	第五十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十八	第四十九	第五十	第五十一	第五十二	第五十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第四十九	第五十	第五十一	第五十二	第五十三	第五十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十	第五十一	第五十二	第五十三	第五十四	第五十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十一	第五十二	第五十三	第五十四	第五十五	第五十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十二	第五十三	第五十四	第五十五	第五十六	第五十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十三	第五十四	第五十五	第五十六	第五十七	第五十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十四	第五十五	第五十六	第五十七	第五十八	第五十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十五	第五十六	第五十七	第五十八	第五十九	第五十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十六	第五十七	第五十八	第五十九	第六十	第六十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十七	第五十八	第五十九	第六十	第六十一	第六十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十八	第五十九	第六十	第六十一	第六十二	第六十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第五十九	第六十	第六十一	第六十二	第六十三	第六十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十	第六十一	第六十二	第六十三	第六十四	第六十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十一	第六十二	第六十三	第六十四	第六十五	第六十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十二	第六十三	第六十四	第六十五	第六十六	第六十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十三	第六十四	第六十五	第六十六	第六十七	第六十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十四	第六十五	第六十六	第六十七	第六十八	第六十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十五	第六十六	第六十七	第六十八	第六十九	第六十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十六	第六十七	第六十八	第六十九	第七十	第七十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十七	第六十八	第六十九	第七十	第七十一	第七十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十八	第六十九	第七十	第七十一	第七十二	第七十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第六十九	第七十	第七十一	第七十二	第七十三	第七十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十	第七十一	第七十二	第七十三	第七十四	第七十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十一	第七十二	第七十三	第七十四	第七十五	第七十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十二	第七十三	第七十四	第七十五	第七十六	第七十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十三	第七十四	第七十五	第七十六	第七十七	第七十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十四	第七十五	第七十六	第七十七	第七十八	第七十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十五	第七十六	第七十七	第七十八	第七十九	第七十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十六	第七十七	第七十八	第七十九	第八十	第八十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十七	第七十八	第七十九	第八十	第八十一	第八十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十八	第七十九	第八十	第八十一	第八十二	第八十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第七十九	第八十	第八十一	第八十二	第八十三	第八十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十	第八十一	第八十二	第八十三	第八十四	第八十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十一	第八十二	第八十三	第八十四	第八十五	第八十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十二	第八十三	第八十四	第八十五	第八十六	第八十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十三	第八十四	第八十五	第八十六	第八十七	第八十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十四	第八十五	第八十六	第八十七	第八十八	第八十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十五	第八十六	第八十七	第八十八	第八十九	第八十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十六	第八十七	第八十八	第八十九	第九十	第九十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十七	第八十八	第八十九	第九十	第九十一	第九十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十八	第八十九	第九十	第九十一	第九十二	第九十二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第八十九	第九十	第九十一	第九十二	第九十三	第九十三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十	第九十一	第九十二	第九十三	第九十四	第九十四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十一	第九十二	第九十三	第九十四	第九十五	第九十五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十二	第九十三	第九十四	第九十五	第九十六	第九十六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十三	第九十四	第九十五	第九十六	第九十七	第九十七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十四	第九十五	第九十六	第九十七	第九十八	第九十八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十五	第九十六	第九十七	第九十八	第九十九	第九十九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十六	第九十七	第九十八	第九十九	第一百	第一百
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十七	第九十八	第九十九	第一百	第一百零一	第一百零一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十八	第九十九	第一百	第一百零一	第一百零二	第一百零二
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第九十九	第一百	第一百零一	第一百零二	第一百零三	第一百零三
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百	第一百零一	第一百零二	第一百零三	第一百零四	第一百零四
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零一	第一百零二	第一百零三	第一百零四	第一百零五	第一百零五
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零二	第一百零三	第一百零四	第一百零五	第一百零六	第一百零六
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零三	第一百零四	第一百零五	第一百零六	第一百零七	第一百零七
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零四	第一百零五	第一百零六	第一百零七	第一百零八	第一百零八
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零五	第一百零六	第一百零七	第一百零八	第一百零九	第一百零九
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零六	第一百零七	第一百零八	第一百零九	第一百一十	第一百一十
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零七	第一百零八	第一百零九	第一百一十	第一百一十一	第一百一十一
(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)	(熊本)
第一百零八	第一百零九	第一百一十	第一百一十一	第一百一十二	

チレ(チリ) 智利・Chili, Chile.
 チンギスハン 成吉思汗・Tchingiskhan.
 デウス 天有主・天主・Deus.
 デーリ Delhi.
 テキサス Texas.
 デットリング Detling.
 デンマルク 丁抹・Denmark, Danmark.
 テムチン 鐵木真 Temutchin.
 ドイツ 獨逸・獨國・Germany, Deutschland.
 東印度商會 East Indian Company, Oostindische Maatschap.
 トカラ 吐火羅・Tochara.
 トルコ 土耳其・突厥・鐵勒・Turkey.
 トンキン 東京・Tong-king.

ナ行

ナポレオン Napoleon.
 ナンキン 南京・Nan-king.
 ニウチアン 牛莊・Niu-chang.
 ニコライエフスク Nikolaievsk.
 ニコルスク Nikolsk.
 ニングタ 寧古塔・Ninguta.
 スエバエスバニア Nueva Es-
 (ノビスパンヤ) paña, Nova Hispania.
 チルチンスク 尼布楚・Nerthinsk.

ノルウエー 諾威・Norway.

ハ行

ハーグ 海牙・Hague, Haag.
 (ヘーグ)
 パークス Parkes.
 バイカル 貝加爾・Baikal.
 バシ 波斯・Pasei, Pasi.
 (スマトラ)
 バスコダガマ Vasco da Gama.
 バタビア Batavia, Jakatra.
 (ジャカトラ)
 パタニー 太泥・Patani.
 バテレン 伴天連・宣教師・Padre.
 ハバロフ Khabarov.
 ハバロフスク Khabarovsk.
 ハワイ 布哇・Hawaii. Sandwich Island.
 ハリス Harris.
 バルト海・波羅的海・Baltic sea,
 (バルチック) Baltique.
 ハルビン Kharbin.
 バルマ 緬甸・Burma.
 ビオトルバプロブスク
 Peterpavlovsk.
 ビサヤ 毘舍耶・Visaya.
 ビント Fernão Mendes Pinto.
 フィリピン群島 菲律賓群島・Phillipin Is. Las Isles Filipinas.
 フーチヤウ 福洲・Fu-chow.
 フォルモサ 臺灣・Formosa.

プチアチン Poutiatin.
 フビライ 忽必烈・元世祖・
 ブラーマン 婆羅門・
 ブラゴベシチエンスク Blagoveshchensk.
 ブラジル 巴西・伯西兒・Brazil.
 ブラチミル Vladimir.
 ブラチミロフカ 豊原・Vladimirovka.
 ブラチポストク 浦鹽斯德・Vladivostok.
 フランク 佛郎機・Frank, Firank.
 フランシスカン派 Franciscan.
 フランシスコ 府蘭・Francisco.
 フランシス サビエル Francis Xavier,
 (フランツァサビエー) Francisus Xaver,
 Francois Xaver,
 Francisco Xaviero.
 フランス 佛蘭西・佛國・France.
 ブルチイ 婆羅・渤泥・文萊・Burnei.
 プロシア 普魯西・孛漏生・普國 Prussia. Preussen.
 プロビデントチア 赤嵌樓・Providentia.
 ペキン(ペチン) 北京・Peking, Peching.
 ペグ 琶牛・Pegu.
 ヘースチングス Hastings.
 ペテロ 彼得・Peter, Petros,

(ピートル) Petr, Pietro, Pedro.
 ベネチア Venezia, Venice.
 (ベニス)
 ベーリング 白令・Behling.
 ペリー Perry.
 (ペルリ)
 ベルギー 白耳義・Belgium.
 ペルー 秘魯・Peru.
 ペルシア 波斯・Persia, Parsa, Fars.
 ベルン Bern.
 ボアソナート Boissonade.
 ポーツマス Portsmouth.
 ポーハタン Powhatan.
 ポルトガル 葡萄牙・葡國・Portugal.
 ポルチオ 渤泥・Borneo.
 ホンコン 香港・Hong-kong.
 ポンヂシエリー Pondicherry.

マ行

マガダ 摩迦陀・Magadha.
 マカオ(アマカハ)
 マカロフ Makarov.
 マガリアエンス Magalhães,
 (マゼラン) Magellan.
 マカサル Macassar.
 マドラス Madras, São Thame.
 (サントメ)
 マドロス 水夫・Matroos.
 マニラ Manila.
 マライ 馬來・馬禮・末羅遊・Malay.

エジプト 埃及・Egypt, Agyptos.
 エスイタ Jesuits, Jesuiten,
 (エス教會) Societa Jesus,
 Compania de Jesus.
 エスキモー Eskimo.
 オーストラリア 濠太拉利亞・
 濠洲・Australia.
 オーストリア 澳地利・Austria.
 オゴタイ 窩濶臺・Oghotai.
 オホーツク Okhotsk.
 オランダ 荷蘭・和蘭・蘭國
 Holland.

カ行

ガーター勳章 Order of the
 (ガーテル) Gärter.
 カステラ Castella.
 カシニー Cassini.
 カタリナ二世 Catharine II.
 カーヂフ Cardiff.
 カナダ Canada.
 カピタン 甲必丹・船長・商館
 長・Capitão.Captain.
 カムチアツカ 勘察加・Kam-
 tchatka.
 カリコ 古里・Calicut.
 カリフォルニア California.
 カルカッタ Calcutta.
 ガンガ 恒河・Ganges.Gangâ.
 カントン 廣東・廣府・支那・
 Canton, Kanfu,
 Tschina.
 カンボデア 柬埔寨・甘字智・真
 (カボチア) 臘・Cambodja.

喜望峰 Cape of good hope
 (好望角) Capo da Boâ Es-
 peranza.
 ギリシア 希臘・Greece,Hellas.
 (ヘラス)
 キリシタン 吉利支丹・切支丹・
 (キリスト教・教徒)
 天主教・基督教・
 耶蘇教・Christâ,
 Christian.
 ギリン 吉林・Girin.
 グアム Guam.
 クライブ Clive.
 グラント Grant.
 グリニチ Greenwich.
 グレゴリオ Gregory, Gregoir.
 (グレゴアール)
 クロバトキン Kouropatkin.
 ゲルマニ 日耳曼・Germany.
 (セルマン)
 ケンフエル 檢夫爾・Kämpfer.
 (クンプル)
 ゴア 臥亞・Goa.
 コサツク Kosaks.
 コツクス Cocks.
 コルサコフ 大泊・Korsakov.
 コレーツ Koreiz.
 ゴローウイン Golowin.
 コロンブス Columbus, Colombo,
 Colon Christpler.
 コロンボ Colombo.
 コンノート Connaught.
 コンゴ 果剛・公果・Congo.
 コンロン 崑崙(嶼)
 Pulo Condor.
 崑崙(山)
 Kuen-luen.

サ行

サイゴン 柴棍・西貢・Saigon.
 サスゲハナ Susquehanna.
 サハリン(カラフト) 唐太・樺太・
 薩哈連・Sakhalin.
 サビエル(フランシスサビエル)
 サンフランシスコ 桑港(舊金山)・
 San Francisco.
 シアム 暹羅・Siam, Sayam.
 シアカムニ 釋迦牟尼・悉達・佛
 陀・瞿曇・Çakamuni,
 Sidhartha, Budha,
 Gautama.
 シアンハイ 上海・Shang-hai.
 シーボールド Siebold.
 ジウチーブ Genève, Geneva.
 (ゼチバ)
 ジェノバ Genova, Genoa.
 (ゼノア)
 ジバング Zipangu.
 ジベリア 西比利亞・Sibelia.
 シメオン Simeon.
 ジャバ 爪哇・閩婆達・Java,
 Djawa.
 ジャカトラ Jakatra. (Batavia.)
 (バタビア)
 シンガポール 新嘉坡・羅漢嶼・
 Singapore.
 神聖同盟 Holy Alliance.
 シンド 身毒・辛頭・Sindh.
 スウイス 瑞西・Switzerland.
 ステッセル Stoessel.
 スマトラ 蘇門答臘・Sumatra,
 Samundra.

スラーパスチ 舍衛國・Çrâvasti,
 Srâvathi.
 スル 蘇祿・Soeloe, Jolo.
 スンガリー 松花江・粟末水・
 Sungari.
 セーモーア Seymour.
 セイロン 錫蘭・細蘭・獅子國・
 Ceylon, Seilam,
 Serendiv.
 ゼームス一世 James I.
 ゼーランダ 海國城・紅毛城・
 Seelandia.
 ゼスイト(エスイタ)

タ行

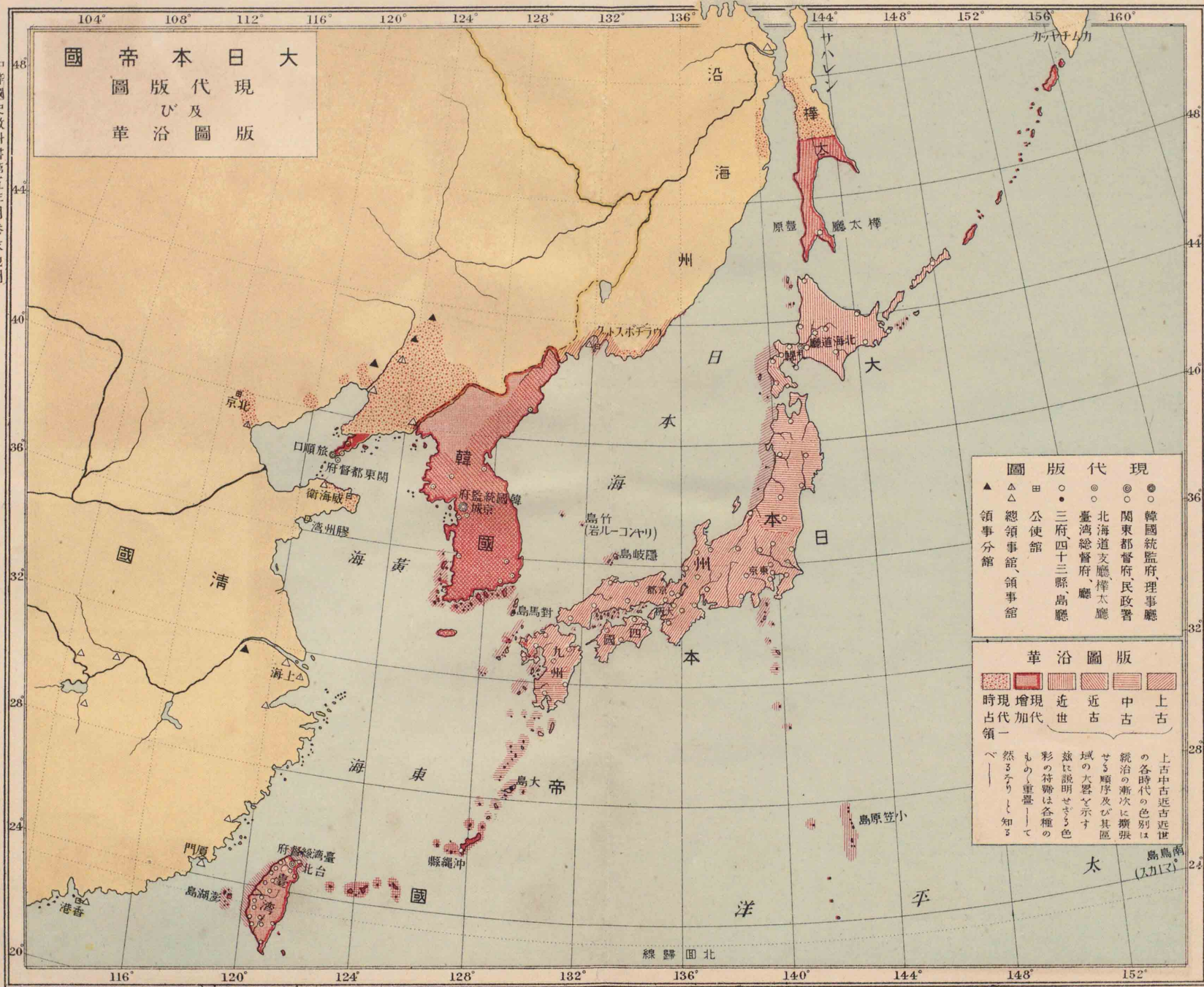
タガル Tagal.
 ターシ 大食・Tâzi.
 タタル 鞑靼・塔々兒・
 Tartars.
 タバコ 烟草・Tobacco.
 タルニー 大連・Dalni.
 デアナ Diana.
 チアンバ 占婆・占城・Champa.
 チハル 齊々哈爾・
 Tsitsihar.
 チーフー 芝罘・Chih-fu.
 チベット 吐蕃・土伯特・西藏・
 Tibet, Tubod.
 チムルレンク 帖木兒・Timur
 (タメルラン) Lenk, Tamerlane.
 チムル 池間・Timor.

四. 内外對照名辭略表

文字は左より右へ読み、検索は五十韻順によりてなすこと。
括弧を附せる名稱は別名又は訛稱なり。

ア 行

アイグン 愛琿・黒龍江城・ Aigun.	アレウト諸島 Aleutian Is.
アカプルコ Acapulco.	アンナム 安南・Annam.
アジア 亞細亞・Asia.	アムボイナ Amboina.
アマカハ 亞媽港・天川・澳門・ (マカオ) Macow.	イエス 耶蘇・Jesus, Iêsos. (ヤッ)
アムール 黒龍江・捺水・黒水・ Amur.	イギリス 英吉利・英國・ England. British Empire, Great Bri- tain and Ireland.
アメリカ 亞米利加・America.	イグナチエフ Iguatiev,
アメリカ合衆國(米國) United States of America.	イスパニア 西班牙・España, (スペイン) Hispania, Spain
アモイ 廈門・Amoy.	イタリア 意大利亞・以大利・ (イタリー) Italia, Italy.
アラビア 亞刺比亞・天方・ Arabia.	イバン Ivan.
アソカ 阿育・阿輸迦・ Açoka.	イルクツク Irkutsk.
アリナレ 鳴綠江	イルマン 伊流滿・宣教師 Irmão.
アルタイ 亞爾泰・金山・Altai.	インド 印度・天竺・India.
アルヘンチナ 亞爾然丁・ (アルゼンチン) Argentinc.	ウイツテ Witte.
アルバジン 雅克薩・Albasin.	ウイリアムアダムス 三浦按針 William Adams.
アレキサンデル一世 亞歷山一 世 Alexander I.	ウエード Wade.
アレキサンドロフスク Alexandrovsk.	ウスリー 烏蘇利・Usuri.
	ウラヂポストツク (ブラヂボス トク)
	ウラル 烏拉・Ural.
	ウリアンハイ 兀良哈・烏梁海・ (オランカイ)



明治十一年九月廿四日發行
 明治十四年四月廿七日再發行
 明治十五年五月十四日再發行
 明治二十二年九月十三日再發行



著者 原秀四郎

東京市小石川區久堅町七十四番地

發行者 大橋新太郎

東京市日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 市川七作

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所 博文館印刷所

東京市小石川區久堅町百〇八番地

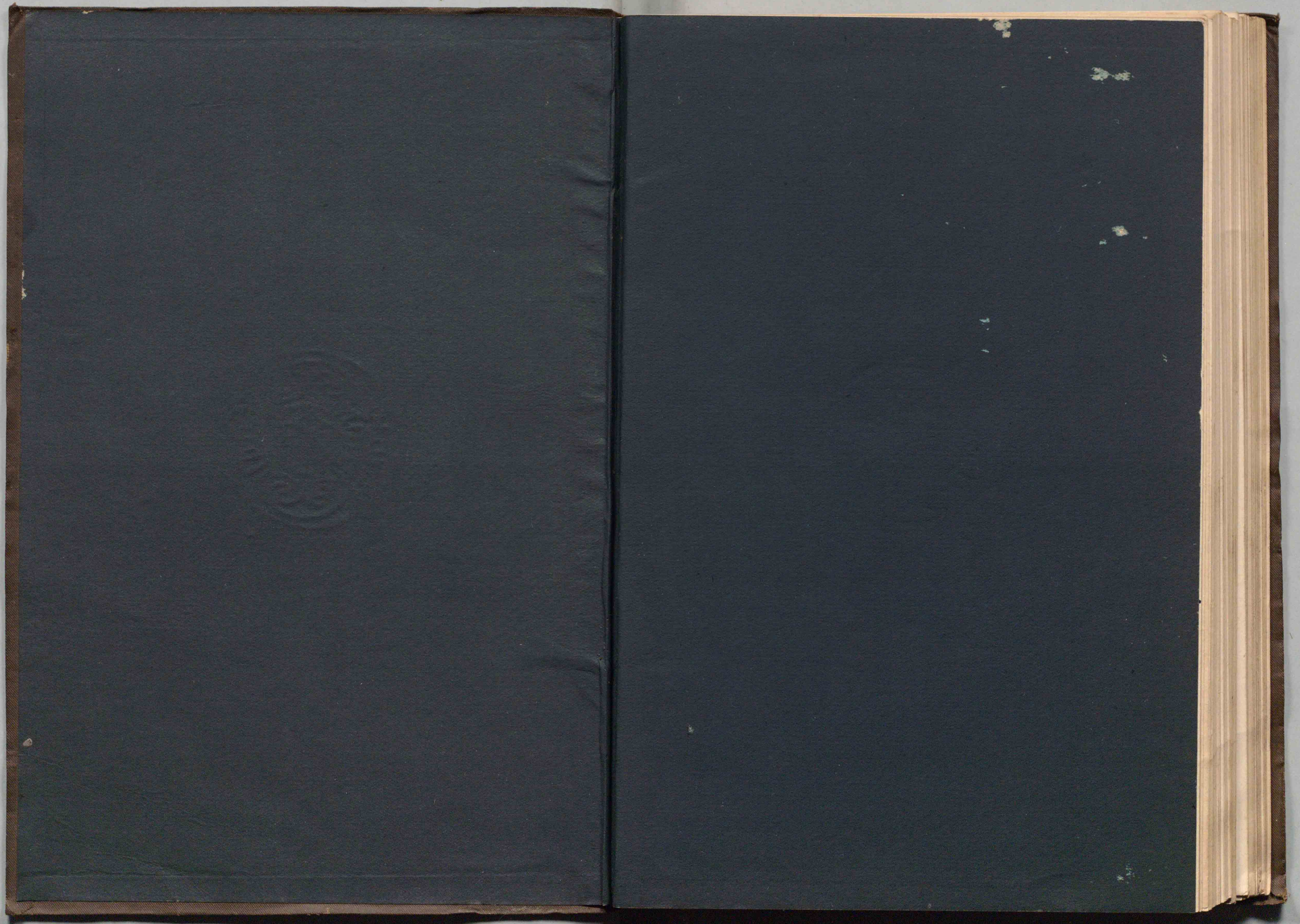
定價六十五錢	中國學史教科書	第五學年用
--------	---------	-------

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館

全三冊之內

松屋藏書







広島大学図書

2000066154

